





# 目 次

## 第1号（9月5日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
議案第60号 令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について	5
議案第61号 令和4年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第62号 令和4年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第63号 令和4年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第64号 令和4年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第65号 令和4年度錦町水道事業会計決算認定について	5
議案第66号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第5号）	11
議案第67号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	11
議案第68号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）	11
議案第69号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第2号）	11
議案第70号 令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）	11
議案第71号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第72号 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	24
発議第4号 錦町議会議員の請負の状況の公表に関する条例	26
報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	26
報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について	27
陳情第2号 会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情について	29
陳情第3号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情について	29
休会の件	29
散 会	29

## 第2号（9月12日）

出席及び欠席議員	31
職務のため議場に出席した者の職、氏名	31
説明のため出席した者の職、氏名	31

議事日程 .....	3 2
本日の会議に付した事件 .....	3 2
開 議 .....	3 2
一般質問 .....	3 2
6 番 石松まゆ子君 .....	3 2
2 番 丸小野聖一君 .....	4 3
3 番 梶原 誠二君 .....	4 8
1 1 番 高田 孝徳君 .....	5 3
5 番 吉田 眞二君 .....	6 3
散 会 .....	7 2

### 第3号（9月13日）

出席及び欠席議員 .....	7 3
職務のため議場に出席した者の職、氏名 .....	7 3
説明のため出席した者の職、氏名 .....	7 3
議事日程 .....	7 4
本日の会議に付した事件 .....	7 4
開 議 .....	7 4
一般質問 .....	7 4
1 番 谷口 一也君 .....	7 4
4 番 早田 和彦君 .....	8 1
散 会 .....	9 0

### 第4号（9月14日）

出席及び欠席議員 .....	9 1
職務のため議場に出席した者の職、氏名 .....	9 1
説明のため出席した者の職、氏名 .....	9 1
議事日程 .....	9 2
本日の会議に付した事件 .....	9 2
開 議 .....	9 2
議案第60号 令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について .....	9 3
議案第61号 令和4年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	9 3
議案第62号 令和4年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	9 3
議案第63号 令和4年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	9 3
議案第64号 令和4年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について .....	9 3
議案第65号 令和4年度錦町水道事業会計決算認定について .....	9 3
議員派遣の件について .....	1 0 5

委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出について .....	106
閉 会 .....	106
署 名 .....	107









令和5年 第3回 錦町議会定例会議録 (第1号)

招集年月日	令和5年 9月 5日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開会 散会	令和5年 9月 5日 令和5年 9月 5日	午前10時00分 午後 1時43分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸	
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳	
	3	〃 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一	
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	7	竹 田 農利人	8	岡 田 武 志	
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	山 園 琢 磨	農林振興課長	有 瀬 耕 二
副町長		保険政策課長	吉 田 誠 二	地域整備課長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課長	森 山 毅 宏	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第60号 令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第61号 令和4年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第62号 令和4年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第63号 令和4年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第64号 令和4年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第65号 令和4年度錦町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第66号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第67号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第68号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第69号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第70号 令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第71号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第72号 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 発議第4号 錦町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
- 日程第18 報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第19 報告第6号 議会の委任による専決処分報告について
- 専第7号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第20 陳情第2号 会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情について
- 日程第21 陳情第3号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情について
- 日程第22 休会の件

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第60号 令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第61号 令和4年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第62号 令和4年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第63号 令和4年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第64号 令和4年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第65号 令和4年度錦町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第66号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第5号）

- 日程第11 議案第67号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第12 議案第68号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第13 議案第69号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第2号）  
日程第14 議案第70号 令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第15 議案第71号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第16 議案第72号 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第17 発議第4号 錦町議会議員の請負の状況の公表に関する条例  
日程第18 報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について  
日程第19 報告第6号 議会の委任による専決処分報告について  
専第7号 和解及び損害賠償額の決定について  
日程第20 陳情第2号 会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情について  
日程第21 陳情第3号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情について  
日程第22 休会の件

---

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定員数に達しておりますので、ただ今から令和5年第3回錦町議会定例会を開会し、直ちに開議いたします。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、7番、竹田農利人議員、8番、岡田武志議員を指名します。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、去る8月28日に議会運営委員会を開催し、御協議を願っております。結果について報告を願います。議会運営委員長、岡田武志議員。

○議会運営委員長（岡田 武志君） おはようございます。議会運営委員長の岡田武志です。

去る8月28日に議会運営委員会を開催し、令和5年第3回錦町議会定例会の会期については、次のとおり協議しましたので報告いたします。

会期は、令和5年9月5日火曜日から9月14日木曜日までの10日間です。

5日火曜日は本会議、6日水曜日から8日金曜日までは各常任委員会、9日土曜日から10日日曜日は休日のため休会、11日月曜日は各常任委員会、12日火曜日から14日木曜日は本会議となります。

なお、一般質問は、12日火曜日と13日水曜日に行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から14日までの

10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から14日までの10日間とすることに決定しました。

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お諮りします。報告の中で、字句、数字、その他文言整理に対応するものがありましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、整理については、議長に委任することに決定しました。

まず、議長が報告します。諸般の報告。報告議員、荒川孝一。

1、組合等名、球磨郡議長会。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

(1) 6月定例郡議長会議、日時、6月21日（水曜）午後3時、場所、球磨地域振興局。

協議事項。①町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会の開催について、②令和5年度球磨郡町村議会議員親善グラウンドゴルフ大会について。

(2) 7月定例郡議長会議、日時、7月13日（水曜）午後3時、場所、山江村役場。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、②管内主要事業説明について、③令和5年度球磨郡町村議会議員親善グラウンドゴルフ大会について。

これについては、10月17日、多良木町において開催することが決定しましたので、報告しておきます。

(3) 8月定例郡議長会議、日時、8月21日（月曜）午後3時、場所、球磨地域振興局。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、②管内主要事業説明について、③令和5年度町村議会正副議長研修会の開催について、④令和5年度議長全国大会の開催について。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、人吉下球磨消防組合議員、竹田農利人議員。

○人吉下球磨消防組合議員（竹田農利人君） おはようございます。諸般の報告。報告議員、竹田農利人。

1、組合等名、人吉下球磨消防組合。2、報告件名、令和5年8月第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会。3、開催日及び場所、日時、令和5年8月21日（月曜日）午後2時より、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。4、内容（要点）。

議事日程。日程第1、会期の決定、日程第2、会議録署名議員の指名、日程第3、議案第1号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）についてです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 次に、人吉球磨広域行政組合議員、吉田眞二議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（吉田 眞二君） おはようございます。諸般の報告。報告議員、吉田眞二。

1、組合等名、人吉球磨広域行政組合。2、報告件名、令和5年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会。3、開催日及び場所、日時、令和5年8月25日（金曜）午後2時、場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。4、内容

(要点)。

議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名、日程第2、会期の決定、日程第3、行政報告、日程第4、議案第10号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算(第1号)、日程第5、認定第1号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、委員会の閉会中の継続調査及び審査について。

追加議事日程1。追加日程第1、令和4年度決算特別委員会の設置について。

以上、報告を終わります。

○議長(荒川 孝一君) これで諸般の報告を終わります。

---

日程第4. 議案第60号

日程第5. 議案第61号

日程第6. 議案第62号

日程第7. 議案第63号

日程第8. 議案第64号

日程第9. 議案第65号

○議長(荒川 孝一君) 日程第4、議案第60号令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第9、議案第65号令和4年度錦町水道事業会計決算認定についてまでの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長(森本 完一君) おはようございます。本日は、令和5年第3回錦町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙し中に御出席を賜りました。お礼を申し上げます。

それでは、提案しております議案について理由を申し述べます。

議案第60号令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第61号令和4年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号令和4年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号令和4年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号令和4年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号令和4年度錦町水道事業会計決算認定について、以上6議案につきましては、令和4年度の各会計の決算認定に関する案件でございます。

地方団体の長は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算を監査委員の審査に付し、同委員の意見書を付けて、議会の認定に付すこととなっております。

認定に当たっては、主要な施策の成果を説明する書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を併せて提出することとなっております。

会計管理者から決算書が提出され、監査委員の審査も終わっておりますので、関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、会計管理者及び企業出納員が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(荒川 孝一君) 白川会計管理者。

○会計管理者(白川 裕美さん) 議案第60号から議案第64号までの令和4年度錦町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定について決算書により御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算書、歳入について御説明いたします。

1 款町税から 2 2 款町債までの歳入合計は、予算現額 1 0 0 億 2 2 2 万 2, 6 4 9 円、調定額 9 6 億 5, 7 3 3 万 5, 8 0 4 円、収入済額 8 8 億 5, 5 7 0 万 4, 7 0 4 円、不納欠損額 1 0 0 万 2, 4 1 7 円、収入未済額 8 億 6 2 万 8, 6 8 3 円であります。

戻っていただきまして、2 ページ、3 ページをお開きください。

1 款町税の不納欠損額 1 0 0 万 2, 4 1 7 円は、地方税法の規定に基づき、処分したもので 1 7 7 件分、収入未済額 7, 8 2 6 万 9, 5 7 6 円につきましては、5, 3 7 1 件分です。次のページをお開きください。

1 3 款分担金及び負担金の収入未済額 1 2 0 万 8, 7 2 4 円は、林業費分担金で 4 件分です。1 4 款使用料及び手数料の収入未済額 4 3 5 万 2, 7 2 6 円は、にしきネット・住宅・住宅浄化槽の使用料及び情報通信施設加入手数料でして 3 8 4 件分です。

1 5 款国庫支出金の収入未済額 3 億 7, 6 8 6 万 6, 0 0 0 円のうち、主なものを申し上げますと、1 項国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費負担金に伴う繰越明許費及び事故繰越し 1 億 5, 7 7 3 万 4, 0 0 0 円、2 項国庫補助金は、河川等災害関連事業費補助に伴う繰越明許費 1 億 3, 3 4 9 万 8, 0 0 0 円等であります。

1 6 款、県支出金の収入未済額 3 億 3, 8 4 7 万 7, 9 5 4 円のうち、主なものは、2 項県補助金の林業施設災害復旧費補助金に伴う繰越明許費及び事故繰越し 2 億 1, 3 0 8 万 2, 0 0 0 円等であります。

1 7 款、財産収入の収入未済額 1 4 5 万 3, 7 0 3 円につきましては、土地建物貸付収入 2 2 件分です。

歳出について御説明いたします。

1 2 ページ、1 3 ページをお開きください。

1 款議会費から 1 4 款予備費までの歳出合計は、予算現額 1 0 0 億 2 2 2 万 2, 6 4 9 円、支出済額 8 4 億 8, 1 4 9 万 9, 6 0 0 円、翌年度繰越額 1 1 億 9, 6 1 7 万 8, 5 1 2 円、不用額 3 億 2, 4 5 4 万 4, 5 3 7 円であります。

次に、翌年度繰越額について御説明いたします。

前に戻っていただきまして、1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

2 款総務費の翌年度繰越額 2, 9 5 1 万 9, 0 0 0 円のうち主なものは、1 項総務管理費 2, 8 9 1 万 9, 0 0 0 円で、錦町くま川鉄道経営安定化補助金等の繰越明許費であります。

3 款民生費の翌年度繰越額 1, 1 9 7 万 2, 0 0 0 円は、1 項社会福祉費の地域介護・福祉空間整備事業の繰越明許費であります。

6 款農林水産業費の翌年度繰越額 1, 9 1 2 万円の主なものは、1 項農業費の 7 7 8 万円、2 項林業費 1, 1 3 4 万円で、農道整備事業、林地崩壊防止事業等に伴う繰越明許費であります。

7 款商工費の翌年度繰越額 4 6 8 万円は、1 項商工費の第 2 弾全世帯商品券配布事業に伴う繰越明許費であります。

8 款土木費の翌年度繰越額 4 億 4, 9 0 2 万 1, 3 6 7 円の主なものは、1 項土木管理費の 2, 7 5 7 万 3, 0 0 0 円、2 項道路橋梁費の 2 億 3, 9 3 2 万 4, 3 6 7 円、3 項河川費の 1 億 8, 2 1 2 万 4, 0 0 0 円で、町道道道路改良事業、河川等災害関連事業等に伴う繰越明許費であります。

1 2 ページ、1 3 ページをお願いします。

1 1 款災害復旧費の翌年度繰越額 6 億 8, 1 8 6 万 6, 1 4 5 円の主なものは、1 項農林水産業施設災害復旧費の 4 億 7, 1 9 1 万 1, 6 0 3 円で、農地、農業用施設及び林業施設災害復旧等に伴う繰越明許費及び事故繰越し、2 項公共土木施設災害復旧費の 2 億 9 9 5 万 4, 5 4 2 円は、現年及び過年度災害復旧事業等に伴う繰越明許費及び事故繰

越しであります。

歳入歳出差引残額につきましては、収入済み額合計から支出済み額合計を差し引きまして、3億7,420万5,104円となります。

192ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額88億5,570万5,000円、歳出総額84億8,150万円、歳入歳出差引額3億7,420万5,000円。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額1億2,343万4,000円、事故繰越し繰越額329万1,000円、計1億2,672万5,000円を差し引きまして、実質収支額2億4,748万円となります。

194ページ、195ページをお開きください。

財産に関する調書について御説明いたします。

公有財産の土地及び建物につきまして、一番下の合計欄を御覧ください。

土地につきましては、決算年度中増減高4万4,713.02平方メートルの増で、民有地を購入した分から個人等への払下げ分を相殺したものでして、決算年度末現在高は1,514万3,522.35平方メートルとなります。

建物につきましては、決算年度中増減高14.93平方メートルの減で、人吉海軍航空基地資料館のコンテナハウス増床分から町営住宅解体分を相殺したものでして、決算年度末現在高は5万810.13平方メートルとなります。

次のページをお願いいたします。

山林面積の決算年度中の増減はありません。立木の推定蓄積量は、決算年度中増減高5,905.73立方メートルの増で、所有林及び分収林への成長率を乗じた量から、間伐した量を相殺したものでして、決算年度末現在高は52万2,114.59立方メートルとなります。

物権及び出資による権利につきましては、決算年度中の増減はありません。

198ページ、199ページをお開きください。物品につきましては、自動車、冷房機、次のページになりますが、ウッドチップパーがそれぞれ1台、合計3台増加しております。

202ページ、203ページをお願いいたします。

債権につきましては、決算年度中増減高3億3,463万4,000円の減となり、決算年度末現在高は6億5,003万6,000円、基金につきましては、決算年度中増減高6億3,678万1,000円の増で、決算年度末現在高は32億237万4,000円であります。

次に、錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

206ページ、207ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

1款国民健康保険税から8款諸収入までの歳入合計は、予算現額12億3,330万4,000円、調定額13億4,202万1,465円、収入済額12億8,319万6,935円、不納欠損額150万3,662円、収入未済額5,732万868円であります。

1款国民健康保険税の不納欠損額150万3,662円は、地方税法の規定に基づき処分したもので90件分、収入未済額5,732万868円につきましては、3,508件分です。

210ページ、211ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費から 10 款予備費までの歳出合計は、予算現額 12 億 3,330 万 4,000 円、支出済額 12 億 1,810 万 8,899 円、不用額 1,519 万 5,101 円であります。

歳入歳出差引残額につきましては、収入済額合計から支出済額合計を差し引きまして、6,508 万 8,036 円となります。

236 ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額 12 億 8,319 万 7,000 円、歳出総額 12 億 1,810 万 9,000 円で、歳入歳出差引額 6,508 万 8,000 円となり、実質収支額も同額となります。

238 ページ、239 ページをお開きください。

財産に関する調書について御説明いたします。債権につきましては、決算年度中増減高 2,001 万 3,000 円の減となり、決算年度末現在高はありません。基金につきましては、決算年度中増減高 2,002 万 7,000 円の増で、決算年度末現在高は 2 億 8,248 万 9,000 円であります。

次に、錦町介護保険特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

242 ページ、243 ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

1 款保険料から 8 款諸収入までの歳入合計は、予算現額 12 億 1,494 万 3,000 円、調定額 12 億 2,737 万 6,348 円、収入済額 12 億 2,425 万 2,076 円、不納欠損額 54 万 1,232 円、収入未済額 258 万 3,040 円であります。1 款保険料の不納欠損額 54 万 1,232 円は、介護保険法の規定に基づき処分したもので 76 件分、収入未済額 258 万 3,040 円につきましては 210 件分です。

246 ページ、247 ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費から 7 款基金積立金までの歳出合計は、予算現額 12 億 1,494 万 3,000 円、支出済額 11 億 4,801 万 232 円、不用額 6,693 万 2,768 円であります。

歳入歳出差引残額は、収入済み額合計から支出済額合計を差し引きまして 7,624 万 1,844 円となります。

278 ページをお開きください。

実質収支に関する調書につきまして御説明いたします。歳入総額 12 億 2,425 万 2,000 円、歳出総額 11 億 4,801 万円、歳入歳出差引額 7,624 万 2,000 円となり、実質収支額も同額となります。

280 ページ、281 ページをお開きください。

財産に関する調書でして、物品につきましては、決算年度中の増減はありません。債権につきましては、決算年度中増減高 1,910 万円の減となり、決算年度末現在高はありません。

基金につきましては、決算年度中増減高 89 万 7,000 円の減で、決算年度末現在高は 4,690 万 5,000 円あります。

次に、錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

284 ページ、285 ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料から、5 款繰越金までの歳入合計は、予算現額 1 億 3,687 万 3,000 円、調定額 1 億 3,806 万 7,238 円、収入済額 1 億 3,699 万 3,138 円、不納欠損額 16 万 5,900 円、収入未済額



90万8,200円です。1款後期高齢者医療保険料の不納欠損額16万5,900円は、高齢者の医療確保に関する法律の規定に基づき処分したもので、22件分、収入未済額90万8,200円につきましては67件分です。

288ページ、289ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費から5款、予備費までの歳出合計は、予算現額1億3,687万3,000円、支出済額1億3,648万3,353円、不用額38万9,647円であります。歳入歳出差引残額は、収入済額合計から支出済額合計を差し引きまして50万9,785円となります。

300ページをお開きください。

実質収支に関する調書につきまして御説明いたします。

歳入総額1億3,699万3,000円、歳出総額1億3,648万3,000円、歳入歳出差引額51万円となり、実質収支額も同額です。

302ページ、303ページをお開きください。

錦町下水道特別会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款町債までの歳入合計、予算現額2億4,561万6,000円、調定額2億4,629万9,045円、収入済額2億4,283万8,941円、収入未済額346万104円でありま

す。1款分担金及び負担金の収入未済額75万4,700円につきましては、分担金117件分、2款使用料及び手数料の収入未済額270万5,404円につきましては、使用料601件分です。

306ページ、307ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1款下水道整備費から2款公債費までの歳出合計は、予算現額2億4,561万6,000円、支出済額2億3,922万8,105円、翌年度繰越額590万円、不用額48万7,895円であります。1款下水道整備費の翌年度繰越額590万円は、指杉地区第4号汚水枝線管渠築造工事に伴う繰越明許費であります。

歳入歳出差引残額は、収入済額合計から支出済額合計を差し引きまして、361万836円となります。

322ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額2億4,283万9,000円、歳出総額2億3,922万8,000円で、歳入歳出差引額361万1,000円となり、実質収支額も同額です。

以上で、議案第60号から議案第64号までの令和4年度錦町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） それでは、議案第65号令和4年度錦町水道事業会計決算認定について、別冊の決算書により御説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

収益的収入及び支出について御説明します。まず、収入からです。

第1款水道事業収益は第1項営業収益及び第2項営業外収益からなり、予算現額1億9,649万4,000円に対し、決算額は1億9,726万1,938円です。第1項の営業収益は、給水収益である水道料金とその他の営業収益

である手数料加入金で、決算額は1億3,028万1,260円です。第2項の営業外収益については、受取利息、他会計補助金、長期前受け金戻入で、決算額は6,698万678円です。

次に、下段の支出です。第1款水道事業費用は、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失及び第4項予備費の合計予算現額2億1,162万9,000円に対し、決算額は2億715万1,183円です。第1項営業費用は、1目原水及び浄水費から4目減価償却費までの予算額計1億6,902万9,762円に対し、決算額は1億6,461万8,713円です。

第2項営業外費用は、支払い利息及び企業債取扱諸費で、予算現額4,258万8,000円に対し、決算額は4,253万2,470円です。

第3項特別損失については決算はありません。

次の第4項予備費については、100万円の当初予算に対し、98万9,762円を充用し、予算現額1万238円、決算額はございません。予備費充用の内容としては、令和4年9月の台風14号に伴う停電対応及び今山地区の配水管の漏水に伴う修繕料となります。

ここで6ページをお開きください。財務諸表の損益計算書になります。

ただ今御説明した収益的収支の内訳になり、消費税相当額を差し引いた額で計上しています。1番の営業収益1億1,847万5,008円と、3番の営業外収益6,698万678円の合計、1億8,545万5,686円が収入になります。

一方で、2番の営業費用1億6,150万9,270円と、4番の営業外費用3,276万7,470円の合計、1億9,427万6,740円が支出になります。この結果、収入決算額から支出決算額を差し引いた882万1,054円が当年度純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明します。

決算書4ページ、5ページをお開きください。収入からです。

第1款資本的収入は、第1項企業債及び第2項他会計負担金の合計予算現額8,610万9,000円に対して、決算額8,610万7,937円です。

第1項企業債は、建設改良に係る企業債で、決算額は1,570万円です。

国道219号JA西スタンド前交差点改良事業に伴う配水管の布設替え工事、ほか1件分の財源として借入れしております。

第2項他会計負担金は、一般会計負担金で決算額は7,040万7,937円です。一般会計からの基準外繰入れ、298万1,000円を含めた決算となっております。

次に、下段の支出です。第1款資本的支出は、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金の合計予算現額1億4,759万7,000円に対して、決算額は1億4,677万1,000円です。第1項建設改良費は、1目水道施設整備事業費及び3目営業設備費の合計予算現額2,050万9,000円に対して、決算額1,968万3,549円です。

第2項企業債償還金は、企業債の元金償還で予算現額1億2,708万8,000円に対して、決算額1億2,708万7,451円です。なお、資本的収入8,610万7,937円に対して、資本的支出1億4,677万1,000円となり、不足する6,066万3,451円は、当年度損益勘定留保資金で補填しております。

以上、議案第65号令和4年度水道事業会計決算認定について説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案につきましては、各常任委員会において調査及び審査をお願いします。

なお、委員長報告及び質疑、採決は14日に行います。

日程第10. 議案第66号

日程第11. 議案第67号

日程第12. 議案第68号

日程第13. 議案第69号

日程第14. 議案第70号

○議長（荒川 孝一君） 日程第10、議案第66号令和5年度錦町一般会計補正予算（第5号）から、日程第14、議案第70号令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）についての5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第66号令和5年度錦町一般会計補正予算（第5号）、議案第67号令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第68号令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第69号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第2号）、議案第70号令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、5議案につきましては、令和5年度各会計の補正に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,321万9,000円を追加し、予算の総額を73億3,189万8,000円とする案件と地方債の補正でございます。補正の主なものは、昨今の物価高騰への支援及び商工業事業者支援として、町民1人当たり5,000円を配布する全世帯商品券配布事業、農業者支援として肥料や飼料などの対象経費の3%を補助する資材価格高騰対策支援事業補助金、林業施設等の災害復旧工事のほか地方債の補正でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、国保税本算定により課税額が当初予定した額を下回ったため、歳入の組替えを行うものでございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,271万3,000円を追加し、予算の総額を12億6,938万7,000円とする案件でございます。

次に、下水道特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ688万9,000円を追加し、予算の総額を2億5,779万2,000円とする案件でございます。

次に、水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出と資本的支出の予算の組替えに関する案件と企業債の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） まず、一般会計から御説明いたします。

議案つづりの12ページをお開きください。

第2表、地方債補正、変更が2件です。

まず、起債の目的は臨時財政対策債ですが、起債発行可能額の決定に伴い、限度額を466万3,000円減額し、2,033万7,000円とするものです。臨時財政対策債は一般財源として借り入れるものであり、償還額については、後年度の地方交付税で100%措置されます。次に、起債の目的は、緊急浚渫推進事業、緊急浚渫推進事業債で

すが、起債の限度額を1,700万円増額し、3,100万円とするものです。

内容は、曲谷川、志戸内川の緊急浚渫事業費の財源として借り入れるものです。

以上、2点について、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであり、補正前と変更はございません。

次に、議案つづり18ページ、19ページをお願いいたします。

一般会計の歳入から申し上げますが、5万円未満の補正については、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承願います。

2番目の欄になります。10款1項1目1節地方特例交付金84万円は、交付決定による計上となります。

次に、11款1項1目1節地方交付税3,383万4,000円は、補正予算所用額の財源として、普通交付税を計上しております。

次のページをお願いします。下の欄になります。

16款2項1目総務費県補助金19節、物価高等対応生活者支援交付金183万3,000円は、プレミアム付き商品券事業の財源として計上しております。

次のページをお願いします。

1番下の欄になります。

17款2項2目1節物品売払収入45万4,000円は、2トンダンプの売払収入で、入札結果に基づく増額分の計上となります。

次のページをお願いします。上から2番目の欄になります。

20款1項1目1節前年度繰越金1億7,134万8,000円は、補正予算所要額の財源として計上しております。

次に、21款4項1目1節雑入274万5,000円のうち216万3,000円は、消防団員安全装備品整備事業助成金で、団員用長靴の購入財源として計上しております。

22款町債は、地方債補正で御説明したとおりでございます。

次に、歳出です。まず、全般的なことを申し上げますと、人件費の補正については、7月の人事異動に伴うもの、職員手当等の異動が主なものですので、それに係る説明は割愛させていただきます。併せて歳入と同様、5万円未満の補正についても、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承願います。

それでは、26ページ、27ページをお願いします。

2款1項2目電算管理費12節委託料12万9,000円は、2階201会議室における無線LAN導入に伴う委託料となります。

次に、5目財産管理費12節委託料346万5,000円は、要望がありました町有地の支障木伐採に係る委託料で、4ヶ所分を計上しております。

次に、14節工事請負費34万8,000円は、西地区の三和エレクトロニクス株式会社横のブロック塀が、車両の通行の際見通しが悪いとの申し出があり、一部撤去に係る工事費となります。

7目交通安全費14節工事請負費156万2,000円は、町道東方線、一丸久保線の安全対策工事分となります。18節負担金補助及び交付金15万円は、高齢者の方向けの安全運転支援装置整備に係る補助金で、5件分を計上しております。

次に40ページ、41ページをお願いします。真ん中の欄になります。

9款1項2目非常備消防費10節需用費216万4,000円は、歳入にもありました消防団員安全装備品整備事

業で団員用安全靴の購入費用となります。

3目消防施設費10節需用費155万8,000円は、防火水槽修繕の3ヶ所分となります。

14節工事請負費21万1,000円は、防火水槽撤去工事1件と防火水槽蓋設置工事の1件分となります。

4目防災費3節職員手当等8万1,000円は、職員の休日研修受講に伴う時間外勤務手当となります。

総務課関係は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 住民福祉課関係について御説明いたします。

まず、歳入です。20、21ページをお開きください。2段目です。

15款2項2目民生費国庫補助金2,021万4,000円のうち2節児童福祉費補助金434万9,000円は、子ども・子育て支援施設整備交付金で、放課後児童クラブの施設整備事業の交付金です。3分の1補助です。

下段の2段目です。16款2項2目民生費県補助金860万2,000円のうち2節児童福祉費補助金434万9,000円は、子ども・子育て支援施設整備交付金で、放課後児童クラブの施設整備事業の交付金です。3分の1補助です。

次に、歳出です。30、31ページをお願いします。2段目です。

3款2項1目児童福祉総務費1,325万1,000円のうち10節需用費20万4,000円は、印刷製本費で、子育て支援総合リーフレットの印刷費です。

18節負担金補助及び交付金1,304万7,000円は、保育所等施設整備事業補助金で、木上ひかり保育園で行われております放課後児童クラブらっぴーの施設整備事業の補助金です。事業費の3分の2補助で、国、県、町で各3分の1ずつ補助します。事業者負担は3分の1です。

現在の木上ひかり保育園保育室を改修して、学童保育室、トイレ、洗面所、給湯室を整備します。事業費は1,957万1,000円です。建築面積169平米、延べ床面積109.85平米、木造1階建てです。工期は令和6年2月から3月を予定しております。

次に、4款1項3目環境衛生費10節需用費22万7,000円は、消耗品でゴミ収集日の看板の購入費です。

次に、32、33ページをお願いします。2段目です。

4款2項1目清掃総務費10節需用費50万円は、修繕料でゴミ収集車の年度内の修繕に対応するための増額補正です。

以上で住民福祉課分の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入からです。議案つづり20ページ、21ページをお開きください。上段になります。

15款2項1目総務費国庫補助金21節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金474万8,000円です。内容としましては、事業者支援・生活者支援分の上限額4,927万円のうち、これまで4事業分4,452万2,000円を計上し、残額は474万8,000円となっておりますが、そのうち、プレミアム商品券事業に計上しておりました500万円を200万円減額し、674万8,000円を資材価格高騰対策支援事業に計上するものです。

なお、減額いたしました200万円につきましては、先ほど総務課から御説明がございました、物価高騰対応生活者支援交付金183万3,000円と、一般財源16万7,000円を充て替えることとなります。

次のページをお開きください。3段目です。

16款2項10目商工費県補助金1節商工費補助金10万円は、球磨川流域地産地消支援事業補助金で、道の駅錦パンフレット作成業務分となります。

次のページをお開きください。3段目です。

21款4項1目1設雑入274万5,000円のうち、説明欄2行目のふるさと回帰推進事業補助金返還金44万6,000円は、昨年度末に本町に移住され、移住促進住宅取得費等補助金40万円と、引っ越し費用補助金4万6,000円を受け取られた方が補助要件に該当しなくなったことから返還されたものです。

説明欄1番下のロアッソ熊本応援バスツアー支援金9万円は、本年度本町が参加しております火の国もりあげタイ事業におきまして、10月22日に錦町タウンデイが催されることに伴います、ロアッソ熊本からのバス借上げに係る費用の助成金となります。

歳入は以上です。

次に、歳出です。28、29ページをお開きください。2段目です。

2款7項1目企画費7節報償費12万円、8節旅費15万円は、今後参加予定の東京熊本県人会総会ほかイベント等の必要経費の計上となります。

12節委託料101万3,000円は、第6期錦町総合計画基本計画冊子及び概要版作成業務委託料70万8,000円、チャレンジショップ商品販売実践研修業務委託料30万5,000円の計上です。18節負担金補助及び交付金408万円は、移住促進住宅取得費等補助金を活用される方が、当初予算の想定4件分を上回っていることから、昨年度の実績に基づき計上するものです。

次に34、35ページをお開きください。2段目です。

7款1項1目商工総務費12節委託料5,696万4,000円は、全世帯商品券配付業務委託料です。物価高と燃油高騰対策として、1人当たり5,000円の商品券を全世帯に配布するものです。

18節負担金補助及び交付金60万円は、出荷協議会が来年2月に実施予定のくらんどつながる市に対する補助金となります。

2目観光費11節役務費1万2,000円、13節使用料及び賃借料31万7,000円は、歳入でもございましたロアッソ熊本によります火の国もりあげタイ事業におきまして、10月22日に実施いたします錦町タウンデイ参加者のバス借上げ料及び参加者の保険料の計上です。

3目公園等管理費11節役務費11万3,000円は、くらんど公園及び大王原公園の遊具劣化点検手数料の計上です。

5目商工業振興費18節負担金補助及び交付金62万5,000円は、小規模事業者持続化補助金で4社分の計上です。

企画観光課関係の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） ここで10分ほど休憩します。休憩後は11時10分から開議します。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

箕田税務課長。

○税務課長（簗田 俊哉君） 税務課関係を説明いたします。

歳出です。議案つづり26、27ページをお開きください。下段になります。

2款2項2目賦課徴収費12節委託料、増額の475万3,000円です。

内容については議案つづり28、29ページをお願いいたします。

令和6年度から始まります個人住民税森林環境税賦課徴収対応業務として261万8,000円。

次に個人住民税システム特別徴収税額通知電子化対応業務委託料185万3,000円、個人住民税特別徴収税額通知電子化に伴うe-L-TAX団体連動試験支援業務委託料28万2,000円です。こちらは、令和6年度以降の個人住民税特別徴収税額をe-L-TAXを経由し納税義務者に提供するための業務委託になります。

次に、国民健康保険特別会計になります。

歳入です。議案つづり60、61ページをお開きください。

1款1項1目一般国民健康保険税です。減額1,116万1,000円です。内訳は1節医療給付費分現年課税分減額767万7,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分減額188万8,000円、3節介護納付金現年課税分減額159万6,000円です。こちらについては、7月に行いました国民健康保険税の本算定処理に伴うものです。

以上、税務課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 保険政策課関係の説明をいたします。

まず一般会計の歳入からです。

20ページ、21ページをお開きください。

15款2項2目民生費国庫補助金4節社会福祉費補助金1,586万5,000円、内訳として地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,540万円は、介護事業施設の施設改修等補助金です。

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金46万5,000円は、下段の16款2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金の熊本県権利擁護人材育成事業補助金減額46万5,000円から組み替えるものです。5節介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金471万8,000円は、2ヶ所の介護予防拠点施設の改修補助金を計上するものです。

次に、歳出です。30ページ、31ページをお開きください。

3款1項2目老人福祉費18節負担金補助及び交付金2,011万8,000円は、介護事業施設改修等補助金と2ヶ所の介護予防拠点施設の改修補助金です。19節扶助費10万円は家族介護用品支給事業の不足見込み額を計上するものです。27節繰出金減額275万6,000円は人事異動に伴うものです。

一般会計については以上です。

次に、国民健康保険特別会計です。

まず、歳入です。60ページ、61ページをお開きください。

7款1項2目1節その他繰越金721万2,000円は前年度繰越金で財源調整です。

8款3項5目1節雑入390万4,000円は令和5年2月診療分の診療報酬精算金です。

歳入は以上です。

次に、歳出となりますが、財源更正のため説明は省略いたします。

国民健康保険特別会計については以上です。

次に、介護保険特別会計です。

まず、歳入です。74ページ、75ページをお開きください。

4款1項2目地域支援事業支援交付金2節過年度分8万3,000円は、事業実績に伴う追加交付です。

6款1項4目その他一般会計繰入金1節職員給与費等繰入金、減額275万6,000円は人事異動に伴うものです。

7款1項1目1節繰越金3,538万6,000円は前年度繰越金で財源調整です。

次に、歳出です。次のページをお開きください。

5款1項1目償還金22節償還金利子及び割引料3,546万9,000円は令和4年度の介護給付費等の事業実績に伴う国、県及び社会診療報酬支払基金への返還金です。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 森山健康増進課長。

○健康増進課長（森山 毅宏君） 健康増進課関係を説明いたします。

歳出です。議案つづりは32、33ページをお開きください。上の段です。

4款1項1目感染症特別対策事業費22節償還金利支及び割引料126万3,000円です。これは、令和4年度コロナウイルスワクチン接種事業の実績報告に係る返納金で接種費用そのものに対する負担金事業国庫返納金90万2,000円と接種費用以外の経費に対する補助金事業国庫返納金が36万1,000円です。令和4年度では延べ人数1万2,151人の方がワクチン接種を済まされました。

以上で健康増進課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 農林振興課関係を説明いたします。

歳入からです。議案つづり20ページ、21ページをお願いします。下段になります。

16款2項1目18節球磨川流域復興基金交付金150万円はゼンカイミート株式会社のハラール認証再取得に係る補助金で、詳細につきましては歳出で説明いたします。

次に、一番下になります。4目1節農業費補助金減額の339万2,000円のうち畜産振興総合対策事業費補助金、減額の358万8,000円はJA導入牛に対する補助で交付決定によるものです。

次のページをお願いします。

次に、経営所得安定対策推進事業費補助金8万5,000円は、農業再生協議会の運営補助金で交付決定によるものです。

次に、中山間地域等直接支払い交付金11万1,000円は、交付対象面積の確定によるものです。

次に、8節環境保全型農業直接支払い交付金307万9,000円は有機農業へ取り組む団体への補助金です。詳細は歳出で説明いたします。

次に、8目1節農地災害復旧費補助金250万円は令和5年6月下旬から7月初旬にかけての豪雨による農地1ヶ所の災害復旧に係る補助金です。補助率は2分の1で計上しておりますが、激甚災害指定により補助率のかさ上げが見込まれます。

次に、2節農業用施設災害復旧費補助金2,487万2,000円は、令和2年7月豪雨により被災した農業用施設1ヶ所分の補助金です。詳細は歳出で説明いたします。

次に、3節林業施設災害復旧費補助金7,966万8,000円は令和2年7月豪雨、令和4年台風14号で被災した林道2路線8ヶ所分の補助金になります。

次に、歳出です。32ページ、33ページをお願いします。下段になります。



6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金5,910万7,000円のうち環境保全型農業直接支払事業補助金410万7,000円は、錦町環境保全型農業推進協議会への有機農業の取組に対する補助金11経営体分となります。

次に資材価格高騰対策支援事業補助金5,500万円は新型コロナウイルス感染の蔓延や世界情勢の変化による農業用資材や原油価格高騰の影響を受けている農業者に対し支援するもので、対象者は農業所得がある全ての個人及び法人とし、補助額は令和4年分の税申告において農業に係る経費として申告された肥料費、飼料費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費の合計額の3%としています。1,000円未満の端数は切り捨てで上限は法人が100万円、個人が50万円としています。申請される際は令和4年度分の確定申告書の控えまた経費が分かる収支計算書等の持参をお願いしますこととなります。

次に、4目畜産業費18節負担金補助及び交付金、減額の208万8,000円のうち、JA補助金減額の358万8,000円は、JA導入牛に対する補助金で県補助金の交付決定による減額です。

次に、畜産物輸出再開拡大支援事業補助金150万円は、ゼンカイミート株式会社新工場のハラール認証再取得費用に係る補助金で、被災前の輸出相手国への輸出再開のためのハラール認証取得費用の2分の1を県の球磨川流域復興基金を活用して支援するものです。

次のページをお願いします。

5目農地費18節負担金補助及び交付金15万1,000円は中山間地域等直接支払事業補助金で取組面積の確定によるものです。

次に、6目水田農業構造改革対策事業費18節負担金補助及び交付金8万5,000円は、経営所得安定対策推進事業で町農業再生協議会の運営補助金になりますが、県補助金の交付決定による増額です。

次に、44ページ、45ページをお願いします。中段です。

11款1項1目農地災害復旧費12節委託料71万5,000円及び14節工事請負費500万円は今年6月末から7月にかけての豪雨により被災した木上村松地区の農地1ヶ所分の設計業務及び復旧工事になります。

次に、2目農業用施設災害復旧費12節委託料401万3,000円及び14節工事請負費2,520万円は令和2年7月豪雨により被災した一武横山地区の水利施設1ヶ所分の取水口整備に係る設計業務及び工事費になります。

次に、3目林業施設災害復旧費14節工事請負費8,481万3,000円は、令和2年7月豪雨及び令和4年台風14号により被災した林道2路線8ヶ所の復旧工事8,215万2,000円及び今年6月末から7月にかけての豪雨により被災した1路線の復旧工事266万1,000円になります。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 地域整備課関係を御説明します。

議案つづりは18、19ページを開きください。一番下の段となります。歳入からです。

13款2項2目土木費負担金1節道路橋梁費負担金750万円は、木綿葉大橋補修補強事業相良村負担金で事業費増に伴う負担金の増額となります。

負担割合は事業費から国庫負担分を差し引いた2分の1となります。

次に、22、23ページを開きください。下から2段目です。

16款3項3目土木費委託金1節河川管理委託金43万5,000円は、県管理河川護岸雑草処理業務委託金で、県管理河川の除草処理区域の決定に伴い委託金を増額するものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。36、37ページを開きください。

8款2項1目道路維持費207万1,000円のうち12節委託料45万2,000円は、町道無田原線測量設計業務委託料でブロック積み及び側溝改修検討に係る委託料となります。14節工事請負費161万9,000円は町道一丸久保線通学路安全対策工事外2件の道路維持に係る工事費を追加補正するものです。

次に、2目道路新設改良費4,911万5,000円のうち12節委託料859万8,000円は、町道松里永野線及び町道改良事業2路線の用地及び測量設計業務分となります。

14節工事請負費4,202万7,000円は、町道一丸久保線外町道側溝改修事業2路線、町道舗装復旧事業1路線、橋梁長寿命化計画事業1橋、町道改良事業1路線の工事費で、主に契約変更に伴う増額補正のほか、側溝改修及び舗装打替えなどの事業追加、木綿葉大橋補修補強工事に係る仮設工の見直しなどによる増額となります。

16節公有財産購入費200万円は、町道下大鶴線道路改良事業に係る1筆分の用地購入費となります。

21節補償補填及び賠償金、減額351万円は、町道松里永野線松里工区の補償費確定に伴う減額506万円のほか、2路線の補償費を追加補正するものです。

次のページをお開きください。2段目です。

3項2目河川管理費14節工事請負費1,700万円は、町管理河川であります曲谷川及び志戸内川の浚渫事業について、浚渫土量が多く事業費が不足するため増額するものです。

次に、4項1目下水道費27節繰出金387万9,000円は、下水道特別会計への繰出金で、詳細は後ほど御説明いたします。

次に、5項1目住宅管理費382万8,000円のうち10節需用費308万円は、町営住宅の修繕料で修繕箇所が増加が見込まれることから所要額を増額するものです。

14節工事請負費74万8,000円は、町営雨堤第一住宅解体工事1棟分となります。これにより、現在の雨堤第一住宅の入居戸数は6戸となります。

次に、44、45ページを開きください。一番下の段になります。

11款2項2目過年災害復旧費21節補償補填及び賠償金328万円は、現在、令和2年災の水無川橋の復旧工事を実施しておりますが、復旧箇所の九電及びNTT線について、工事施工に支障があり、移設する必要があることから、追加計上するものです。

一般会計は以上です。

次に、下水道特別会計予算を御説明します。

88、89ページを開きください。歳入からです。

4款1項1目1節一般会計繰入金387万9,000円、次の5款1項1目1節前年度繰越金301万円は、歳出予算増額のための財源補正です。

次のページをお開きください。歳出です。

1款1項1目総務管理費12節委託料302万5,000円は、下水道台帳管理システム拡張業務委託料で、今後施設の改築に係る社会資本整備総合交付金、いわゆる社交金の交付に当たっては、現在の管路施設について、地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを用いて管理することが要件となりますことから、今回、下水道台帳管理システムを拡張整備するものです。次に、2目維持管理費18節負担金補助及び交付金380万円は、流域下水道維持管理負担金の単価改正に伴う増加となります。今回、流域下水道処理場の維持管理費について、電気料金等の

高騰により、今後の不足が見込まれることから、負担金の単価改正が行われたものです。

下水道特別会計は以上です。

次に、水道事業会計補正予算を御説明いたします。

別冊の水道事業会計補正予算書1ページをお開きください。

議案第70号令和5年度錦町水道事業会計補正予算(第1号)になります。

第2条で、収益的支出の80万円減額の補正をしています。

第3条では、資本的支出を80万円追加するものとなります。内容については、後ほど実施計画明細書により御説明します。

次のページをお開きください。

第4条で、企業債の内容を改めております。起債の目的を上水道事業から災害復旧事業へ、起債の償還方法について40年以内から25年以内に改めます。

内容は、令和2年に被災した水無川橋の橋梁連絡管復旧のための実施設計に係る分となります。

次に、5ページをお開きください。予算実施計画明細書になります。収益的支出です。

1款1項1目原水及び浄水費、減額の59万円のうち、19節委託料60万5,000円は、水質検査に係る委託料を増額するもので、熊本市や合志市の井戸水で検出された有機フッ素化合物について、本町の水源地5ヶ所についても実施する必要があると思われまますので、今回追加計上するものです。

27節動力費、減額の119万5,000円は、電気料金について当初見込み額から減額を見込み、現時点における不用額を減額するものです。

次に、3目、総係費40万円のうち、19節委託料13万2,000円は、主にアセットマネジメント委託料の変更に伴う不足分を計上するものです。

22節、修繕費26万8,000円は、資材高騰による不足分を計上するものです。

次に、2項2目1節消費税、減額の61万円は、中間申告により当初見込み額から減額を見込み、現時点における不用額を減額するものです。

6ページを御覧ください。資本的支出です。

1款1項1目1節、水道施設整備事業費80万円は、配水管布設工事の新規1ヶ所、それから工事費増額1ヶ所分となります。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長(荒川 孝一君) 白川会計管理者。

○会計管理者(白川 裕美さん) 出納室関係を御説明いたします。

26、27ページをお開きください。上段の中ほどです。

2款1項4目会計管理費、17節備品購入費27万5,000円は、出納室の窓口に設置しております監視カメラが録画できなくなり修理不能のため、録画機能付きの監視カメラに更新するものです。

以上で出納室関係の説明を終わります。

○議長(荒川 孝一君) 尾方教育振興課長。

○教育振興課長(尾方 良一君) 教育振興課関係を御説明します。

歳出です。40、41ページをお開きください。下段になります。

10款1項2目事務局費8節旅費、減額5万5,000円は、一般事務費や就学指導運営委員会事業、特別支援教

育総合推進事業における研修会講師の費用弁償や委員謝金、相談員報償金などを報償費や普通旅費へ組み替えることによる減額となります。

次のページをお開きください。

2項1目学校管理費12節委託料180万円は、西小学校増築工事に係る変更設計業務委託料です。西小学校の支援学級の増加に対応するため、プレハブによる教室の追加を計画し、設計を行いましたが、見積設計額が多額であったため、校舎の増築での対応を再検討するため、改めて変更設計を行うための業務委託料を追加計上するものです。

次に、4項1目社会教育総務費70万3,000円のうち、7節報償費54万4,000円は、全国大会等出場奨励費20万円と、地域学校協働活動推進委員謝金34万4,000円の2件分の増額になります。

全国大会等出場奨励費は、当初20人分を見込んでおりましたが、既に28人の申請があっており、増加したため追加計上するものです。地域学校協働活動推進委員謝金も、週2日6時間での対応を検討しておりましたが、業務が多岐に渡り対応できていないため、執務時間を追加して実施するために増額計上するものです。

次のページをお開きください。

5項2目体育施設費11節役務費8万3,000円は、町民グラウンド及び国体記念運動公園にあるサッカーゴールや野球防球ネット等の老朽化した11台分を解体撤去処分する手数料になります。

13節使用料及び賃借料12万円は、下水道使用料の増加による追加計上になります。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 34ページ、7款1項商工費ですけれども、補正で5,756万円組んでいただいておりますけれども、この18節の60万円、くらんどつながる市補助金というのは、どういう補助金なのか、説明をお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

今年の2月19日に開催されました20周年の道の駅で行われましたくらんどつながる市、その同様のイベントを来年の2月に出荷協議会が計画されております。イベント開催の目的を述べさせていただきます。道の駅錦というプラットフォームを活用して地域づくり、地域コミュニティの在り方を道の駅錦、創業の節目に改めて皆で考える場とするというようなものになります。7つの柱がございまして、錦町の食を未来へつなぐ、ふるさと納税のPR、あと地域コミュニティ活性化と若年層の地域づくりへの参加、並びに新事業の創出、それと地域のボランティアとの連携、高校生とかですね。それと関係人口の創出とふるさと住民との交流、くらんど公園の利活用と観光消費額の拡大、この7つの柱を目的に掲げられて、今回企画されているところです。目標の来場者数を5,000人に設定されて、この2月18日の日曜だと思っておりますけど、開催される予定となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。もう1点お願いいたします。

18節ですけれども、全世帯に商品券配付事業5,686万4,000円が組まれておりますけれども、先ほど詳細な説明は、1人当たり5,000円ということで説明を受けましたけれども、この時期とか、このプレミアムの期間というのは、どのくらいに設定される予定なんですか、教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

時期としましては、まず10月1日現在で町民の方を特定させていただきます。11月初旬頃から全世界帯に配付を開始いたしまして、使用できる期間としましては、12月1日から1月31日までの2か月間を想定しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。このプレミアム期間なんですけれども、やはり短いという声も聞きますので、そのところは調整していただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

今回、使用できる期間を12月1日から1月31日の2か月間にさせていただいたのは、年末年始のお金のかかる時期、その時期に是非御利用いただければ、その物価高、燃油高騰とか、その一助となればということで、この2か月間に設定させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。39ページ。地域整備課長にお尋ねします。

橋梁長寿命化計画事業で増額1,500万円と。できれば、全協のときでもいいですので、資料で説明していただきたいと思います。仮設工といっても、どういう水替えかなんか分かりませんが、1万5,000円とかなり分かります。少なくてもいいですけど、1,500万円と言えば多大なる金額ですので、その内容的なものをできますれば、全協のときでも説明していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 今回の補正につきましては、当初の設計から大分期間が経っておりまして、河川の内容といたしますか、その状況も変わっておりますものですから、そこを考慮した上でちょっと仮設工の見直しということがあっておりますので、また全協の折にも、説明はいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。43ページ。教育振興課長にお尋ねします。

全国大会出場激励費、これ一人頭幾らぐらいの設定になっているのでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 基本的には1万円というのが原則の補助、上限額となっております。しかし九州大会とかになりますと7,000円程度というのもございますので、7,000円から1万円の範囲内、お一方ということになっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番です。親御さんもついていかれると思うんですよ。そこを考えると1万円と、ねりんピックでも1万円というふうな設定になっているみたいですけども、やっぱり、旅費的に高額な旅費になりますので、そのところの御検討を、今後はしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御提案に関して改めて検討する必要があるかと思いますが、全国大会等の出場される方につきましては、この奨励費という補助金、或いは役場庁舎前の国道端に掲示する看板ですね。そのいずれかを選んでいただくというやり方をとっておりまして、看板をされる場合には看板のほうが若干割高になっているという状況もあっておりますので、出場される方が希望されたほうで、補助金を選ばれた場合が1万円ということで定めさせていただいたという経緯がございますので、再度改めてその辺検討させていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。同じく43ページ、教育振興課にお尋ねします。

学校整備事業の中で、西小学校の校舎の増築だと思うんですが、設計予想の大きな開きがあったという話だったんですけど、もう少し詳しくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

西小学校につきましては、今現在支援学級が増加しておりまして、その教室が不足するというので、今年令和5年度から教室をやりくりして対応しております。今不足しておりますのが、木工室が1つありません。そういったこともあって、今年、緊急的にプレハブ設置でもできないかということで予算をいただいたのが、当初のときの予算だったかと思います。当初設計150万ほどで設計をプレハブ校舎、教室、2部屋を設置する計画で設計業務を行いました。出来上がった見積り設計額を今見たところですけど、2教室で1億円ほどのプレハブ校舎の整備費になっております。そういったことで、非常に割高になった設計で出来上がったものですから、ちょっとこれでは対応できないということで、校舎の一部分にまた付け加える増築工事できないだろうかということで、今度は鉄筋コンクリート造とかも含めてプレハブを度外視した形での設計をもう一回やり直したほうがいいだろうということで、今回、再変更設計という形をお願いをしたという経緯でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。今の話を聞きますと、やはり予想よりかなり大きな額だったということで、確かにいろんな人件費や材料費が上がっておるんですけども、当初予算の計画よりもかなりかかったという、例えば公民館であったり、そういう話も聞きますが、少し予算を立てる前に十分に設計もあるんですけども、打ち合わせが必要だったのかなというふうに、見通しが甘かったのかなという気がします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。33ページの資材高騰対策の件ですが、先ほど課長のほうから説明を聞いていますと、そういった決算資料のお持ちになってということでだったと思うんですが、具体的にもう1回説明のほうをお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

申請につきましては、令和4年度の経費を対象とすることとしております。申請される際、町のほうで確定申告された場合を例にとってみますと、申告書の控え、それとあとは農業の経費が分かる収支計算書、また、その2つが必要になるんですけども、法人の方とか、税務署等で青色申告とかされた方につきましては、それに準じた書類を準

備いただくということで考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。となりますと、その申請の書類の受付先は農林振興課でよろしいんですか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） そのように考えております。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第66号令和5年度錦町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第67号令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第68号令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第69号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第70号令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第71号

○議長（荒川 孝一君） 日程第15、議案第71号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第71号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、地方自治法においても手当の名称等が改められたため改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 議案つづりの94ページをお願いいたします。議案第71号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が令和5年4月に一部改正されたことに伴い、錦町一般職の職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものです。改正法では、新型コロナウイルス感染症への対応について、感染症の発生及び蔓延の初期段階から地方公共団体において事務の代行などができるようにすると共に、対象事務も新型インフルエンザ等緊急事態措置から特定新型インフルエンザ等対策に拡大されております。その対象事務のために派遣された職員の手当についても、対象事務の拡大に合わせて名称が変更となりました。

新旧対照表の1ページを御覧ください。こちら第20条の2は、災害派遣手当等の支給に関して規定されております。下線部が改正部分となります。まず対象事務拡大に併せて手当の名称が、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当から特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改正されます。また改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条においては、派遣された職員の身分取扱いについて規定してありますが、今回の法改正により条ずれし、改正法では第26条の8となったことから、引用条項を改正するものです。

最後に附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第71号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第72号

○議長（荒川 孝一君） 日程第16、議案第72号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。



○町長（森本 完一君） 議案第72号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により引用箇所がずれが生じたため改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 御説明いたします。

95ページをお願いします。

錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律が9月16日から施行されます。これに伴い、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律も改正されます。上位法律の改正に伴い関係条例の改正を行います。

認定こども園法では、指定都市及び中核市の長が認定こども園の認定または認可をしようとするときは、都道府県知事への事前協議が必要とされ、認定後に書類を送付するという手続が必要でした。手続の効率化と事務負担の軽減を図る観点から、事前協議が事前通知に改正され、認定後の書類の送付の条文が削除されたことから、引用条文が繰り上がったために、今回条例の改正を行います。

なおこの条例は公布の日から施行します。

新旧対照表で御説明いたします。

2ページをお願いします。

錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中、第15条第1項第2号中同条第11項を同条第10項に改めます。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第72号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のために休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時59分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

#### 日程第17. 発議第4号

○議長（荒川 孝一君） 日程第17、発議第4号錦町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番、岡田武志議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 提案理由の説明を行います。

発議第4号錦町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についての提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部改正に伴い、地方公共団体の議員が当該地方公共団体に対して行う請負について、一定の額以内で認められたことを受け、錦町議会議員と錦町との間の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、錦町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するものです。

なお、施行日は公布の日から、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するとしております。

以上、提案理由の説明といたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。発議第4号錦町議会議員の請負の状況の公表に関する条例については、原案のとおり可決すること  
に、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第18. 報告第5号

○議長（荒川 孝一君） 日程第18、報告第5号令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第5号令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとなっておりますので、今回報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長が説明を申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 議案つづりの96ページをお願いいたします。

報告第5号令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明いたします。

まず、1番目、健全化判断比率についてですが、（1）実質赤字比率及び（2）連結実質赤字比率については、一般会計等が黒字のため比率は出ておりません。（3）実質公債費比率は8.3%で、早期健全化基準の25%を下回り、前年度の数値との比較においても0.3%低下しており健全化が進んでいるといえます。（4）将来負担比率は12.2%で、早期健全化基準の350%を下回り、前年度の23.1%と比較しても10.9%低下し健全化が進んでおります。

次に、2、資金不足比率についてですが、（1）水道事業会計、（2）下水道特別会計共に一般会計からの繰入れによって黒字となり、資金不足比率は出ておりません。

報告第5項については以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告ですので、これで終わります。

---

#### 日程第19. 報告第6号

○議長（荒川 孝一君） 日程第19、報告第6号議会の委任による専決処分報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第6号議会の委任による専決処分報告について、専第7号和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

本案件につきましては、議会の委任による町長の専決処分に関する条例第2条の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長が説明申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、議案つづりの98ページをお願いいたします。

専第7号和解及び損害賠償額の決定について御説明いたします。

内容につきましては、第三者への損害に関し、損害賠償の額を定め和解をするものです。

まず、和解の相手方は、人吉市大畑町にお住まいの方になります。

和解の内容は、（1）本件事故における過失割合は本町を50%とし、相手方に対する損害賠償の額を1,500円とするものです。（2）今後本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わないこととしております。

事故の概要ですが、事故の発生日月は、令和5年7月6日木曜日の午前3時、事故の発生場所は錦町一武切原野の町道狩政線となります。

事故の状況ですが、相手方が仕事のため、町道狩政線を東に向かって走行中、町道陥没箇所にてタイヤがパンクをしたものでございます。

報告第6号については以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。質疑はありませんか。9番、池田

議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 道路管理者のほうからいくと、100%負担が生じるんじゃないんですか。いかがですか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

確かに道路には陥没箇所がございましたけれども、通行上は通常の注意をもって走行をしなければならないという点がございまして、相手方にも応分の負担が生じているという状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。これがパンクだからいいんですよ。これがけがで入院となったら、どう考えておられますか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

確かにこれまでのケースでも、けがをされたケースもございまして。それについてもやはり同様に過失割合を算定しながら、本町と相手方の負担の割合は決めていくことになるかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。もし本人が亡くなった、家族としたときに、家族はどう考えるのか。そこまである程度詰めていくのが行政の仕事じゃないかなと思います。水道にしても下水道にしても、施工した後に段差が生じている部分が何箇所もあります。やっぱりそこところは道路管理者としてある程度見直していくべきじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 議員おっしゃるとおり水道、下水道の工事の後につきましては、そのままとなっている箇所もございまして。地域整備課としても、計画的に舗装工事のほうを実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。お尋ねします。

今回これ1,500円が支払うということですが、この出所というのは、例えば保険を使うとかそういうことなのか、それとも町からそのまま出すというのか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

こちらの補償につきましては、全国町村会の総合賠償補償のほうで対応しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 保険はですね、やはり万が一のために掛けるのは当然のことなんですけども、中には高額な保険であったり、今回非常に小額であります。ただ保険というのは、大抵使うと、この掛け金が上がっていくというのが大体保険でありますので、そういうところを考えながら、内容的には、必ずしも保険が使うのがいいのか

どうかというのはどうなのかなと一瞬思ったものですから、そういうところをちょっとお聞きしたかったものですから、質問しました。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

#### 日程第20. 陳情第2号

○議長（荒川 孝一君） 日程第20、陳情第2号会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情についてを議題とします。

本件の内容は、お手元に配付してあるとおりです。内容からして、総務建設常任委員会に付託したいと思います。

---

#### 日程第21. 陳情第3号

○議長（荒川 孝一君） 日程第21、陳情第3号インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情についてを議題とします。

本件の内容は、お手元に配付してあるとおり、内容からして、総務建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第22. 休会の件

○議長（荒川 孝一君） 日程第22、休会の件についてを議題とします。

明日6日から11日までを休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、明日6日から11日までを休会とすることに決定しました。

---

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第3回錦町議会定例会の1日目の会議を散会します。

午後1時43分散会

---









令和5年 第3回 錦町議会定例会議録 (第2号)

招集年月日	令和5年 9月 5日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開議 散会	令和5年 9月12日 令和5年 9月12日	午前10時00分 午後 4時05分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	7	竹 田 農利人	8 岡 田 武 志		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課 長	山 園 琢 磨	農林振興課 長	有 瀬 耕 二
副町長		保険政策課 長	吉 田 誠 二	地域整備課 長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課 長	森 山 毅 宏	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課 長	尾 方 良 一
会計管理者		企画観光課 長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

## 議事日程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第3回錦町議会定例会8日目の会議を開きます。

白川会計管理者から欠席の申出があつておりますので、御報告します。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

質問の順序は抽せんにより決定しております。

6番、石松まゆ子議員、2番、丸小野聖一議員、3番、梶原誠二議員、11番、高田孝徳議員、5番、吉田眞二議員、1番、谷口一也議員、4番、早田和彦議員の順となっております。

本日は、6番、石松まゆ子議員、2番、丸小野聖一議員、3番、梶原誠二議員、11番、高田孝徳議員、5番、吉田眞二議員の予定です。

6番、石松まゆ子議員の一般質問を許可します。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 皆様、おはようございます。6番議員の石松まゆ子でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中にあいねっと放送をお聞きの皆様にお心より感謝申し上げます。

9月に入り、残暑が厳しい日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。地球温暖化による気候変動、ロシア、ウクライナの戦争、北朝鮮への挑発、中国経済の変調、国内では物価高騰、円安、ガソリン高など、明るい話題を見つけづらい今日でございますが、私ごとですが、すばらしい活動をされているよしのとゆかいな仲間たちに8月20日に会うことができました。500席しかない須恵文化ホールに650のチケットを売り上げ、復興支援チャリティーショー10回目、歌あり、踊りあり、コントありと、多彩なステージに腹の底から笑いと感動を与えていただきました。東日本の宮城県から始まり、熊本の西原村、阿蘇など、おどん達も応援団とチャリティーショーの売上げから一部を現金として復興支援をされ、今回球磨村に現金の目録を贈呈されました。球磨郡の各町村のボランティアメンバーと座長を務める芳野さんの温かい活動に、球磨郡の一人として誇りに感じた一日でした。

さて、今回の一般質問通告書には、農林、福祉、整備に関わる3項目を掲げております。

1つ、森林の整備と治山事業の取組について、2つ、産後ケア事業について、3つ、錦南部農免道路の進捗状況と管理についてお尋ねをいたします。

まず、登壇席より1項目めを質疑し、ほかは質問席より順次質疑させていただきます。

事項1、森林の整備と治山の取組についてお尋ねをいたします。

町長は、令和5年度所信表明の中で、林業の振興については、森林は様々な恩恵をもたらしてくれる不可欠な資源です。林道の早期復旧を進めると共に、森林組合と連携の下、森林経営管理制度を活用した適正管理、森林環境譲与

税を活用した森林及びライフラインの整備を進めるとされております。

令和2年7月の豪雨災害から3年2ヶ月、球磨川流域の水害だけでなく、山では山腹崩壊や土石流などの被害が多発、現在復旧工事が進められております。今年も7月、線状降水帯が県中央で発生し、記録的な大雨となり、河川の氾濫や道路、橋の崩壊、土砂崩れが相次いだところであります。9月に入りまして、日本中で線状降水帯、台風が発生し、災害が起きております。

このような雨が頻発する中、防災機能に対応するためにも、森林の整備は早急に取り組みなければならない重要な課題と捉えているところであります。また、林道や作業道からの土砂流出により、農業施設、河川、農地、民家などの災害防止を図るためには、崩れにくい林道、作業道の整備をしながら、採算性と環境保全を進めていかなければと考えております。

まず、令和2年の豪雨災害、令和4年の台風からの山林、林道、作業道と治山被害の状況と復旧状況についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

初めに、令和2年7月豪雨の被害状況ですが、林道、作業道7路線21ヶ所、次に、令和4年台風14号では、林道4路線9ヶ所が被災しており、合計で7路線30ヶ所が被災しております。

復旧状況ですが、30ヶ所中22ヶ所の工事を発注しており、10ヶ所が完了、残り8ヶ所の発注がこれからとなっております。

治山施設につきましては、県の管轄となりますが、確認しましたところ、錦町においては被災は確認されていないとのことでした。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。今、課長より被害状況について答弁を頂きました。

今は、非常に地球温暖化が進んでおります。従来の経験が通用しない災害の備えが必要になってきたのではないかと私は思っております。

国は、相次ぐ豪雨災害の防止、強化は、国の重大責務として国土強靱化に関する起債を拡充し、災害から国民と、命と暮らしを守る取組の一つとして環境整備を加速するとしております。森林環境譲与税もその一環で、地球温暖化の防止、災害防止、国土保全、水源涵養などの機能を発揮することを目的としておるところでございます。

豪雨災害を防止するためには、やはり河川整備が今、非常に進んでおりますが、森林の整備が遅れると、山からの倒木や土砂の河川への流出で土砂が堆積し、川の増水につながります。また、河川の災害により、水田、町道の災害を招くと思います。令和2年の豪雨で、非常にそういうところの災害が多くありました。

錦町では、災害に強く、安全安心な地域づくりを着実に推進するために、令和2年6月に錦町国土強靱化地域計画を作成されております。台風や集中豪雨により、森林及びその下流において、山地山腹等による被害が発生しないようにということでございますので、森林整備計画を今作成して、それに沿って施業をされるということを計画の中に作成しておられますが、今、現時点での森林整備と、これからどのような取組を考えておられるのか、具体的な内容についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

町有林の整備につきましては、近年は間伐について各年度40ヘクタール程度及び下刈り、植林を行ってきましたが、令和4年度につきましては、台風14号の影響により、計画の半分程度の実績となっております。令和2年7月豪雨以降、林道の被災により、施業箇所が限られているところですが、山林委員、森林組合の協力の下、巡回を行い、施業可能な箇所を選定している状況です。

また、森林経営管理制度に基づき、森林所有者から委託された私有林の整備を令和4年度から行っており、今年度も3ヶ所を予定しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。今、課長より施業実績や整備事業計画を具体的に説明をいただきましたが、錦町総合計画の実施計画書の中にも、公有林整備を令和5年から令和7年度、3ヶ年で7,725万6,000円を計画して整備を進められるようですが、この間伐については、特措法の中で森林の適正な整備をするための支援ということで、2030年まで延長されておりますので、その助成金を使ってされると思いますが、今、災害に強い森林づくりということで、山江が取り組んでおります自伐型の林業、間伐がほとんどでございますので、そういう自伐型の林業ということで理解してよろしいでしょうか。ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

錦町で行っている造林関係につきましては、自伐型林業とは少し違って、これまでの再造林施業というやり方になるかと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。この自伐型林業というのは、間伐にほとんど行われる林業でありまして、錦も多分、質の高い木材を確保したいということと、これは私も森林組合に聞いてみましたが、皆伐型の作業道じゃなくて、少し要らない作業道は造らずにしていこうということで、この自伐型の林業に少しは似ているのかなと思いますが、この自伐型をすると崩れにくい作業道とかいうことで、多分山へのダメージというのは少なくなると思います。

しかし、今、バイオマス関連需要が非常に多くなってきております。また、コスト面から考えても、やはりこの皆伐型の林業が今進んでいるところでございます。また、今、間伐をして、大きく出してもなかなか需要がない。私も各森林組合によく行くんですけど、大きい木がありますので、なぜですかと聞きますと、なかなか大きい木に限って需要がない。なぜなら、やはり機械に合わないということで、直径24センチぐらいの中ぐらいの木材が一番売れるということを知っておりますので、やっぱり今、皆伐が多くなってきているんじゃないかと思っております。

しかし、この皆伐をするためにも、やはり国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止対策、それとか安定的な林業の働く場の確保をするためにも、私がよく言っていたんですけれども、循環型の再造林ということですので、皆伐をするんだったら、皆伐後、伐採後の再造林というのは欠かせないと思っております。このような森林整備をするためには、やはり山林所有者の林業や山林に対する意向なども把握していく必要があるんじゃないかなと思っております。なぜなら、私たちのところなのですが、大宮司、鼠川のところの南部農道から行けば左側なんですけれども、七中谷のところとか、小さく川のところの左側なんですけれども、その小さく川の上のほうに民有林があります。その民有林を三、四年前から皆伐により伐採をされております。昔は、ヤエンというか、架線というか、そういう出し方

だったんですけども、今は林道を造り、作業道を造って出されております。この作業道というのは、木材の伐採とか搬出には架線が使われなかったら必要なものですが、この伐採の方法は国も進めておりますので、時代の流れ、コスト面から仕方がないとは思いますが、この大宮司の山では山地崩壊が起きております。すみません、写真をお願いします。これが、ちょっと見えにくいんですけども、令和2年の豪雨災害前に切られた、大宮司のところの写真でございます。これは、100メートルぐらいの下流に民家がありまして、そこで令和2年の豪雨災害のときには流れ込んで、避難をされておりますし、その小川というところは、災害復旧をさせていただいております。それと、1ついいですか。この土砂が、民家のところまで流れていったところでございます。1ついいですか。これは、そのところをやっと今回植林をされたんですけども、やはり途中は、令和4年の豪雨災害によって山腹崩壊が起きているところでございます。1ついいですか。これは、大鶴の高柱川のところの上のほうなんですけれども、ここも皆伐による抜粋をされておりますけれども、そのところもまだ植林もされていない状態で、やはり山崩れという、山腹崩壊が少しずつ起きているところであります。

私は、伐採してから3年ぐらいで植林をしながら管理をしなければならぬと思うんですけども、伐採の把握や管理について町としてはどのような把握をされて、指導されているのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

森林経営計画の対象となる森林が錦町内だけにある場合を例に説明いたしますと、伐採及び伐採後の造林の届出は、保安林指定がない場合は町に提出してもらうことになり、町で把握できます。計画に沿わない不適切な森林施業が行われた場合は、指導、勧告、命令等を町が行うこととなります。

また、通常、皆伐後、人工造林の場合は2年、天然更新の場合は5年で造林を完了しなければなりません。皆伐後、植林されていない造林未済地の対応につきましては、今年度から県の森林再生コーディネーター事業において、人吉球磨管内におきましても2名のコーディネーターで造林未済地の状況確認、再造林の呼びかけ、森林所有者と造林事業者のマッチングを行うこととなっております。

ちなみに、質問議員がおっしゃいました箇所につきましては、森林所有者の森林経営計画の対象森林が複数の都道府県にまたがるため、森林経営計画の提出、伐採許可、指導を国が行うこととなっておりますが、災害等の情報が町にあった場合は、町からも所有者にその都度連絡して対応していただいているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。今、答弁を頂きましたけれども、もし、国の管轄ということで、災害が起きたら責任が発生するんじゃないかなと思っておりますので、国の管轄と言われるんだったら、国と連携をしながら進めてほしいと思っております。災害が起きる前に状況の確認をして、指導とか対応とかをしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

ここで町長にお尋ねをいたします。町長も理事をされております球磨森林組合の総代会が7月に行われたと思いますが、総代会の組合長の挨拶の中にも、錦町のバイオマス発電所が9月に本格化稼働すると。年1万トンが必要とされておられるので、できる限り協力をしたいという挨拶を新聞で読ませてもらいましたが、このバイオマス原料について、私も色々ところのバイオマスの話を聞きますけれども、やはりこの原料については非常に不足しているところもあって、やめられたというところもあります。このバイオマス発電事業を持続的に実施するためには、安定的な燃料確保など、地方行政機関や地域の協力が不可欠と言われております。この錦町のバイオマスも誘致企業

の一つでありますので、持続的に進めるためには、その原料の確保というのは協力をしなければならないんじゃないかなど私は思っておりますけれども、錦町としては森林組合に任せるのか、錦町独自があるのか町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） バイオマス発電所、原材料の燃料についてお尋ねでございます。

このバイオマス発電所、これは錦町が令和2年の9月にテス・エンジニアリングと企業進出協定を結んでおります。水害やコロナがございまして、本年度2月、3月でしたか、竣工予定でございましたけれども、今のところ11月に竣工が遅れるというような情報も頂いたところでございます。発電の容量は、2,000キロワットといたしますか、年間の発電量の一般家庭の4,500世帯分が発電されるというような企業で、工場でございます。この燃料の原材料として、この人吉球磨の森林の9割以上を賄うというような計画でございまして、話に聞きますと、この9割分の燃料の原材料の確保というのは、1年間の燃料相当分の原材料は確保できるというようなことでございます。現在予定される企業体との契約といたしますか、それは22社分と、22企業体、事業所といたしますか、その分の確保がされているということでございます。したがって、1年間のバイオマス発電の原材料とすれば、確保できたということでございます。

その確保の中での町での取組といたしますか、関与の仕方という御質問でございますけれども、先ほど言いますように、町としても、これは町の誘致企業でございますし、誘致企業協定の中にも、町がしっかりと支援していくという条文も入っておりますので、しっかりと支援をしていきたいと思っております。やはり、私どもがこの地域にこの企業を誘致した大きな目的というのは、先ほど質問が色々ございましたけれども、いわゆる森林の再整備といたしますか、リサイクルといたしますか、そうすることと、やはり従業員の方が働いていただく、いわゆる労働力の確保、そういうことを相まってということですかね、そういうことを加味しながら今回の立地協定をしておりますので、町といたしましてもしっかりと応援をしていこうと思っております、今、担当にもそのような指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。私も本当にこのバイオマス発電ができてから木材の需要が非常に伸びているのは分かっております。しかし、年配の方に言わせると、燃やすために自分たちは木ばたなしとってじゃなかと言われる方もいらっしゃるかもしれませんが、それは時代の流れというか、需要が増加しているところではありますが、私は、今町長にお尋ねしたのは、原料についてもですけども、この森林の管理ですか、私が、今からますます民有林もはじめ伐採が多くなると思います。

そういう中で、私、8月にちょっと湯前まで行きましたところ、球磨川の百太郎溝が非常に濁っておりました。それと、二、三日前に私も気になりまして、水上まで上って行きましたところ、非常に水が濁って、前みたいに雨が降って止んでから澄むまでに時間がかかるなということで、森林組合の方にも聞いてみました。やっぱり、この雨が降るのが尋常でなかけん、しょんなかもんなどという声も聞かれましたけれども、私は、森林組合の方もですけど、林業をされる方も粗雑な道というのは造られないと思いますけれども、この搬出方法とかは、作業道が起因した土石流とか山腹崩壊が起らないようなことを、人吉球磨全体で協力しながら進めてほしいというのを、やはり町長、色々なトップの会議に行かれますので、是非そういうのを話し合っていたきたいなと思っております。球磨全体の関係者と協力をして、林業経営と安心安全な森林づくり、災害に強い森林づくりを進めてほしいなと願っております。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほどの御質問の中に、森林業者の方が燃やすために木を育てているんじゃないというような話をされました。今回の発電所は、燃やすのがそういう木ではないということをまず確認してほしいと思っております。今回の発電所は、未利用材、いわゆる製材にならない、本来の目的に達しない木、伐採する過程においていろんな木が出ますよね、そういう木を利用するというのが目的で、そうすることによって整備がきちんと図られていくということですので、その点をよろしくお願ひしたいと思っております。

そして、今おっしゃったその木を切ることによって林道が荒れるというのは、これは確かに間違いだろうと、その方法は間違いだろうと思っております。やはり木を切る上においては、きちんとした作業道を造りながら、きちんとした林道を造っていく、そして道が荒れないようにする、雨が降っても崩れないような道ということを造っていかねばならないと思っております。確かに今、そういう一つの原因として、道、作業道が禁止する分もありますけれども、今回やはり先ほど言いますように、昔でいうワイヤーでする、今は戻りつつありますけれども、そういう方法も組み合わせていく必要があるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。是非そういう自伐型の林業じゃないんですけれども、崩れにくい作業道とか林道を造りながら施業をしていただきたいと願っているところであります。

次に、前回、一般質問の中でも言いましたけれども、準用河川や砂防河川の上流の整備が必要になってきていると思っております。土石流や流木の流出に対する対策にしっかりと取り組み、山からの流木や土石が下流に流れ込まないような対策を考えるべきと思っております。

今、令和2年の豪雨災害からいろんな対策をしていただいて、浚渫などもしていただいておりますけれども、まだまだ一雨降ると河川の土石流が流れてきて堆積しているなど感じております。

前回の答弁の中で、錦町管内には県の河川の砂防ダムが11ヶ所あると言われて、小さく川下流と高柱川の上流については撤去されたというふう聞いておりますけれども、残りはどういうふうな管理をされているのか。また、私は山から流木とか土砂が流れ込まない対策として、スリットダムを要望したらということをお尋ねしておりましたが、その後の進捗状況。それとまた、山留とか谷止の要望を前にお尋ねいたしましたところ、令和3年以降、11基要望しているという答弁を頂いておりますが、その後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 私からは、砂防ダムの件につきましてお答えしたいと思います。

県管理河川及び砂防堰堤の掘削につきましては、以前より熊本県へ要望しており、県による浚渫事業を実施していただいているところですが、近年の大雨による流木の増加に伴い、令和5年度へ向けた事業要望から砂防指定地となっている高柱川、水無川、小さく川をはじめ6河川7ヶ所及び準用河川、汁谷川につきまして堰堤部の掘削、それから流木捕捉施設の設置を要望事項として提出しております。そのうち、高柱川につきましては、今年7月に砂防施設の測量設計に着手されているところです。場所につきましては、高柱川に設置されている砂防堰堤3基のうち最上流にある堰堤で、下流川へ流出する風倒木による被害を防止、軽減を図るため、流木対策が講じられる予定となっております。また、その他の河川につきましても、過去の災害の実態や保全対象の状況、発生原因などを調査し、町の意見も伺いながら検討を進めていく予定とのことでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 谷止工などの治山事業につきましてお答えいたします。

事業主体は県となりますが、毎年県と共に現地確認を行い、災害危険地区のパトロールや荒廃箇所早期把握に努めております。

直近では、令和3年度から5年度までに毎年2ヶ所の谷止工、山腹工を実施していただいております。先日も令和6年度要望として谷止工6ヶ所を提出したところです。

県では、入札の不調不落が多数発生しているとのことで、事業の遅れも見られますが、限られた予算の中で毎年対応していただいております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 非常に前向きな答弁を頂きました。砂防指定地となっておる高柱川、水無川、小さな川をはじめ6河川7ヶ所、準用河川、汁谷川についても堰堤部の掘削及び流木捕捉施設への設置を要望しているということ、それとまた、高柱川については、上流については流木捕捉施設を設置される予定ということ、本当にありがとうございます。

1つだけお尋ねしますが、この流木捕捉施設というのは、スリットダムのようなものですか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

質問議員言われますとおり、スリットダムを含めて今から検討されるところになっていると思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） これは国、県の事業でありますので、国、県に要望しながら流域治水を進めてほしいと思っております。

次に、森林環境譲与税についてお尋ねをいたします。

平成31年3月に森林環境譲与税が創設されました。この譲与税は、森林環境税として、令和6年度から個人住民税均等課税対象者から国税として1人1,000円を徴収し、年間600億円を確保するとされております。それを財源に、市町村に森林環境譲与税として交付されますが、内容としては、先ほど言いましたように、間伐や林業の担い手の確保、木材利用の促進など、私有林人工林面積、それと林業事業者数及び人口による基準となっているために、錦町はほかの人吉球磨の町村と比べて交付税が少ないようにございますが、錦町での今までの金額と活用実績、また、これから具体的な施策についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

錦町における譲与額につきましては、令和元年度が272万1,000円、令和2年度が578万2,000円、令和3年度が568万8,000円、令和4年度が803万2,000円となっております。令和元年度につきましては、森林組合の作業道整備に対する補助を行っておりますが、令和2年度以降は災害の影響や譲与額が少額なことなどにより、基金への積立が中心となっております。その後、国から事業への積極的な活用の方針が出され、令和4年度においては、支障木伐採、林道舗装工事、森林経営管理制度による間伐を行っております。



今後につきましては、本年度も3ヶ所ほど予定しておりますが、森林経営管理制度に基づいた私有林の整備を中心に活用したいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。私有林の整備を中心に活用されるようでございますが、是非進めてほしいと思っております。また、本当に錦町、少ない金額でございますが、少ない交付金を最大限に生かされるよう、環境譲与税の使途については、しっかりとこの事業の目的を理解し、内容に沿った事業を望むところであります。よろしくお願いいたします。

次に、広域の連携はということでお尋ねをいたします。

森林整備に関する施策をしていくためには、本当に財源が必要でございます。現状の制度では、錦町にとって交付金が少ない。しかし、使い道は森林整備をしていかなければなりませんので、事業の比としてはたくさん要るところでございますが、森林整備協定を結んで、森林の整備に充てるという都市との譲与税、この都市部の譲与税を少しでも山村の森林整備につながるような仕組みづくりというのができないかなと、私はもうずっと思っておりましたので、そういう考えはないかということが1点と、今、この環境譲与税は、山がないのに人口配分で交付額を決めておられるので、本当におかしいなと思いますので、環境譲与税の制度の見直しというのを国に働きかけるべきと私は考えるところでございますが、対応については要望書などを出す考えがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

森林環境譲与税を活用した都市・山村連携の取組につきましては、昨年度、林野庁が行ったアンケートによりますと、「現在、連携の取組を行っている」と回答があったのは、都市部で29市町村、山村部で13市町村となっております。

「現在、連携を行っている」、「行っていないが、関心がある」と回答のあった都市部の市町村が連携先の地域に関するニーズでは、多い順に、「相互の交通アクセスがよい地域」、「上下流の下流にある地域」、「特色のある取組を行っている地域」、「姉妹都市、友好都市等の既存の関係がある地域」となっておりまして、錦町におきましては、なかなか関心を持っていただく材料に乏しいところです。

しかしながら、都市部の多くで譲与税の有効な活用に苦慮されているといった情報もありますので、そういった機会があれば逃さないように注視してまいります。

制度の見直しにつきましては、現在の譲与基準であれば、人口が多い都市部の額が多くなり、実際に森林整備が必要な山間部に十分な配分がなされていない状況となっております。このことから、全国町村会をはじめとした地方6団体などが既に要望活動を行っておりまして、これを受けて林野庁から2024年度税制改正要望に盛り込む方向で調整されております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。答弁の中で、見直しの要望活動をされているということでございますので、どうぞ森林整備を進めるためにも、やはりこの環境譲与税の交付というのが必要となりますので、よろしくお願いいたします。

また、広域連携につきましては、今、人吉海軍航空基地ミュージアムで、都会への、これは修学旅行とかそういう

ところでございますが、交流があっているようでございますので、そういうところと連携をしながら、そういうときに話のきっかけをつくっていただきまして、そういう森林整備をするような都市、都会というのを見つけていただければきっかけになるんじゃないかなと思いますので、そういうところも企画観光課の課長にお願いをしておきます。

持続的な林業と将来の山林の恩恵を未来につないでいくためには、広域との連携も必要であると思ひますし、見直しというのにも必要かと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

事項2といたしまして、産後ケア事業についてお尋ねいたします。

近年、核家族化により、頼りにできる家族が少なく、出産前後で心身が不安定な状態にもかかわらず、実家などに頼れない母親が少なくありません。錦町でも男性の育児参加はまだまだで、妊娠、出産における負担の大部分をお母さん1人で抱える傾向があります。さらに、高齢出産が増え、妊娠中のリスクだけでなく、分娩時間が長くなることで産後の回復に時間を要する人が増えていると聞いております。

女性は産後、ホルモンのバランスの変化や慣れない育児により、睡眠不足や心身の不調により、鬱状態や児童虐待を引き起こす、そういう事例が新聞等々で報じられているところでございます。特に、コロナ禍で自宅で生活する期間が長くなる中、子育て中の親が産後鬱の症状で苦しむ事例が増えていると聞いております。私も初めてお産をしたときには聞いてはおりました、男の子の場合は31日、女の子の場合は33日で日が晴れるけん、それまでには用心しとかんといかんばいというふうに聞いておりましたけれども、やはり身が軽くなったこともあり、また、仕事、家庭内のことはしなければならぬということで、しておりましたら、だんだんと日の晴れる日に近づくにつれ、精神的に参ったり、頭が痛くなったりして、鬱状態近くになりましたけれども、私はたまたま近くに助産所というのがある、そこで産みましたので、助産所の先生のサポートなども受けながら回復をしましたがけれども、やはり中将湯という血の道の漢方薬を6ヶ月ぐらい飲んだりして、やっとどうにかこういう状態になりましたけれども、本当に危ない状態じゃなかったかなと思っております。産前産後の期間というのは、母親がゆったりと体を休め、周囲から温かくサポートを受けられることは、体を早期に回復させ、親子の健全とか愛着形成や、仕事へのスムーズな移行にもつながると思ひます。

こども家庭庁によりますと、産後ケア事業を実施しているのは、2021年度で全1,741市区町村のうち1,360自治体、人吉球磨では人吉市が取り組んでおります。これは、政府は2024年までにこの産後ケアを受けられるよう、市町村に努力義務としております。

まず、錦町では、妊娠、出産及び産後の支援として、どのような取組をされて支援をされているのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森山健康増進課長。

○健康増進課長（森山 毅宏君） ただ今の質問につきまして、本町での妊産婦への支援内容について述べさせていただきます。

保健師が妊婦と関わることとなるのは、妊娠届出が提出されてからになります。現在は、出産・子育て応援交付金事業における伴走型相談支援に必要な内容も加えて、産前、産後の支援を行っています。

具体的には、妊娠届出の後に個別面談を行い、母子カルテを作成、毎月第2、第4月曜日の母子手帳交付日に両親学級も併せて行っていますが、そのときに保健師、栄養士、歯科衛生士による妊娠期における集団講話や、保健師による子育て支援センターの紹介を行っています。集団講話の後は、個別面談を行って、妊婦の家族歴や既往歴、生活のこと、里帰り出産などを聞き取り、カルテへ記入します。また、交付金の支給に必要なアンケート内容の確認や、

母子手帳に貼付する子育てプランの確認、出産・子育て応援交付金についての説明を行っています。この後は、妊娠27週頃に電話連絡を行い、体調の確認や妊婦健診の受診状況等を聞き取りと共に、出産に向けての準備や、出産後の状況等を聞き取るアンケートについての説明と返送をお願いしております。このアンケートの返答内容によって、面談が必要と判断した場合は、随時、面談を行っております。その後、出産後1ヶ月頃には電話連絡をして様子を伺いまして、産後2ヶ月前をめどに赤ちゃん訪問を行っております。この後は、3ヶ月児健診、6ヶ月児育児教室、1歳児の歯の教室、1歳半健診、3歳児健診、5歳児歯科教室での乳幼児健康診査で母子と関わることとなりますが、必要において育児相談や発達相談などの相談を受けたり、子育て支援センターでの子育てサークルや子育て広場の中で育児のサポートを行ったりしている状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。今の答弁の中で、出産・子育て応援交付金事業による伴走型相談支援に必要な内容を加えて、産前産後の対応をしているという答弁を頂きました。また、私が調べたところ、経済的支援として妊婦に5万円、出産婦に5万円を出産・子育て応援給付として支給をされておりますので、取組としては非常に評価をしているところでございます。

しかし、政府は、異次元少子化対策の中で、心身の負担軽減に向け産後ケアの強化を掲げて、産後ケアを必要とする希望者全員に利用の補助をして支援するとしております。この産後ケアは、やはり先ほど言われましたように、保健師とか助産婦による心身のケアや育児のサポートを行うことですが、そういうことをして、産後も安心して子育てができるよう支援する事業でありまして、利用期間としては原則7日間、費用は有料になっております。国が2分の1補助、2分の1は自己負担と市町村負担となっております。合志町とか八代、阿蘇なども調べておりましたが、ほとんど取組の内容についてはいろんなことをされております。

ここで、人吉の取組について少しだけ述べさせていただきますけれども、写真をいいですか。ないですか。分かりました。手元にあると思いますが、対象者として、必要とする希望者全員と国は言っておりますけれども、人吉は保健センターの職員と面談の上ということではされているようでございます。施設とか利用については、短期入所型と通所型と訪問型があるようでございますが、1つ例を取りますと、一番金額が大きい短期入所型は、産婦人科が人吉にありますので、そこと連携して、2万円を設定をされて、4,000円が自己負担、その残りの1万6,000円が国と市で半々というふうになっているようでございます。また、阿蘇市の取組としては、1つだけですけれども、これに家事サポートということで、産後家事支援事業をされているようでございます。ホームヘルパーが来て、どうしても誰もいないときに、食事の準備とか洗濯などをされるというようなものでございます。こういう事業を取り組んでいらっしゃるけれども、錦町では今後、産後ケア事業の検討をされるのか。されるようであれば、検討内容についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森山健康増進課長。

○健康増進課長（森山 毅宏君） ただ今の質問にお答えいたします。

産後ケア事業は、市町村の事業として母子保健法に位置づけられ、出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどきめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的として、国は令和6年度末までの全国展開を目指しているものです。

事業内容としましては、先ほど議員からの説明のとおり、市町村が委託した産婦人科や助産院、または助産師を使って、短期入所型、通所型、訪問型のサービスを産後1年間だけ自己負担ありで利用できるものですが、市町村の現

場では、委託先の確保や産婦の移動支援などで課題を抱えているようで、対応に苦慮している状態のようです。

本町では、まだ事業実施には至っておりません。

熊本県下では、今年度実施予定も含めて27市町村が事業に取り組んでおりますが、錦町或いは球磨圏域で実施を考えた場合、委託先の確保が問題になるだろうと思いますし、八代市内、熊本市内に委託先を広げても、産後間もない母子が遠距離の移動となる課題など、現在実施している自治体での問題点や、国、県の財政支援内容などを判断して実施の可否を判断すべきものと思っております。

先ほどの要旨1で説明しましたとおり、本町においては、伴走型相談支援における面談等で、保健師や栄養士、保育士により産後のサポートは十分にできているものと判断しておりますので、今のところ産後ケア事業に取り組む予定はありません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 予定はないという答弁を頂きましたが、事業所も施設もないと、委託先の確保もないということで、色々課題はあると思いますけれども、産後ケア事業は本当に子育て支援の一つとして子どもを産み育てやすい環境を整備するためにも大事と思っておりますので、是非進めてほしいと思っておりますのでございます。

最後に、町長にお尋ねします。町長は、少子化対策、子育て支援等、非常に力を入れていただいております。国は、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をするということで掲げております。産前産後、本当に女性というのは、いろんな悩みを抱えている女性は少なくないと思います。女性は、妊娠中から大きな負担がかかり続けております。今、課長より答弁を頂きましたけれども、産後ケア事業について町長はどのような考えを持っておられるかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 国の事業も、それはもう確かな事業だろうと思っております。ただ、先ほど担当課長が話しましたように、錦町においては従来からこの伴走型のケアといえますか、それをずっとやっていると。しかも、何ら今まで大きな問題もなかったということで、担当とすれば、このまま今のままの伴走型で進んでいくという判断をしておりますので、私もそれでいいんじゃないかなと思っております。

いずれにしても、ここ近年の錦町の届出がある出生者数といえますか、これが昨年度が80名そこそこ、一昨年が60名そこそこございました。非常に年度によって波はございますけれども、ここ近年は生まれてくる子どものお産の数というのは80人から85人ぐらいが平均かなと思っております。以前は120とか、ピーク時に140というものもございましたし、そういうことを考え合わせれば、やはり多くの皆さん方が安心して子どもを産み育てる、この環境はしっかりとつくっていかねばならないと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。私も伴走型とか経済的支援をしていただいておりますので、非常にありがたいなど。ほかの市町村にも聞いてみましたが、なかなかそういう支援はされておきませんので、いい事業だなと思っております。でも、なかなか、町長も男性でございますので、やはり女性の、産んでみないとこれは分からない問題じゃないかなと思っております。本当にお産というのは病気ではないですけども、非常に大変な仕事だと私は思っております。前に、4番議員の一般質問の中にもありましたが、産婦人科医院や助産施設、今、熊本では、妊産婦整体サロンなどもあるようでございますが、それを、充実を要望していただきながら、産婦人

科の充実というのを是非進めていただきたいと思います。それと、この産後ケアについても、非常にデリケートな問題であります。産後鬱、虐待の発生防止など、困難な問題を抱える女性への支援を進めることにより、産み育てやすい環境整備することができますし、少子化時代を乗り切る一つの支援と思いますので、是非錦町でも産み育ててよかったと思われるよう、この事業を取り組んでいただきますように切にお願いいたします。

1件、南部農道の進捗状況と管理についてお尋ねをする予定をしておりましたが、時間の都合上、ここまでとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。今日はありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松まゆ子議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は11時10分から開議します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

2番、丸小野聖一議員の一般質問を許可します。

○議員（2番 丸小野聖一君） 皆様、こんにちは。2番、丸小野でございます。議長より発言の許可が下りましたので、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

まず、前置きでございますが、私が議員として目指すものは、1、希望、将来が明るく、生きがいを感じる社会、2、創生、今ある価値、そして新しい価値を創造する社会、3、伝統、過去を重んじ、未来につなげる社会、この3点を挙げさせていただいております。この観点より、本日は2つの質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

議員となり、約5ヶ月が経過し、その間、様々な研修、会議にも参加させていただき、町の職員の方と様々な話をさせていただき、地域の住民の方とも個別、具体的な問題に関わり、また、今まで参加しなかった地域の活動にも顔を出すようになり、まだまだではありますが、議員としてスタートを切れたと考えます。その中で、私が今後やりたいこと、やらなければならないことも見えてきました。まだまだ知らないことが多く、無知な部分もございますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

前置きが長くなりましたが、それでは質問に移らせていただきます。質問席に移動いたしまして、発言させていただきます。

第1番目の質問に移らせていただきます。

前提といたしまして、この質問の前に、錦町には様々な子育て支援があります。出生から小学校入学、給食、修学旅行、医療費等でございます。町長等をはじめ、町として最重要課題の一つとして捉えられて、少子化問題、その取り組み姿勢、思いがあられると思っております。これがハード面とするならば、車の両軸でいうと、そのもう一方の軸、ソフト面について今回は質問させていただきます。

学校教育についてでございます。

今回のデータについては、一つの側面でありまして、このデータが全てとは思いませんが、一つの側面として聞いていただければと。

青少年研究所のデータで、「自分に価値はありますか。」ということで青少年に問いがあるのに対して、「ある」

と答えた割合がアメリカ60%、中国は50%、日本は平均7%という結果がございました。一つの側面であります。これに対して、何が必要と考えるか、錦町でどのような取組を行っていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

御紹介の調査報告書について調べてみたところですが、データの結果について、アメリカ、中国との差に驚いているところです。あわせて、その他幾つかの自己肯定観を調査して、結果においても、日本とアメリカ、中国とでは30ポイントほど前後の大きな差があることも気になったところです。これらの結果から、日本の子どもたちは明らかに自分自身に自信が持てていないことが分かります。

その原因は何なのか考えてみたところですが、小、中、高校生までの間に様々な経験を積んで成長していくわけですが、その中で成功体験、達成感を味わう機会が少なくなったのではないかと思います。

それらをどのようにするか、学校現場でどのように自信を持たせられるか、これからの課題であり、本町においても様々な取組を行っております。

学力向上について、まず教える側、教職員の資質向上です。モニターに掲示しております、少し見にくいかもしれませんが、町の学校教育充実推進委員会の下、学校部会、行政部会の専門部会を設け、教職員全員が所属し、取り組んでおります。学校部会では、研究主任部会や外国語教育部会など、7つの部会による教職員間の共通認識と課題解決に向けた研修の取組や、町独自の教職員研修、学校間の連携と共通認識のための授業研究などを行い、本町の子どもたちが抱える課題に対してどのように取り組んでいくか年間を通して協議検討を行っております。行政部会では、3つの部会において、学校や関係行政機関と連携し、協議検討を行っております。

次に、学ぶ子どもたちへの対応です。学びの場の提供をハード、ソフト両面で実施しています。ICT機器や電子黒板などの導入、空調設備の設置などがハード対策、ソフト対策としては、夏休みの学習支援、教育支援員の増員、外国語教育の取組として、英語発表大会やイングリッシュフェス、英検受検補助や錦未来塾の開設、地域学校協働活動としての学校支援ボランティアの派遣や、ふるさと教育の推進など、地域の方々の支援を得て学校に関わっていただき、地域で子どもたちを育て、支え、地域に愛情を持ってもらえるような取組も進めています。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。私も小学校1、2年の先生が非常に印象にあって、少なからず、そのときの事柄が私に大きな影響を与えておことは間違いないと考えています。これからもソフト面、ハード面、様々なことについてどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、次に教育長にお伺ひします。その様々なハード面、ソフト面の取組があることに対して、最初の質問にありましたように、自分自身の自信、そのようなないという状況が一つの側面としてありますが、教育長はどうお考えになりますか。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

御質問にありました自己の価値につきましては、我が国の謙譲を美德とする文化的風土、それから国民性、或いはその時々々の社会のありようというのも反映するというふうにご考えております。ただ、御指摘がありましたように、様々な調査において具体的な数字に差異はありますが、同様の傾向が出ているのは事実であります。

ちなみに、毎年実施されます全学調の質問紙、これは小学校6年生と中学校3年生を対象にですが、その質問紙

において、問い方の表現は少し違いますが、「自分にはよいところがある」ということで、自己を肯定的に捉えている児童生徒は大体7割から8割、それから、「将来社会の役に立ちたい」と考えている児童生徒の割合は9割を超えている状況ではあります。

さて、質問議員の問いに対しましてですが、何が必要かということでの御質問ですが、自己の価値、それから自己の有用感というものは、他者との比較や集団の中での社会的評価によって得られることが多いと考えています。集団の中で、自己の独自性や自分の価値を認められる経験、授業や部活動、学校行事、諸活動の中で様々な成功体験が積み重ねられ、単に学力や運動能力の比較だけでなく、集団の中で自分が役に立ったという、そういう自覚こそが自己有用感を醸成していくと考えています。各学校では、授業はもちろんですが、各行事や諸活動において、その視点を意識して計画され、また実践がなされているところですが、併せて社会の一員としての自覚を高めること、例えば地域に貢献する活動等を通して、社会や集団の中で自分が役に立つ存在であることを意識できる活動を多く重ねていくことが重要であると考えています。以上のことを基に、先ほど課長が述べました取組を今推進しているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。教育長おっしゃるように、保護者を中心とした全体的なコミュニティ、すなわち、町全体でバックアップして、学校教育でさらなる向上を目指すべきと考えます。大変とは思いますが、子どもは希望、未来でございます。どうぞよろしく願いいたします。

質問1の最後となりますが、町長にお尋ねさせていただきます。学校教育、ひいては少子化問題、子育て支援など様々な施策を行っていただいております。色々な場面でお話することもあられるかと思うんですが、改めて学校教育等についてお聞きいたします。御感想でも結構です。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 質問議員御存じのように、学校現場においては、非常に教える先生方についても厳しい環境と申しますか、厳しい時代になってきております。この大きな一つの原因として、保護者の考え方と申しますか、そこも変わってきた、そして世の中全体が子どもに対するしつけの方法と申しますか、やり方というんですか、これも変わってきたということが言えるんじゃないかなと思っております。私たちが小さいとき、或いは私の子どもに対しても、親として悪いときにはきちんと叱ったり、たまにはげんこつをやったりしながらしつけてきておりましたけれども、現在においてはそれもなかなか、場合によっては厳しいということになった。しつける環境というものも私は一つあるんじゃないかなと思っております。

そういう中で、今、我々町といたしましても、ハード、そしてソフトに関しましても、今考えられること全てをやっておりますし、先生方にもできるだけ頑張ってもらって、子どもを教え育てていただくという環境を取っておりますので、今後につきましても、そういう面をしっかりとサポートしていこうと思っております。議員皆さんにもお願いですが、何かございましたら、早め早めと申しますか、それを我々に教えていただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 町長、どうもありがとうございました。今後とも、私ども一同、私もそうなんですけど、一生懸命この問題については御提言なり、質問なりさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、2番目の御質問に移らせていただきます。

観光についてでございます。

今回は、錦町に限らず、人吉球磨一体となった観光地域づくりの推進についてお伺いしたいと思います。

観光があれば地域にお金が落ちる。人手も必要となり、地域住民、移住者へのメリットが生まれる。人吉球磨一体となる施策はございますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

御質問の人吉球磨一体となった観光地域づくりでございますが、平成27年に文化庁が「相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨～」を日本遺産に認定しました。このような地域資源を生かすべく、これまで人吉球磨地域の観光窓口を担っておられました人吉球磨広域行政組合の観光担当部署を独立させ、官民一体の地域連携DMOとして、平成30年3月に人吉球磨10市町村と関連団体で構成されます人吉球磨観光地域づくり協議会が設立されたところです。

観光地域づくりを推進するに当たりまして、民間事業者等で構成されますワーキンググループを組織し、平成31年3月に観光地域づくり戦略をまとめられました。これは、観光を地域の持続的発展を支える産業に位置づけ、地域住民が誇りと愛着を持つことができる持続可能な地域「人吉球磨を、日本を代表する地方にする。」の実現を基本理念としております。この理念に基づき、民間事業者主導により様々な地域資源をマーケティング視点に立った傘ブランドに統合しまして、新たな商品を開発することで、国内外の消費者に訴求させることにより、人吉球磨地域の認知度を高め、地域自体をブランド化し、競争力のある観光地域づくりを進め、交流人口と観光消費額の拡大、また、雇用の創出を図ることを目的に、令和3年6月にはその協議会を一般社団法人化し、専門性の向上による体制強化を図り、事業の遂行能力を高めているところです。

具体的な取組としましては、人吉球磨地域が鎌倉時代の初期から明治維新までの700年にわたり相良家が統治していたことから、相良家の本拠地、人吉城は、別名、三日月の城と言われていたため、三日月と人吉城をイメージしたロゴマークを作成し、「風水・祈りの浄化町」を地域ブランドにされました。そのほか、アニメの聖地づくりのためのツール制作、地域ブランド新商品の開発、誘客促進のためのパンフレットやポスター、プロモーションツールやデジタルパンフレットの制作、飲食店、宿泊施設等を対象とした食文化セミナーの開催、飲食店メニュー表の多言語化及びウェブ情報発信支援、旅行会社と連携した団体旅行商品の企画、開発、宣伝等、様々な角度から人吉球磨への誘客に向けた事業を展開しているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ただ今、人吉球磨観光づくり協議会の御紹介がありました。また、この協議会が「人吉球磨を、日本を代表する地方にする。」の実現を基本理念としていることも紹介されました。また、この協議会が令和3年度に一般社団法人化して、具体的な取組も紹介されました。今回、それ以降、コロナも挟み、頓挫しているところもあるでしょう。なかなか厳しいところもあるでしょう。是非、今後ともこの取組に積極的に参加され、人吉球磨全体としての観光力を高めていただきたいというふうに考えます。

さて、少しこの問題というか、質問に対して、観点を改めて質問させていただきます。少し話は大きくなりますが、インバウンドについてなんですけど、直接的に結びつきはないかと思うんですが、日本全体のインバウンドについては、2012年、800万人と言われていました。2019年、コロナ前には3,000万人。現在は多分、10分



の1ぐらいに減っているのではないかと思います。

さきのスイスのダボス会議におきまして、観光立国世界一ということで、その会議の中で話がありました。この日本に来られる方、リピート率は90%、行ってみたい国の第1位、世界で第1位でございます。コロナ前ではございますが、日本の3,000万人のインバウンドに対して、フランス、スペインは8,000万人。日本政府としましては、2030年に6,000万人のインバウンドを目指しております。国策として、海外からのお客様を呼び込むという話になっておるわけですが、観点を变えていただく質問として、例えば先ほどの協議会がマクロとするならば、ミクロの考え方で、具体的にはなりますが、例えばラフティングについて御紹介させていただくと、コロナ前はピーク7万人からシーズンで10万人、直近で1万5,000人から2万人ぐらいの方がラフティングを目的として人吉球磨に来ていただいています。例えば、修学旅行の方も多いと聞きます。そして、データではございませんが、ほとんどが日帰りになっているということも聞かせていただいております。

質問ではございますが、例えばラフティングに来られた方に対して、錦町のフルーツを紹介したり、ひみつ基地ミュージアムを紹介したりというような行いはやっていますでしょうか。

○議長(荒川 孝一君) 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長(岩尾 和文君) ただ今の御質問にお答えいたします。

ラフティング会社さんとの連携に関しましては、修学旅行でラフティングをされに来られる方が悪天候などによりできなかった場合に、予定を変更し、資料館を御案内するという取組を旅行会社と連携しまして、令和3年3月のリニューアルオープン時から行っているところです。

質問議員がおっしゃいますラフティングをされる方にフルーツの紹介とか、資料館の紹介という連携につきましても、場合によってはこれまでもそのようなケースもあったようでございます。

今後につきましては、ラフティング協会と詳細な打合せを行った後、具体的なプランを構築するなどして、少しでも誘客につながりますよう進めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長(荒川 孝一君) 2番、丸小野議員。

○議員(2番 丸小野聖一君) ありがとうございます。要は、ラフティングを挙げたのは、別にラフティングを進めましようという話ではございませんで、観光については、何がヒットするか分からないということで、これトライアンドエラーの積み重ねだと思えます。もちろん、コストの問題もあると思えます。前段の人吉球磨観光づくり協議会、それとの相乗効果を目指して、様々なことにトライするということを御提言申し上げます。

一つ、エピソードとしてなんですけど、申し上げたいんですが、私の奥さんのファミリーが昨年の11月に、私の実家に2週間、3人で来ました。その時期、11月なんですけど、本当に柿がおいしいということで、地元の柿でございます。毎日食べまして、最終的には30キロ買って、タイに持ち込まれました。これも聞いた話なんですけど、タイで、あるマーケットで日本のイチゴ、こんな小さなイチゴのパックが1,400円で売られて、1日2,000パック売れたという話でございます。なかなか輸出面の問題ですから、難しい問題もあると思うんですが、様々なことを考えて、協議会と相乗効果で観光を盛り上げていきたいということで質問させていただきました。

ちょっと早いですが、私の御質問、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(荒川 孝一君) 2番、丸小野聖一議員の一般質問が終了しました。

○議長(荒川 孝一君) ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時36分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

3番、梶原誠二議員の一般質問を許可します。

○議員（3番 梶原 誠二君） 皆様、お疲れさまです。3番議員の梶原誠二です。ただ今、議長より質問の許可を頂きましたので、令和5年第3回錦町議会定例会一般質問を行います。

本年度は、コロナ禍から解放され、4月の分館対抗ソフトボール大会に始まり、先月のバレーボール大会と地元23分館も参加させていただきました。大会後の反省会とか、飲み会になりますけども、それに伴って地域のコミュニティも少しずつ元気を出してきているものというふうに思います。

さて、今回の一般質問について述べさせていただきます。

総務省は、「誰一人取り残さないデジタル社会を実現するために」を提唱し、現在、自治体情報システムの統一・標準化という取組が各自治体で進行しています。対象となっているのは、基幹業務20業務です。住民基本台帳、各種税関係、介護保険等各種保険、戸籍等などです。デジタル庁の資料によりますと、全国約1,700の自治体全てが基幹業務システムを国が示す標準化仕様に適合したシステムへの移行を令和7年度末までに移行することを義務づけています。

これに係る今回の質問は、質問事項1、自治体情報システムの標準化について、質問要旨1、現状の住民情報システムの年間費用はどのくらいか、質問要旨2、標準システムへの移行費用は、質問要旨3、標準システムへの移行後、現在関わっているベンダー、委託業者ですけども、との関係はどうなるのかをお尋ねし、あとは質問席より行います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システムは、地方公共団体がそれぞれ独自に導入し、システムの利便性など向上のため、個別にカスタマイズなど実施して事務処理を行っております。

自治体情報システムの標準化につきましては、先ほど質問議員からもございましたけれども、住民基本台帳、選挙人名簿管理、税、就学、健康管理など20事務、本町対象外の2業務も含んでおりますけれども、事務に付随する、また、密接に連携するシステムである共通機能が標準化の対象となります。

標準化対象事務に係る情報システムの年間費用につきましては、令和4年度実績を基に算出した費用は約6,300万円、国の補助金を除く町単独での支出金額はおよそ5,700万円程度となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） すみません。質問要旨2と3も併せて回答をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、質問要旨2についてお答えいたします。

自治体情報システムの標準化に伴い、標準システムに移行する事務は、国で示された20事務のうち、本町対象外の2事務を除く18事務と、庁内データ連携機能、住登外者宛名番号管理機能、団体内統合宛名機能などの事務に付随する、また密接に連携するシステムである共通機能が対象となります。

標準化対象事務については、令和7年度までにガバメントクラウド、こちらいわゆる全ての地方公共団体がクラウドサービスを利用することができるように、デジタル庁が調達するクラウド環境、こちらを活用した標準標準システムに移行することとされております。

標準化対応につきましては、システム移行対象や範囲、それらに関する現行ベンダーや契約内容の網羅的な把握、現行システムと標準化システムを比較し、1、機能、2、帳票項目、3、データ構造、4、他システム連携などに関する変更点など、課題の洗い出し、運用開始時期やデータ移行、運用テスト、操作研修のスケジュールなど、移行計画の作成など多岐にわたります。そのため、それら事務の移行費用としましては、およそ1億円を見込んでおり、国からの補助など有効に活用してまいる予定としております。

次に、質問要旨3、標準システムへの移行後、現在関わっているベンダーとの関係はどうなるのかについてお答えいたします。

標準システムへの移行後についてですが、現行ベンダーが標準標準システムに提供するアプリケーションを町においてこれまで同様利用する場合は、特に関係性については変わりはありません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 質問要旨1から3まで続けてお答えいただき、ありがとうございます。

まず、質問要旨1についてですけれども、本町の現行の住民情報システムの年間費用は5,700万円ということをおっしゃいました。全国約1,700自治体が個別に情報システム開発、運用、保守をしており、その費用も恐らく1,700通りあるのではないかと思います。本町の同程度の人口1万人規模の自治体でも、同程度のシステム費用がどうなるかということについては、この委託業務の性格上、競争が適さないということで、なかなか費用の比較検討ができないのが現状であるというふうに思います。ただ、先ほど申しましたように、1,700自治体があるように、1,700通りの費用が算出されているものと思います。経常的経費になりますので、この金額が非常に大きなことになってきますので、今後はやはり費用の面については比較検討ができませんけれども、かなりの精査を必要かというふうに考えております。

次に、質問要旨2についての話になりますけれども、標準化システムへの移行費用は約1億円ということをおっしゃいましたが、この費用についても自治体の数だけあると言われております。本町と同程度の人口1万人規模の自治体でも、今色々調べてみますと、5,000万円から1億円以上の開きがあると言われております。現行のシステムの内容、委託業者の抱えている自治体数等により、標準システム移行費用もシステムの数だけあるというふうに思います。今回の標準化システムの移行は、委託業者においては法改正に伴うシステム改修になり、自治体を数多く掲げている業者ほど、自治体の費用負担は安くなるものと考えます。

次に、質問要旨3についてですけれども、標準システム移行後も現行のベンダー、委託業者ですけれども、との関わりは継続するということになりましたけれども、ということは、今回の標準化システムについては、システムには手をかけないということで、システムの標準化はないというふうに捉えましたが、それは間違いではないでしょうか。デジタル庁関係の資料で、なかなか読み取れない部分がありますけれども、民間業者のコラム等で見てみますと、「自治体システム標準化とは、自治体が使用する情報システムに対して一定の基準や規格を設け、統一的な取扱いを促進すること。」というふうに、非常に分かりにくいような表現がしてあります。結局、今回の標準化というのは、言わば仕様といいますか、システムの動きとか、そういったものを標準化するということで、今運用しているシステムそのものを標準化してするというのではないというふうに捉えましたが、それは間違いではないでしょうか。また、それ

により、今まで困難だった自治体間の情報共通や連携が標準システムを介してできるようになるということで、国にとってはいろんな情報を標準的な規格で得られるということで、非常にいいことだというふうに思っておりますけれども、莫大な移行費用がかかるのに、自治体としては今のところなかなかメリットは見出せていないような状況に取られますけれども、その件について、執行部の今現在として捉えられている内容をもう一回お願いしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

町がこの標準化において行う業務といたしますが、国のほうで共通的な基盤や機能を準備されます。それに町が使用しているシステム、アプリケーションをその共通基盤に適合するように標準化、適合するように作成する、構築するというのが業務でありまして、業務内容については特に実際の業務が変わるというわけではなくて、共通的な基盤機能に合わせるように持っていくというのが業務になっているかと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 今、この質問のやり取りでも非常に分かりにくいと思えますけれども、もともと自分が捉えたのも、この標準化システムが出来上がって、それをみんなで共通して使うというような捉え方をしていましたけれども、この質問の中で調べていくうちに、非常に分かりにくいです。仕様を統一するというような捉え方で、その仕様とは何かという形で聞いたところ、システムに手がけるじゃなくて、システムの動きとか、或いは他システムとの共通的にデータを収集ができるような規格を統一するという、非常に分かりやすい表現で、本来ならばシステムの共同利用というのが理想的な姿なんでしょうけれども、今の段階では非常にそれは厳しいし、そういったことを自治体に持ってこられたら、多分自治体職員はパニックすると思えます。非常にこのシステム業者入替えについては、現場にも負担がかかりますし、そのところは今のところないということですが、ただ、国が示す標準化システムに移行するのに、今言われた移行費用が1億円程度もかかるということは、事務的経費の中では非常に大きな金額となると思えますので、今後仕様を標準化することの活用を考慮していただきたいと思えます。それについて、質問要旨を読んで質問をしたいと思えますけれども、デジタル庁関係書類を見ますと、標準システムへの移行後は、他ベンダー、他の業者ですけれども、への移行も可能になるということが資料の中で読み取りました。ということは、より優れたアプリケーションシステムを持っている委託業者への移行の考えについて、ないかお尋ねしたいと思います。

その前に、今回、定例会において、決算書を皆さん数日間にわたって見られたと思えますけれども、歳出の説明の際に、各課から説明の際に、別冊の事項別明細書での説明がありましたと思えますけれども、この書類は現行の財務会計システムから出された決算書に合わせて別に作られているようではございますけれども、他町村の決算書を見てみると、本町独自の方法ではないかというふうに思えます。他町村の決算書は、その事項別明細が今の備考の欄に表示されております。今度は、来年度、議会のほうで会議システムを稼働されますけれども、そのシステム導入のタブレットで表示されるときに、システムから出た帳票と、また別に作業で作られた帳票、非常に見る側としては分かりにくいかなという感じを取られました。決算認定審査とかする中で、議員さんに聞いてみたんですけども、この決算書の説明するときに、特に歳出ですけれども、節と節の説明に関連して、この備考欄の説明、分かりますかと聞いたときに、なかなか非常に分かりにくいということでした。その付近のこともあります。まず、その事項別明細書の作成、これはもう一個質問ですけれども、システムから出力されているのか、別にまた作成されているのか、それについてお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） システムのほうから出力をしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 失礼しました。私の職員時の記憶では、この事項別明細書はたしかエクセルで作成したと思っていますけども、そこは自動化されたということですか。間違いないですか。分かりました。質問内容は、事項別明細書がシステムの中から出力されているのか、それとも、それに合わせて作成されているかということをやっと聞きたいんですけども。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 失礼いたしました。決算書のほうにも事項別明細がございますもんですから、そういった回答しましたけども、今、補足資料のことですか。は、エクセルで作成しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 申し訳ございません。私も職員時代に経験していますので、これがどうして一元化できないのかというのを以前から疑問を持っていましたので、その点、やっぱり今後の一つの、本当に見る側としては非常に見にくかったというのが事実ですので、そこを検討いただければと思います。

本町の情報システムは、これは職員時代の経験から申し上げますけども、稼働中、ところどころに人の目による確認作業が必要などがあります。例えば、税のシステムについては課税ファイルと収納ファイルがあり、調定額が課税ファイルと収納ファイルの両方に存在します。調定額というのは、手作業で言えば、本来課税ファイルにあるものですけども、課税と収納に存在するので、この調定額の決定タイミングを同期といいますか、確認作業が発生しているように思います。また、税等の収納管理をする住民情報システムとお金の出し入れをする財務関係システムが別々のシステムということです。収納管理をしている住民情報システムから、お金の出し入れをする、管理をする財務会計システムへ収納データを渡すときは一括データ渡しですが、操作については確認の上、手動という形で行われております。また、過誤納付金の還付書については、財務会計システムの還付データを住民情報システムへの手入力作業が行われています。人の目による確認作業も大事なことと思いますが、システムの導入目的は言うまでもなく業務の省力化と人員の削減です。年々、複雑、増大する地方事務、各課の人員はぎりぎり状況の中で、システム処理についてはシステム内で完結することが必要なというふうに考えております。今、申しました処理については、実際自分が業務の中で経験した動きです。これが改善されていけばいいんですけども、なかなか全く違うシステム間のやり取りは、多分自動ではできていないというふうに考えます。

このたび、議会では会議システムが12月から本格導入されます。その導入業者の選択基準としては、ペーパー資料みたいにストレスなく使いやすいということでした。そのシステムの背景には、全国630自治体等の導入実績と、それらの使用実績から得られたノウハウによる現在のシステムに出来上がっているということでした。導入実績数がシステムの機能向上につながることで、ランニングコストも低く抑えられるというふうに思います。

県内には、住民情報系基幹システム等導入実績で数多くの導入自治体を抱えているシステム業者もあります。会議システム同様に、導入実績数に基づき、システムの機能も洗練されており、ランニングコストも低く抑えることができるというふうに考えます。

私は、職員時代にシステム会社入替を2回ほど経験しております。このときの作業だったのがデータコンバートといいまして、データを新しいシステムに変更、変換する作業です。その結果のペーパーでの確認作業が非常に大変

だったということを遠い記憶としてあります。しかし、標準システム移行後は、他委託業者への移行が可能になるということであり、システム会社変更時のデータコンバート等が容易になるということだというふうに考えます。

標準システム移行後の翌年度以降に、現行システムよりランニングコストが低く抑えられ、そういうことによる経常経費節減になりますけども、そういったことを目的として、また住民情報システムと財務会計システムの一体的なシステム等による業務省力化、以上2点のことを目標として、それらを提供可能なベンダー、委託業者の移行を是非検討していただきたいというふうに思います。要は、業務の省力化と職員負担の軽減につながることにありますので、その付近を是非検討、他業者への移行の検討についてのお考えを最後に町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

情報システム標準化の目的意義としましては、標準化によりシステム間のデータ移行も円滑になり、他ベンダーへの乗換えも容易になること、それにより、地方公共団体が複数のアプリケーションの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となること、国においては、情報システムの運用経費等を平成30年度比で少なくとも3割削減を目指していることなどが目的意義として挙げられております。町にとっても、最適なアプリケーションを選択することは、住民サービス向上や行政運営の効率化につながることでありますので、国の目指す姿でもあります。ですので、そういったところも含めて選択はしていきたいと考えておりますが、ただ、財務会計システムにつきましては、こちらの標準化の対象外の業務となっておりますので、そこらあたりについては、そういったところも含めて考えていければと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 非常に前向きな回答ありがとうございます。非常に経費も伴うことでありますので、最後に町長のお考えをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

世の中がいろんな面で進歩していく、その中で行政コストをいかに効率を上げていくかというのが大きなことだろうと思っております。本町においては、昔から今のシステム会社といいますが、ベンダーに委託しながらしております。それは、その会社そのものが昔から錦町に関係があったということで委託をしておりますけれども、今現在聞いてみますと、熊本県でも非常に錦町だけが、或いは錦町も含めたところが少ない委託会社と、その会社が委託会社ということでありますので、よりよいシステムを扱っている会社といいますが、先ほど言われましたようなところとの検討もしていく必要があるんじゃないかなと思っております。なかなかこの金額そのものが分かりづらい世界でございます。例えば建設業みたいに国の歩掛かりがあって、その歩掛かりに基づいて計算して、それで委託すると、そういうシステムではないわけでありまして、例えば業者がこのシステムは100万円かかりますと言われれば、なるほど100万円かな、高いかな、安いかなと、なかなか分かりづらいというのがこの業界であります。今回、国がこのような標準システムを作りながら、少しでも、先ほど総務課長が言いましたように、3割程度抑えていくという国の方針が示されましたので、町といたしましても、先ほど言いますように、住民サービスを図りながら行政コストを下げていく、それを目指していこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 非常に前向きな御回答ありがとうございます。今回の標準化システムというのは、総務課長も述べましたように、そういった業者間の競争をすることができるような仕組みということですので、是非この標準化システムを機会として、ローコストのハイレベルな業者選択を是非お願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原誠二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時10分から開議します。

午後1時58分休憩

午後2時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

11番、高田孝徳議員の一般質問を許可します。

○議員（11番 高田 孝徳君） 皆さん、こんにちは。議長の許可を得ましたので、令和5年9月定例議会一般質問を行います。

通告していました質問事項、人吉海軍航空基地資料館について、質問の要旨1、これまでの経過について、2、今後の計画について、以上の質問について順序よく質問を行っていくので、よろしくお願いします。

なお、久しぶりの一般質問ということで、ちょっと緊張もしていますが、間違った質問、支離滅裂な質問があるかもしれませんが、そのときは執行部の容赦ない御指摘をよろしくお願いいたします。

あとは、質問席にて一問一答で行いますので、執行部の誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 質問事項1、人吉海軍航空基地資料館について、質問の要旨①これまでの経緯についてお答えいたします。

人吉海軍航空基地資料館のこれまでの経緯につきましては、太平洋戦争中に建設された海軍航空基地の存在が認識されました平成27年度から、国の地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金等を活用し、各調査設計等を実施した後、地下壕等の整備、資料館周辺整備の実施と併せまして、資料館を建設し、平成30年8月の開館に至っております。

開館に伴いまして、当時の非常勤職員3名と地域おこし協力隊1名に常駐いただき、資料館の運營業務を行ってまいりました。その後、町では資料館を観光施策の核に位置づけましたこと、また、来館された方などからの御意見の中に、資料館が手狭であるとか、或いはトイレの数が少ないといった話がありましたこと、また、修学旅行の団体のお客様を受け入れる上での学習スペース等もなかったことから、資料館の第2期整備工事を実施し、令和3年3月からリニューアルオープンをいたしました。令和4年度には、松根油乾留作業所跡の周辺整備及び保存整備を実施しましたので、全体的な資料館関連の整備に関しましては、一段落としたところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） まず最初に、町長にお聞きしたいんですけど、この施設を色々言われますけど、平和資料館と取るべきか、戦争資料館と取るか、町長はどのように思っているかまず最初に聞きたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） すみません、お尋ね、平和資料館と取るべきか、あと一つは（「戦争資料館」と呼ぶ者あり）戦争資料館とどちらを取るべきかと。平和資料館として捉えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） もうその学者が言うだけであって、平和資料館であろうと、あんまり関係ないという学者もいますし、どっちでも。だから、一応そういうふうなことで、平和資料館ということで捉える部分が大きいということで、どっちも兼ね備えてはいると思うんですけど、町長の考えは今の平和資料館のほうが多いということ

で理解してよろしいですか。

それなら、次に行きます。

平成30年8月に開館してから現在まで、資料館の運営等の経過について、色々中身を含めて町長はどのように考えておられるか、それを伺いたい。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 現在、先ほど課長のほうから経緯は説明をしましたがけれども、やはりそのリニューアルして、そして今まで来ているわけですけども、全体的なその利用者も目標する利用者、最終的には3万5,000人、年間3万人から3万5,000を目指すわけですけども、今1万から1万5,000人程度、1万6,000人ですか、その程度は入ってございます。売上げそのものも結構伸びてきているという話を聞いておりますので、全体的には平和学習のほうで、私はあそこの場所についてしっかり学んでいただいているんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） やっぱり、今言われたとおり、後世に残すようなきちんとした平和教育をやっていくことは本当に大切だと思うんですけど、やはり運営上というのは、もうその二の次ということは考えたくはないんで言いたいんですけど、最初、開館してから第2期整備工事をやられて、令和3年3月からリニューアルオープンしているんですけど、当初が3万人から3万5,000人と、今町長言われましたが、全体的に整備はもう終わった、先ほど一段落としたと言われましたが、まだこの資料館に関するこの平成30年から去年までに費やした費用というのを資料で見ると、やはり莫大な金額なんです。それは、平和教育も大事なんですけど、ソフト面だけでも見ても約2億円強、ハード面、拠点施設とか外構工事など、またソフト面では人件費や光熱水費があって、やはりハード面で6億円強の予算を使って、約8億円強の支出を使っているんですけど、その辺のことに於いての考えはどのように考えているか伺いたい。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 確かに、事業費そのものは億単位でございますけれども、この半分は国の、先ほど言いましたのは、事業の補助金、国の補助金、そして残りの50%の7割が地方交付税で算入する部分を使っておりますので、基本的には、急に今言われましたので、それを私は準備しておりませんが、財政のほうから時間を頂ければきちんと計算しながら説明できると思いますけれども、交付税措置のある事業を組み合わせながら、平和教育のほうに金を使っているという状況でございます。前にも申しましたけれども、私は入場者数と、例えばその売上げとか、それで収入支出がペイできればいいわけです。ペイするためには、計算上は3万人から3万5,000人の入場者がなければペイできないということでございますけれども、平和教育と言いつつも、長崎とか広島とか、そういう大きな施設



ではありませんので、私は少々の赤字は、前も話しましたように許容範囲であると思って、今後についてもできるだけ赤字にならないようなシステムを組みながら、そして入場者をいっぱい入れながら、先ほど午前中には2番議員も言われましたようなやり方、或いは今一生懸命あそこにいる職員たちが外部に向かって宣伝を、PRをしております、SNS等で発信をしておりますので、おいおいそういうのが、効果が現れてくるものと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 先ほどから言われるとおりに、教育とお金というのは、相反するところもあるかもしれませんが、一応、もう一度課長のほうに聞きますけど、私は、交付金の割合はソフトは大体30%ぐらい、ハード面は約50%ぐらいというのは間違いないんですか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ハード面に関しては、おっしゃるように5割程度、ソフト面に関しては、交付金事業等の補助事業にのらない部分もございますので、トータルしたときに大体3割ぐらいが交付金が充てられているものと積算上なっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） ということは、この資料の中で計算の上では、交付税の割合はソフト面30ということは、ソフト面で、変な言葉ですけど、町の持ち出し分は今のところ1億4,000万円弱ぐらいだろうと思うんですけど、私の計算ではですよ。違っていたらいいんですけど、ハード面では約3億円ぐらい出していることになって、合計の4,004億円ぐらいになるのではないかと思います、ちょっとどうですかね。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

計算上、大まかにそのような形になります。残りが、交付税措置が70%ということであれば、3億円ほどの交付税措置があるような計算になるかと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 交付税措置があった場合、あるのは間違いないんですけど、7割あったときはそう。でも、このように莫大な金額を町から町の手出しとしても出す事業なので、私はもう、なかなかこの一般質問はしにくいのは、建物も建って動き出したもんだから、今さらやめるとも言えないし、だけども、この金額を使ったことを町長はどのように生かすか、どのように考えているか、できれば教えてもらいたい。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 後で詳しく町がどのくらい出しているかというのは、財政のほうに調べさせて、また資料なりを渡します。できますれば、事前にそういう詳細について、答弁を私、できませんので、通告をきちんとしていただければよろしいかと思っておりますので、よろしく願いたい。

先ほど、質問議員おっしゃいますけれども、もう既に動き出しておりますし、この結果については、今までの議員さんたちの議決を得ながらこの施設を造ってきております。先ほど言いますように、赤字とか黒字とか、そういうのを含めてですけども、やはりこの錦町にああいう施設があった、戦争の遺構があったということは、私はこの錦町として、この日本の全国にこういう戦争があった。したがって、この平和は大事ですよ。今、ウクライナとか色々

戦争が本当に、今日も北朝鮮がロシアに行っているというような情報もあります、一触即発の状況です。その中で、きちんとその平和を教えていくということは、私は絶対必要と思っておりますし、私はこういう施設があったということは、逆に錦町の責務としてそれを全国民に知らしめなければならない、私は責務があっていると思っております、今後ともしっかりとそれを進めていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 確かに、最初にその通告をしていなかったというのが言われましたけど、交付税措置があろうが、交付税は皆さんの税金なんですよ。だから、結局私が言いたいのは、そういうこれだからこれじゃなくて、最初の部分は要らなくて、最後の部分の戦争や平和のためにこういうのがあるんだということを知らしめてやっていくという覚悟だけでも本当はよかったです。でも、これだけのお金を使った、莫大なお金を使ったら、それはもうやっぱり基本的に忘れずにやって、やっぱりそのように使ったお金に対価できるようなやり方をやってもらうことを今町長は言われたので、私も今ある程度はほっとしたんですけど、やっぱりこの事業が始まってから地方創生交付金を最初使って、それがなくなったらデジタル田園、デジ田ですか、それを使って、その制度がなくなったらふるさと納税、もういかにも、私が見た感じ、終わるから使えるものは使えというふうには私は感じるんですけど、できれば何の事業にしてもなんですけど、これだけに言うんじゃないですけど、なるだけ計画的に使っていったほうが私はよかったと思うんです。確かに、平和教育が大事なのはよく分かりました。だけど、私が言いたいのは、民間レベルを考えたときに、それだけのお金を使って、極端な話、この何年かまで見てみると、オープンしてから最初の何年か赤字、言葉が悪いけど赤字の経営でリニューアルをしました。普通、私たち民間で考えれば、何かの事業を始めるときに、始めて幾ばくか、少しでも黒が出たら、次の事業にやっていくのが民間なんです。それがいいか悪いかじゃないんですよ。そういうふうにして慎重にやっていくんです。ましてや、その建物も国のお金、国民の税金でその建物を建てます。でも、民間はその建物を建てるのにお金を借りなければならない人もいます。お金を返さなければいけないんです。そういうことを考えたときに、この莫大なお金を幾ら交付税措置があろうがなかろうが、そういうふうな考え方で使っているものかどうか、私はものすごくそこに疑問を持つんです。何でもかという、ある町民にとってはこっちに使ってくればよかったとにとか、色々出てくると思います。だから、私はもうさっきから何回も言っているけど、使ったものは仕方ないと思いますが、その辺のことを少し考えてもらえれば私もいいかなと思うんですけど、その辺のことも町長どのように考えているか伺いたい。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

確かに、質問議員も経営者ですので、そういう発想も当然、民間の発想として言われれば、そういう発想だろうと思います。まず、そこで黒字が出るか出ないか、投資額に対しましてですね。当然町もそのときは、私は考えております。黒字になるか、赤字になるかということは、非常にコンサルを入れて調査したものでもありませんし、ただ黒字になるだろうか、赤字になるだろうか、どのくらい入場者がいるだろうかという話をして、最初小さく造ったわけでございます。しかし、その後1年を経過してみて、やはりあまりにも小さ過ぎて、修学旅行、子どもたちが来たときの勉強する場所もない、或いは説明する場所もない、トイレも小さいということから、では子どもたちが来やすいように、多くの人たちが勉強しやすいように、そしてそこの中にモデルとして赤とんぼ、当時のそこに飛んでいた赤とんぼを入れれば、よりよくそのイメージが、戦争に対する、平和に対するイメージがより強くなるということから、赤とんぼ2,000万円ほどでしたか、そのくらいの期待を入れたところでございます。そして、来場者が錦町の農

産物、或いは錦町にありますいろんなソフトクリームとか、そういうのを買っていただければ、また売上げも伸びるんじゃないかなということから、この施設を大きくしてきたところでございます。

先ほど言いますように、経営的には、私は黒字にはならないと、これは思っております。その点は御了解を頂きたいと思っておりますし、そしてあと、今言われました補助があるからあれをした、終わるからこれがしたじゃなくて、こういう仕事をするときに、こういう組合せをするときに、では何があったのかと、財源として何が国の補助があったらどうかということから、例えばデジタル分があったり、ではそれをついでに申請して補助金をもらえれば、それにこしたことはないというような財源の見つけ方でもございました。決して、財源が先にあるからこの施設を造ろうじゃなくて、この施設を造ったときに、では財源として何があったらどうかという、財源を探してうまい具合にその申請をしながら、財源を上手に取ってきたということです。

それから、ふるさと納税の話がされましたけれども、ふるさと納税については、納税者に対しまして、我々が何項目かな、8項目、例えばふるさと納税としてどんな事業に応援しますかという項目を8項目作っております。その項目の中に一つとして、ひみつ基地ミュージアムに関する分、或いは最終的にはその他の分という、そういう項目、8項目がここにありますので、その項目の中で、ふるさと納税の項目の中で納税者の方が、金額がトータルでこれだけありましたということでもありますので、その金額を財源として向こうに、ひみつ基地ミュージアムに使っているというのが現状です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） ふるさと納税のことだけでも、ただ、今そこまで話をしてもらえとは思わなかったんですけど、それは分かるんです、使えるのは、だけど、やはりふるさと納税という言葉、時点で、今までも多分、これを見る限りには、今までにもハード面、ソフト面に、熊本県地震対策基金とか、コロナ臨時交付金とかという名目でこの施設に使っていますよね。私は、使える使えないは詳しくは分かりませんが、ふるさと納税も使える使えないは分かりません。でも、聞こえます。それを何でふるさと納税を使ったのか、また、コロナ臨時交付金を使ったのか、そういうことをやはり町長はそう思うんです、きちんと説明しないと。何でかという、なんでふるさと納税や、なんでコロナやと言う方々が、もう町長も多分耳に入ると思うけど、何人もいらっしゃるんです。だから、そういうことも含めて、情報を開示できるだけ開示してやっていかないと、もう知らん人は知らんまま終わって、知っている人は何でやと、そういうふうになる可能性があるんで、恐らく町としてもマイナスというか、損するんじゃないかと思うんですけど、その辺のことはどうお考えなんですか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど、8項目ありますけれども、昨年度ふるさと納税が、これは令和4年度の決算ですけども、4億3,600万円ほどの納税額がございまして。その中で、皆さん方から納税額を頂きます、納税するときの項目が8項目ございまして。1つとして、人吉海軍航空基地跡の保存・活用に関する事業、福祉、少子及び高齢化対策に関する事業、3番目として、自然環境保全、景観維持に関する事業、4番目として、産業の振興に関する事業、5番目として、教育、スポーツ活動の充実に関する事業、6番目として、歴史、文化の保存に関する事業、7番目として、被災者の支援・災害対策に関する事業、そして、その他、目的達成のため町長が必要と認める事業、このような8項目がございまして。この中で、一番寄附額が多いのがその他の目的達成のため町長が必要と認める事業1億2,600万円ほどでございまして。また、2番目として多いのは、福祉、少子及び高齢化対策に関する事業1億円からございまして。そのようにこの項目を設けながら寄附を募って、寄附をしていただいております。この納税者がこれ

に私の金は使ってくださいという、納税者のこれは申込みの中での寄附ですので、それに従って私どもはそれを、金を配分しながら事業を進めているというのが現状でございます。

以上です。

ただ、今質問議員おっしゃいましたように、情報開示が少ないということであれば、今後4年度の事業については、広報紙を使ってきちんと説明をしていこうと思っております。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 確かに、私は8項目を網羅しているわけでもないですけど、色々なところから、同僚の方からも色々聞くんですけど、やはりそれは1、2、3、4、5、6、7、8打ってあるんでしょう、番号を多分。だから、令和3年度、令和2年度に一番上になかったのが令和4年度から一番上になっている。2,000万円。確かに福祉とか何とかに1億円使っていると言いますが、4億円あるということは、大体半分が経費で取られるから、2億円が錦町に入るという計算になると思うんです、大体ふるさと納税の場合は、それに何で一番上にあつとかなと言いなった人もいますから、本当は町長もやっぱり、町長の権限でその他の事業から2,000万円出して出てこんやっただけなんです。逆に言えばですよ。それが出てきたときに2,000万円というのは、その1億円何々と先ほどから言われますけど、2億円の中の10分の1、10%なんです。ふるさと納税の町に入ってくる2億円のうちの2,000万円は10%なんです。それを、ふるさと納税をそこに使うことに私は何か不思議だなと思っていました。私も全くこのことは知りませんでしたが、ある町民の方々から、ふるさと納税であそこに全部寄附しよるわけないと。ふるさと納税であそこにやりよげなよということで、えーと思って調べたけど、全部どころか2,600万円のうち2,000万円だということは今度気づいたんですけど、そういうふうやっぱり文言が、それはやっぱりそこまで文言で出せば、一般の方に広まっていくのは、ふるさと納税で資料館ば養いよげなねというごたことも言う人も何人もいたもんですから、私はもう少し考えて、出元は一緒ですけど、使ったほうがよかつたかなというのが、もうこれ町長の答弁はいらないですけど、老婆心として、何か知らない人に見ればそういうふうになるんじゃないかなと思うんです。

では、なぜ今年より指定管理者制度に導入して、一般社団法人錦まち観光協会に委託したのか。町長であり、観光協会の長である町長に伺いたい。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 指定管理者制度にした経緯については、担当課長から説明させます。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

本年度から5年間の指定管理者ということで、錦まち観光協会を指定いたしました。今年の3月の定例会で私が申し上げました指定管理導入の理由といたしまして、3つございます。1つ目が、平成30年8月の開館当初から資料館の運営に携わり、職員の資質向上、関係他団体との連携強化、効率的な情報発信等、様々な運営力強化に努めていること、2番目に、コロナ禍での行動制限による入館者数は、当初の計画よりも過小であったものの、これまで4年半の運営実績は今後に生かせるものであり、また、町職員との連携強化も図りやすいこと、3つ目が、指定管理を行わせることで、関係職員のさらなる意識向上が期待できること、以上3つを提案理由として説明申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 指定管理として委託された理由が、平成30年度当初から町が持っていた錦まち観光協会がやっていたからやったということですよ、一つは、一つは、コロナ禍の中、入館数がある程度頑張ったということ。それと、もう一つは指定、ここ何やったですか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 3番目が、指定管理を行わせることで、関係職員、観光協会職員の、我々も含めてですけれども、さらなる意識向上が期待できることとございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） それで、指定管理の事実があるでしょう。そういうことで、一般社団法人錦まち観光協会は令和2年の10月に設立したということですよ。それで、私が一番危惧するのは、先ほどからの話で、今度は逆なんですけど、指定管理を任せられた一般社団法人錦まち観光協会というのが令和2年10月に設立して、ここに委託管理をしたということで、それで色々技術とか経験があるからということでしたということなんですけど、まず私が思うのは、そこに働く、就業する職員にとっては、この5年間、ある程度までせろということをもう徹底的に言わない限り、まずとんとんにはならないということなんです。だから、先ほど私はもうそれも含めて、黒字になれとは言わなくても、ある程度黒字にならないと、先ほど黒字は必要じゃないと町長が言われたのでいいですけど、どの程度まで今度は指定管理を引き受けたほうの社団法人としてとんでもないプレッシャーがあると思うんですよ。引き受けたからにはその職員って。だけど、もう黒にならなくていいという答弁だったので、私は黒になるという答弁を待っている、黒にならなくていいという答弁だったのである程度どの辺が線引きか、また私も分からなくなってますね。だって、ふるさと納税から2,000万円、一般財源から600万円、上限で5年間出すという約束で、5年間ということは1億3,000万円ですからね。1億3,000万円を5年間保証して出す。それでそこで働いている人たちの気持ちですよ。もうこれはどうやって、もう一度簡単に言えば、赤でもよかばいと言ってくれればよかかもしれんですよ。でも、それは言えないと思うんですよ。だから、そういうことを含めてもう少し真剣に、簡単にするんじゃなくて、ましてや何で今年度からだったのか。コロナが終わって、昨年度ちょっと伸びて、令和5年度まで見て、ある程度安定した入館数、グッズ、飲食、何でも出るのが、多分私は今年いっぱいやらないと、去年いっぴいの数字ではコロナの関係で出ないと思うんですよ。だから、私はできれば本当は、もうやったことはしようがないですけど、令和6年度まで見て慎重に指定管理をすべきではなかったのか、町長に伺いたい。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 世の中、非常に災害があったり、コロナがあったり、そしてああいいう施設でありますので、どちらかと言えば、1週間のうち土曜、日曜が商売のような感じで、その中で雨が降ったりすれば、どんと落ち込むわけとございます。そういう中で、私は決して赤字がいいと言ったつもりではございません。ペイできればいいと思いつつも、もう赤字でもしようがない部分もあるということで私は言ったつもりとございます。できるだけ黒字になることがそれは一番いいわけですから。そう考えたときに、先ほどふるさと納税の話をしましたけれども、ふるさと納税全てが今のところミュージアムのほうに行っているものでもございませぬ。ふるさと納税の寄附額の中から、その必要経費を今出しているというだけの話であって、そういう話とございます。今回も、先ほど8月までの売上げ、物品そのものでも2,000万円から上げておりますし、そして入場者数は、今まで入場料というのは、令和4年までは町の歳入に入ってきておりました。今回からは、向こう、いわゆるミュージアムのほうにカウントするようになってきますので、その分も含めていくとある程度余裕もできてくる、余裕と申しますか、ある程度ミュージアムの経

営として助かる分もあろうかなと思っております。私は、これはもう役場の職員も一緒です。質問議員も民間ですので、一緒と思う。従業員がいろんな面で頑張っていないと、会社もそれはもうけることもできませんし、役場についても、職員が一生懸命頑張っていないことには住民サービスも向上しないわけですので、それと一緒にとにかく頑張ってもらいたいという話は、プレッシャーになるかどうか分かりませんが、そういうことは、私は経営者としてきちんとその分は言わなにかいかなんと思っております、その分については言っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 一般社団法人ですよ。一般社団法人というのは考え方じゃなくて、一般社団法人というのは、もう簡単に言えば、利益分配ができない非営利というのが基本です。ということは、結局、来年からは入場料も全部向こうが扱う、これができたら今年から全部扱うということでもよろしいんですか。私は去年の決算を見たときに、町に1,100万円ぐらいお金が入ってくるみたいですね。入場料として。入場料が1,100万円でも、入場者数と計算すると、入場者数が1,300万円ぐらいあるのに、何でかなんと思ったら、一武小学校とか、旅行代理店の手数料とか何とか引かれて1,100万円程度しか入ってこないということ聞いたもんですから、では、去年まで物品は、飲食はどうなっているのかといたら、向こうが全部持って行く。ましてや800円以上のオプションの売上げも全部持って行く。去年までですよ。うちに千百何万円か入るといって形がまた続くのかと思ったんですけど、それも全部含めて、入場料も含めて全部向こうがそれで運営をしていくということの中で、足りない分が上限で町から2,600万円補助するという形で考えてよろしいですか、課長。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

質問議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） では、その2,600万円という積算基礎は、もう私が見る中ではもうほとんど人件費なのかなと思うんですけど、間違いはないですか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

質問議員おっしゃいますように、まず歳入のほうですけども、入館料が約1,100万円、令和4年度ベースですけども、向こうで支払っている人件費、光熱水費等もろもろの経費が約4,000万円ございます。差し引きますと2,900万円になるんですけども、向こうが持ち出す分、要は販売料とか、先ほどのオプション料でありますとか、その辺の内部留保している分の300万円を出すということで、差引き2,600万円の5年間を指定管理の限度額と設定しているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） では、5年後、また2,600万円の上限ではなくとしても、1,000万円でも2,000万円でもやらないと、町から出さないとやっていけないという可能性もあると考えていいんですか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今、令和5年度から令和9年度までの5ヶ年で1億3,000万円の指定管理委託料の限度額を設定しています。観光協会から新たなシミュレーションといいますが、入館者数の今後の目標が出ております。令和5年度が2万人、令和6年度が2万2,000人、令和7年度が2万4,000人、令和8年度が2万6,000人、令和9年度が3万人ということで、大体試算しますところ、町長も申し上げましたとおり、3万人から3万5,000人、当然、今より入館者数が倍になりますので、今の人件費で足りるかどうか、その辺も懸念されるところではございますが、大体その人数を入館者数として受け入れれば、ペイからやや黒字の経営になるというところなんです。今のところ、まだ指定管理始めて1年目ということもございまして、今現在は目標に向かって様々な取組を行っているところでございます。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） では、もう一つ聞きます。5年間で、上限が2,600万円ということですから、これが来年度、再来年度、何かの用事で黒字にならなくても増えた場合は、2,600万円、うちが今やっているお金は、出す分は減っていくと考えてもよろしいですか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

今年度4月から指定管理した折に、観光協会と企画観光課で話をしております。そのような方向です。令和6年度が、令和7年度が2,600万円ありきでは当然ないので、少しでも2,600万円を切るように来年度をやっ払いこうという話を共有しているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） この観光協会の会長としてと、町長としての立場で私はお聞きしたいんですけど、ということは、会長としてそこに行っている自分のところの社員に、やっぱり相当ハツパをかけていくという意気込みはどのように思っていますか、お伺いしたい。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど、職員に対して、或いはうちの町職員に対しても、観光協会の職員に対しても同じような話をしました。そのとおりでございまして、今、企画観光課長が言いましたように、できるだけ黒字になっていく。そうすると、黒字になっていけば、錦町からの持ち出しというのは少なくなってくるわけでございます。そのために、誘客をどのようにしていくか。先ほども話をしましたように、SNSで言ったり、或いは出したり、或いはうちの職員がいろんな旅行会社のところに誘客、勧誘に回ったりしております。いろんなアイデアも、今日、先ほど言いましたように、2番議員も頂きましたが、そういうアイデアを活用しながら、そしてできるだけよそから人を、ペイできるような3万から3万5,000人の1年間でそういう来客者、訪問者をしていくということが私は一番必要だと思って、そういう努力をする、そういうことに頑張れという話をしているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） もう本当によっぽど頑張らないと、私がこれは頑張らないといけないと色々思いながら、町長にとってはちょっと耳の痛いことかもしれませんが、やはり観光協会の会長であって、錦町の町長であって、両方、長をしていて、その中で2,600万円やって、同じ会長のところで、そのお金の動きが考え方によって、俗に言う利益相反にはならないかと思うんです。そこまでは私も言うつもりはないけど、利益相反というのは、簡単

に言えば、片方が著しく利益を受けて、片方が著しく損失を与える。錦まち観光協会は、2,600万円というお金を補助してもらって、逆に言えば建物、何もいらなく、先ほど言う飲食、グッズ、オプションはもらえるという、両方の長が同じだから、私は法律家じゃないから、私の考え方では少し利益相反にも引っかかるような事案じゃないかと思うんですけど、町長はどのように考えていますか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 観光協会の中身は、私が代表者であるわけですがけれども、錦町の商工会の会長さん、それからJAのトップの方、或いは酪農家の方、或いは一般の会員の方、全て百四十何名でしたか、錦町のここにいらっしゃる議員の方も一人の会員として入っていらっしゃいますし、そういうことはみんなで相談しながらいくということです。そして、利益相反にならないように、私に関しての契約というのは、観光協会から出てくる契約というのは、副会長の商工会の会長の名前で出てきますし、決して私が一人でするわけではありませんので、そういう関係の中できちんとしていくということでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 確かにそうだと思いますけど、会社同士でも利益相反というのはあるんですから、そこはいいとして、そういうようなことも含めた、もっと慎重というのが、こういうことが大事だと思うんです。最終的に、私が言いたいのは、私の持論ですから、持論と言っても、昔から、かねてからから主張している意見だから、心の中の考え方なんですけど、もう後戻りもできない事業ですので、今日私が質問しましたこと、例えば数字でも、あそこの観光協会に委任したいきさつでも、こういうこうというのをもう本当に町民につまびらかにこれを出して、情報公開して、そしてみんなでこのミュージアムというか、資料館を盛り上げていかなければ絶対これから黒字にならない、黒字というかトントンにならないと思うんです。私も錦町町民の一人ですから、私自身も私の持っているネットワークを最大限に広めてでも、何人でもあそこに足を運ぶ形を頑張りたいと思いますが、町長、その辺のことはどう思いますか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど言いますように、情報は今まで出してきたつもりでございます。ただ、質問議員おっしゃいますように、情報の出し方が足りないとか、そういうことであれば、今後においても、決算も今審査中でありますので、決算の中でまた質問議員も明日か明後日か質問されるものと思っておりますので、そういう分についてはきちんと説明できるように整理はさせて、そして今後においても、町政座談会は今年はやるつもりでございませぬけれども、そういう町政座談会等があるときに、そういう説明をきちんとしていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） もう、決算では質問する分は、今質問しましたからしないんですけど、もうする必要はないと思うんですけど、だから私が知る、誰が知るじゃなくて、町民が、全員がなるだけ分かりやすく、間違った情報が一人歩きせんごとです。例えば、一人歩きするんですよ。あそこの経営では、全部ふるさと納税から出とんねと言う人もいます。それは、2,000万円しか出ていないとか、そういう理由でということがあれば、そういうことは一人歩きしないんです。だから、できれば、私、さっきから言うように、できるだけ範囲は情報公開を出して、そしてそこで理解を受けて、なるだけ、この莫大なお金を使うんですから、5年間で1億3,000万円というお金を使うんですから、それはもう何があるかと皆さんの血税ですから、それを説明することはやぶさかでない



と思うんです。そうすることによって、本当に私も、始まった事業にとにかく言って、許すというよりも、協力したほうがよっぽど楽しいんです。だから、協力するためにも、私、するつもりでいますけど、一層協力するためには、やはりこういうことのいきさつを、確かに役場の言葉は民間の人たちに難しいところもあるけど、やっぱりきちんと、これだけのお金を使うんだから、懇切丁寧に聞きたい人には教えてやるべきだろう。聞きたくない人にわざわざ言っても、猫に小判かもしれんし、だけど、聞きたいと思う人が増えてくれば増えてくるほど理解して、ここの資料館に対する考えも変わり、それによって一人一人の入館者も私は増えていくと思います。今後、私が言ったとおりにせろというわけじゃないです、できる範囲のこと、経過から何から全部一応洗いざらい出して、そして、今の状況はこういう状況です、このままでは計画でも、令和9年の計画でも3万人と、3万人ではやっていけない、もう少し増えていく、そういうふうな、令和9年度にはこの3万人という形をみんなで目標にしていけば、できないかできるかは分からないけど、そのほうが、みんながこの資料館に関する情報を共有することのほうが大事だと思います。

最後にですけど、今、出向でやっている職員がいっぱいいますよね。その人はいつまで向こうにやるつもりでいるんですか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 経営的といえますか、いわゆる情報とか、或いは先ほど言いますように、皆さんに知らしめていく、そういうのがある程度安定すれば、もうやる必要はないと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 最後の最後です。ただ1人の人間をやるというだけの問題ではなくて、ものすごく経験も力量もある人間を1人やっているんですから、早く返してもらって、なるだけ町の行政の運営がうまくいくように早めに私はこっちに返してやってもらえないかと思って、最後の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田孝徳議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後3時20分から開議します。

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

5番、吉田眞二議員の一般質問を許可します。5番。

○議員（5番 吉田 眞二君） 皆さん、こんにちは。5番議員の吉田眞二です。ただ今、議長の許可を得ましたので、令和5年第3回錦町議会定例会通告書に沿って質問をさせていただきます。

秋の稲穂の収穫の前のお忙しい時期を迎え、安全に収穫作業に当たられることをお祈りいたします。また、立秋とはいえ、まだまだ暑い日が続きます。体調管理に留意され、お過ごしいただければというふうに思っております。

あいねっと放送をお聞きの皆様に感謝を申し上げます。

私、一般質問に入らせていただきますけれども、今回の質問は、質問事項1、農地、農業、地域を守るについて。質問要旨1、本町の遊水地計画について。質問要旨2、田んぼダム、今後についての町の対応について。質問要旨3、豪雨被災農地の今後について。

次に、質問事項2といたしまして、住民の安心安全と防災について。質問要旨1、木上岩城地区の落石防止、樹木の倒壊防止対策について。質問要旨2、町の総合グラウンドナイター設備電球切れの対応について。質問要旨3、丸目蔵人の墓、墓地周辺の整備計画について。

質問事項3、議会体験を高校生に範囲拡大はできないか。質問要旨1といたしまして、子ども議会、現在、町内の小中学生が対象だが、町内の高校生、球磨中央高校生にも体験を広げることにはできないかについてでございます。

以上、質問席において質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） それでは、先ほど言いましたように、質問事項1、農地、農業、地域を守るについて。要旨1、本町の遊水地計画についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 本町の遊水地計画につきましてお答えいたします。

国は、令和4年8月に、球磨川水系河川整備計画を策定し、河川の流量を低減させる対策の一つとして、遊水地の整備を行うこととしており、球磨村渡地区から市房ダム付近の区間において、約600万立米の洪水調節容量を確保する計画となっております。

本計画に基づき、国が整備する遊水地については、球磨村渡地区、人吉市大柿地区などが候補地となっており、新たに錦町においても4ヶ所の候補地が選定され、本年6月に最初の説明会が実施されたところです。

また、先般、新聞報道等であったように、相良村柳瀬地区において、川辺川左岸側に掘り込み方式の遊水地整備について着工式が行われました。本町において計画されている遊水地については、画面にありますとおり、西地区は大谷川沿いから木綿葉大橋まで、一武地区は水無川西側の一武駅周辺、木上地区は野間川と球磨川の合流点を挟んだ東側と西側において計画されています。

なお、先行しておりました西地区の柳詰地区においては、用地買収による掘り込み方式での遊水地計画となっており、現在、着工に向けた用地交渉が進められているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。錦町では4ヶ所の候補地が選定されたということでございます。今月2回目の関係者説明会が予定されているようでございます。先ほどの西地区は大谷川沿いから木綿葉大橋まで、一武地区は水無川西側の一武駅周辺、木上地区は野間川と球磨川の合流地点というところの4ヶ所が予定地というふうな説明がっております。

私ども予定地を見ますと、中山間地ではない、言うならば優良農地だと理解しております。私も錦町土地改良区の役員であります。私ども土地改良区が思っていることは、農地を守る、そして農家を守るを一番に考えているわけでございます。遊水地内の土地改良区の理事さんの意見を今後は聞きながら、今後の理事会、そして土地改良区的意思決定機関の総代会の意見が出て、錦町土地改良区の要望等をお願いするようなことになろうかと思っておりますので、そのときはよろしくお願ひしたいというふうに述べさせていただきます。この件に関しては、明日、1番議員も質問を通告されておりますので、遊水地についてはこれぐらいで、また、先ほども述べましたように、土地改良区のほうで意見が集約できたら、そのときにはまた要望等をさせていただくということで、この件については締めさせていただきますというふうに思っております。

それでは、要旨2の田んぼダム、今後についての町の対応についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

田んぼダムにつきましては、熊本県の緑の流域治水の重点10項目に位置づけられており、今後も推進していくことになろうかと思えます。令和5年度からこれまでモデル地区として実証実験を行ってきた地区において、県営の土地改良事業が計画されております。

事業内容は、排水柵及び排水管の入替えて、田んぼダム専用排水柵を設置することで、大雨のときだけ水を貯留し、田んぼダム用の堰板の設置や取り外し等の手間を省くことができます。町においては、土地改良事業のガイドラインに基づいた地元負担金を支出することとなっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 田んぼダム、これは今、実証実験でやっておるわけでございますけれども、先ほどの答弁の中に、実証実験を行ってきた地区において、県営事業により、排水柵、そして排水管の入替えが予定されているということでしたけれども、本町においても、大多数の農地の排水というのは、劣化が大きな問題と考えておるわけでございますけれども、そこで、今回の対象地域でアンケートが実施されるということをお聞きしました。結果が分かれば教えていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

このアンケートにつきましては、県が行う測量設計業務の中で、概算の事業費を算定するために実施したものでありますが、22件中11件の回答、50%の回答率となっておりますが、回答をいただいた方は、全て所有する農地で田んぼダムに取り組みたいとの回答をいただいております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 答弁の中で、22件、対象農家があるということで、11件の半分の回答ということでしたけれども、回答をいただいた方全員が田んぼダムについて取り組みたいとの回答だったというふうに伺っております。これは、以前から田んぼダムに取り組んでおります関係で、流域についての理解と、下流域での生命・財産を守るという意識が広まり始めたのかなというふうに考えております。

この田んぼダムの設置ですけれども、私どものところが設置をしているわけですが、設置については強制ではないということでもあります。でも私が思うには、1枚の田んぼでは少ない効果かもしれませんが、町内全域、或いは都市全体で取り組めると、大きな効果が得られるんじゃないかなというふうに思っております。先ほどの遊水地、言葉がどうかは分からないんですけど、田んぼを沈める前に、田んぼダムも一つの効果を広げるんじゃないかなと思っております。これも大事なことのひとつじゃないかなと思っておりますので、町として今後の普及のほうもよろしくお願ひしたいと思っております。

先般、7月だったかと思っておりますけれども、町内の小学校5年生を対象に、田んぼダムについての理解を深めていただきたいというふうに、これは5年生の方に広めていって、そこで家族の方たちに話をさせていただいて、それが広がっていったら、田んぼダムの効果というのも広がるんじゃないかなという思いで、土地改良区関係で行ったわけで、田んぼの学校inにしきという感じでやらせていただいたわけでございます。

そして、また先般も、県南のほうで、八代の河川敷のほうに出向きまして、県のほうから、田んぼダムについて、

子どもさん方に説明をいただいたわけでございます。

田んぼダム、ちょっと触れさせていただきたいと思うんですけども、これは田んぼで、強制するわけでも何でもございません。やっていただく、協力いただける農家が田んぼに水をためていただく。以前は色々な御批判があったのも事実ですけども、色々な効果で、先ほどありました、排水柵と交換することによって、農家の理解も得られるんじゃないかなと思いますし、災害を減らせるんじゃないかと。県北、熊本市、阿蘇のほうでは、水をためるだけで、協力金というような感じでお支払いをいただくという事例もあるようなには伺っております。そういう関係で、染み込んだ水がタイムラグで下流域に行くということで、これは本当に効果が出るんじゃないかなというふうなことを考えているわけでございます。そのような関係で、是非とも取り組んでいただいて、遊水地もありますけれども、一つの、それに代わる田んぼダム、色々な被害を軽減するための措置といえますか、そういうのも必要じゃないかなというふうに思っております。そういうことを、今後、町のほうにお願いをいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

要旨3といたしまして、豪雨被災農地の今後についてということでお尋ねいたします。今回は、横山・中原地区の被災農地についてでございますけれども、写真をお願いいたします。これは令和2年豪雨災害後の、しばらくたってからのやつでございます。これは災害復旧が終わりまして、次の年、栽培ができるかなというようなことでの写真でございます。

これが、昨年の台風災害による被害後の写真でございます。

これが、その後の用水路の写真でございますけれども、ようやくできるかなというときに、また災害が起きて、次の写真が、これが本年の台風のと、水無川なんですけれども、そんなに河川へ出なかったんですけども、こういう状態で埋まってしまって、この時点では、まだ隣が復旧工事が終わっただけの時点でしたので、町の業者の方に協力をいただいて復旧をしていただいて、この河川の下流域の水田への水の供給はどうかできたというふうな感じでございます。

先ほど言いましたけれども、3年、4年、5年と、栽培できずに、来年度は作付できるんじゃないかなという望みがありましたけれども、今年度、この写真、これは復旧後ですけども、田んぼからの侵入ができて、復旧できたということです。

これが左手が復旧したところなんですけれども、ここに水稲でも栽培してあったら、ここに行くことも困難だったということでございますので、先ほども言いましたように、町の素早い対応には感謝をしているというようなところでございます。

そのようなことから、耕作者、ここを作っておられる方々の御意見としましては、先ほどから出ている球磨川流域の堀り込み式の遊水地がありましたけれども、そのような遊水地にできないかと。これは以前もお話したかと思うんですけども、先ほども言いましたように、昨年、そして今年というような被害が出て、耕作者の方は心が折れるというようなこともお聞きしますので、以前も質問しておりますけれども、遊水地にできないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

先ほどの農地につきましては、令和2年以降、河川の復旧の遅れなどから、これまで数回の大雨のたびに土砂の流入が発生しております。度重なる災害により、農家さんが、その農地での営農意欲も減退し、以前、堀り込み式の遊水地にしてほしいとのお話があり、県管理河川でありますので、県へ相談したことがありましたが、対応できない旨、回答があったところです。

河川の復旧により解決することを望むところですが、地元からそういった話がある以上、県へも伝えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。ここも、自分で言いながらなんですけれども、山間地でございますので、町内至るところに、特に山間部のほうは、先ほどのような被害に遭われたところがあるかと思っておりますので、遊水地は山間部も考えてもらって、県のほうへも要望をいただくということですので、地元からの要望ということで、強く要望をしていただきたいなというふうに思っております。先ほどの遊水地の件もありますけれども、私の個人的考えは、上流で止めるというんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのところも強く要望をお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

質問事項2といたしまして、住民の安心安全と防災についてということでお尋ねいたします。要旨1といたしまして、木上岩城地区の落石防止、樹木の倒壊防止対策についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 私からは落石防止につきましてお答えしたいと思います。

木上岩城地区につきましては、昭和61年に急傾斜地崩壊危険区域に指定され、県が行います急傾斜地崩壊対策事業によりまして、落石防止対策として擁壁工等が施工されております。現在、県施工済みのところなんですけど、そこから先への落石防止対策ということで、通告書のほうはなっておりますが、それにつきましては、本事業の目的としまして、崖地の崩壊から人命を守ることとされておりまして、住環境の改善や個人財産の保護を目的としておりません。県施工済みの先にも建物がございしますが、人家ではなく納屋であるため、目的に合致していないということで、擁壁工等の施行がなされていないのではないかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 県の施工済みの先ということでお話するのを忘れました。すみませんでした。人家等がないので、崖地の崩壊の人命を守ることとされているということで、住環境の改善や個人財産の保護を目的としているということで、これに当たらないということであるという答弁でございます。私も、県施工済みのところも以前質問いたしましたし、ほかの議員も当地区については質問をいたしているところでございます。

次の写真をよろしいでしょうか。これは県の施工済みの写真の先で、やはり竹、あとは木とかが倒れかかって、非常に怖いというような意見をいただきまして、どうにかできないのでしょうかというような意見をいただいております。落石防止については、人命を守ることが入っていないので対応できないということですが、倒木防止対策についてはいかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

質問がありました、今、写真に出ているところですが、樹木の伐採のみになりますが、森林環境譲与税事業におきまして、住宅等を倒木被害から人命、財産を守ることを目的としまして、本年度、今の写真のところから延長90メートルの樹木の伐採を計画しているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。森林環境譲与税を使っただけということでの対応ということでございます。地域の方が熱望されて、台風の際は特に夜も眠れないですよというようなお話も聞いておりますので、対策をしていただけるということですので、地域住民の方も安心をしていただけるんじゃないかなというふうに思っております。ありがとうございます。

次に、要旨2といたしまして、総合グラウンドナイター設備電球切れの対応についてお尋ねいたします。郡体のソフトボールの練習のときも危険を感じたというようなお話を聞きましたし、グラウンドは少年サッカーチームの練習場にもなっているので、ちょっと暗いというようなお話もお聞きしております。担当課のほうにはお聞きしたのですが、色々な受け止め方の違いで、誤解を招くようなことがあってはいけないということで、一般質問に入れさせていただいております。予算の関係もあろうかと思っておりますけれども、今後どのような対応をしていただけるのかということについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

総合グラウンドナイター照明設備に関しては、質問議員御指摘のとおり、電球が切れている箇所が幾つかあり、利用者の方に大変御迷惑をおかけしているところですので。状況を確認しましたところ、野球場側、西側、それからソフトコート側、東側、それぞれ照明設備48個のうち7個の電球が切れていることが判明し、電球交換の見積りを徴したところですので。

照明設備に関しては、全体的な修繕が必要となっており、かつ電球についてもLEDへの交換も検討する必要があることから、電球の交換或いは照明全体の改修のいずれかで対応する必要があり、予算の確保ができていない状況です。電球交換であれば、一時的な修繕となり、全体改修の際のLED化に伴い無駄になることが予想されるため、整備計画自体をどのようにしていくかを検討することが必要となっております。したがって、当分の間は、夜間に照明設備を使用する野球やソフトボール競技に関しては、国体記念運動公園の球技場を主として利活用する方法で対応することとし、町民グラウンドの利用を調整して対応したいと考えております。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 対応はしていくけど、予算とか、色々なことの問題があるから、予算の関係でということもあるのかと思っておりますけれども、私がお聞きしたところでは、郡体の応援のときかもしれませんけれども、赤ちゃんを抱いておられる方が、ちょっと暗かったのかわかりませんが、よけ切れずに、その赤ん坊に当たったというようなこともあったんですよというような連絡もいただいておりますし、少年サッカーのほうからも、どうしても暗いと。ロアッソからの応援もあるし、子どもたちも一生懸命やるんだから、そこをどうにかできないんでしょうかというような意見も、多数寄せていただいているわけでございます。先ほど電球を変えるだけなら、すぐにでも対応できるということですが、後の維持管理の面も考えて、そういうこともあろうかと思うのですが、けががあったらどうしようもないと思っておりますので、できるだけ早めの対応というのをお願いしたいというふうに思っております。

グラウンドは皆さんが使えるわけですが、これから冬場になると、ある程度の利用も減ってくると思うのですが、先ほど述べましたように、サッカークラブとか、色々使われることも多くなると思っておりますので、できるだけ早めの交換、或いは予算をつけていただいての改修というのを計画のほうに入れていただきたいというふうにお願いをいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

要旨3といたしまして、丸目蔵人の墓地周辺の整備計画はないかについてお尋ねいたします。これの写真をお願いしてよろしいでしょうか。これは丸目蔵人の墓の入り口の駐車場の水がたまっている状態でございます。もう1枚いいですか。これは水たまりを拡大してのところでございますけれども、この周辺整備、丸目蔵人は剣道大会も開催されておりますし、駐車場としていかなものなんですかという地域住民或いは地区の方からお尋ねがありましたので、質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

丸目蔵人の墓周辺整備計画につきましては、これまで駐車場の整備など、町としてできる範囲での対応を行っているところですが、管理が十分でない部分もあり、たびたび御指摘をいただいた経緯がございます。町指定の文化財とはいえ、個人所有の墓でもあるため、町が積極的に関わってきていない面もございますので、今後の整備に関しても計画はできていない状況です。まずは除草等の適正な維持管理に努めていくこととなります。

また、今週末にはタイ捨流450周年興流記念式典も墓地周辺地で開催されることが計画されております。それに関しましては、来客者等も非常に多くありますので、先ほど御指摘いただきました駐車場も含め、周辺整備ということで、今、町のほうで対応して、きれいにしている状況でございます。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 私も見に行き、個人のお墓等も左手のほうにありまして、私が思うには、丸目蔵人の墓の付近、私はそのままいいんじゃないかなと。晴耕雨読でおられて、華美にする必要は個人的にはないんじゃないかなと。せめて駐車場を、先ほど言われましたけれども、個人のお墓もある関係でということですけども、除草とか、穴を埋めていただいているかと思うのですけれども、そういう方向でやっていたらいいんじゃないかなというふうに思っております。先ほども言いましたように、決して華美にきれいにする必要はないんじゃないかなと。周辺整備だけでお願いできればいいんじゃないかなというふうに個人的には思っているわけでございます。

質問事項1と2が終わったわけですけども、町長にお尋ねいたします。今までの1と2の中での町長の思い等がありましたら、お願いしたいというふうに思っております。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 1、2につきましては、それぞれ担当課長が話したとおりでございます。明日、谷口議員さんが遊水地については本格的に質問されるという話でありますので、そのときに詳しくは今の状況そのものの話があるかと思っておりますけれども、やはり錦町の一番の優良農地である約200ヘクタールほどありますけれども、これを遊水地にするということについては、堤防が周りを取り囲んだところを想像したときに、錦町の農業の町としてのイメージというのが薄れていくなという思いで、この点については、非常に私は気がかりだなという思いを持っております。

それから、質問事項2番の丸目蔵人の墓地周辺といいますか、これについては、私も周りを整備する程度でいいんじゃないかなという思いでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。まだ突っ込んで答弁いただけるのかなと思いましたが、遊水地関係は、町長が言われましたように、明日、1番議員のほうで熱く語っていただけるんじゃないかなというふう

うに思っておりますので、期待をしているわけでございますけれども、先ほども言いましたように、私ども土地改良区としましては、農地を守る、農家を守るということに一番の主眼を置いておりますので、そこのところはお酌み取りいただきたいというふうに思っております。何を言わんかやについては町長の判断にお任せするわけでございますけれども。

そして、先ほども言いましたけれども、田んぼダム、これもそんなに効果はないんじゃないかというふうに言われますけれども、私どもも県のほうからお話を聞いておりますと、なるほど、そうだな、効果はあると、私どももやっていて、これが錦町全体に広がり、或いは郡市全体に広がっていくと、相当な効果が得られるんじゃないかなというふうに思っております。先ほども言いましたように、遊水地で田んぼを沈める前に、そういうところから一つずつ行っていたらなというふうに思っておりますし、私が一番個人的に思うのは、田んぼダムや遊水地とか、色々なことの前に、大きな効果が得られるであろうダム、これを一日も早く町長のほうから要望していただいて、何重にも安心というのをいただけないかなというふうに思っているわけでございます。

その件に関しては、色々御意見もあろうかと思えますけれども、何が何でもそれが一番守れるんじゃないかなと、私個人的には思っているわけでございますので、それもすぐすぐにはできないわけではありませぬので、田んぼダムとか色々やっただいて、そして上流部に、先ほどもありましたように、数年に何回も分けて被害が来るところに、そういう掘り込み式の遊水地等を造っていただいて、そこで止めると。下流域の被害を最小限に止めるというようなことでやっただければなと、要望していただければなと、強く思っておりますので、そこのところを、是非取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、何か町長はありますか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今回の遊水地計画そのものが、もともと、従前は、令和2年7月の洪水前の国土交通省の基本計画というのは、毎秒5,600トン流すという話でございました。災害があつて、目標流量を大きく1.3倍にしたか、その程度に変えまして、人吉地点の洪水流量が7,600トンに、大きく、先ほどの1.2倍か3倍ほどに変えられました。その7,600トンを雨が降ったときに流すだけの、耐え得るだけの河川を造っていく必要がある。ところが、人吉地点では、3,600トンが精いっぱいですので、その7,600トンと3,600トンの差、この4,000トンを何らかの形で調整をする必要があるということから、ダムであつたり、遊水地であつたり、市房ダムの再開発であつたり、田んぼダムであつたり、或いは河床の掘削であつたり、そういうことで4,000トンカットしましょうと。その中で、先ほど言いますように、調整池、これが毎秒300トンですけれども、300トンでカットしましょうというのが調整池の役割なんです。

今後については、どのような形になるか分かりませんが、まずは優先すべきは、全体の調整能力の約80%を持つダム、これ以外には私はないと思っておりますので、今、質問議員がおっしゃいましたように、しっかりと、相良と五木の問題もありますけれども、1日でも早くダムを造っていくということをお願いしているところでございます。現に、今年になつても数回、国土交通省、政府のほうにも要望しておりますので、引き続き、皆さん方の思いというのを、私もしっかりと頑張つて、できるだけ早い時期にそういうダムができるように要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。今、町長が言われたとおり、皆さんの生命、財産が守れると



いう最善の努力を今後もしていただきたいなというふうに思っております。

先ほど、丸目蔵人の墓のことについてお尋ねしたのですけれども、この件についても、明日、4番議員からもありますので、また、その件については熱く語っていただけるんじゃないかなというふうな期待もしておりますので、丸目蔵人の墓についての質問は、これくらいにさせていただきたいというふうに思っております。

質問事項3といたしまして、議会体験を高校生に範囲拡大できないか。要旨としてまして、子ども議会、現在、町内の小中学生が対象だが、町内の高校生、球磨中央高校生にも体験を広げられないかということでの質問でございます。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

子ども議会については、平成30年度から昨年度までに、町内小中学生の議会を4年間実施し、今後は中学生を対象として実施していく計画ですが、高校生に関しては、今のところ計画をしておりません。成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、高校卒業後、すぐに選挙権を有することとなる高校生に関しては、より政治に関わっていただけるよう、身近な市町村議会の様子を学習する機会を創出することは重要なことかともかもしれません。

質問議員から御提案のとおり、実施が可能かも含め、検討する必要はあるかと思いますが、小中学校の義務教育課程とは違う高等教育の場である高校においては、所管が熊本県ということになり、県議会での体験というのが普通かと思われます。また、本町以外の管内市町村においても、既に子ども議会を市町村単位で実施されており、中学生の段階までに議会を体験し、市町村独自の課題について学習する機会を得ていることから、できれば、より身近な小中学生を対象としたほうがよろしいのではないかと考えております。

一方で、球磨中央高校においても、地域貢献・郷土理解を目的として、地場産品の開発や地域との連携による学習機会の創設も行われており、管内中学校と高校との連携もより積極的に行われてきております。また、錦中学校にも、夏休み期間の学習支援活動に延べ15人が今年度は御協力していただいている状況もありますので、中高連携による議会の開催も模索する必要があるのかともかもしれません。

今後においては、球磨中央高校の先生方との協議を行い、実施が可能かどうかも含め、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。私も高校のほうに確認もしておりませんが、一人歩きしたら困るということで、確認はしていないところでございます。

今、言われるように、県立でございますので、県のほうかなというふうには思うのですけれども、せっかく錦町にあります。今現在、色々な各種団体が叫ばれているのが、女性の登用をなさいと。身近なところでは、私どもの土地改良区も2名、理事に入ってくださいとあります。この2名についても、相当、前理事長のほうに御苦勞をいただいたというようなお話は聞いておりますので、大変ありがたいなというふうに思っております。このように、女性を入れなさいと。錦にある球磨中央高校、男女の比率を言うのは、いかがなものかと思うのですけれども、男女の比率としては女性のほうが多いのかなと。さっきも言いましたように、早い段階から、そういうような政治に関心をいただいて、地元に残っていただけるなら、地元でそういう活動もしていただきたいし、よそに行かれて、球磨中央高校の卒業生が、そういう場で活躍しているとか、そういうのもできるんじゃないかなというふうに思っております。

もちろん地元にあるからということもあるんですけれども、先ほど課長も言われましたように、令和2年の豪雨災

害後には、私の記憶が間違いなければ、ランチパック、あれで栗を使った商品も開発をさせていただいておりますし、9日の土曜日の人吉新聞にも、商品開発で復興支援ということで、町内の飲食店とのコラボということでも取り組んでいただいておりますし、私、道の駅の役もさせていただいておりますけれども、そこでも、管内の高校生と、各種イベントで、中央高校生、南稜高校生のお力も借りて、そういうボランティア活動というのも体験していただいております。そういう高校生の方の色々なチャレンジをしている姿を見て、私、小中学生の議会体験、子ども議会がどうのこのこのというつもりは全くございません。ただ、せっかく球磨中央高校が錦にあるんだから、その御意見とか、そういうのをいただけないかなと。一緒になって、町のこと、或いは熊本のことを考えていただく、いい機会じゃないかなという思いでの提案でございます。

議会だよりも、昨年、ランチパックを掲載しようかと思ったんですけども、ちょうどその記事ができなかったということで、掲載できなかったかと思うんですけども、あのときは本当に多くの皆さんから、高校生がこういうのを考えるんだから、議会の人たちはもうちょっと考えていいんじゃないのというようなお叱りも受けたこともあります。そのときは、本当ですねと、すごい柔軟な発想で物事を考えていただいている、地域のことを考えていただいているんですねというようなことしかなかったんですけども、色々な、まだまだ持つておられる可能性があるかと思しますので、子ども議会というのが正しい言葉か分からないんですけども、高校生に体験の輪を広げていただけないかなという思いでの質問だったわけでございます。

この件に関して、町長、御意見はございませんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど担当も話しましたように、まず所管が違うという話でありますので、今後、そここのころを詰めながら、どういうスタイルがあるのかというのを検討させてみたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。所管が違うというのは、重々存じているわけでございますけれども、世間では、よく女性の活躍の場というのが叫ばれておるわけでございますので、ある程度の年齢ではなくて、そういう若い方、高校生の柔軟な考えを取り入れていただけたらなという思いでお尋ねをしたところでございます。

時間も余りましたけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田眞二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されておりました日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第3回錦町議会定例会8日目の会議を散会します。

午後4時05分散会





令和5年 第3回 錦町議会定例会議録 (第3号)

招集年月日	令和5年 9月 5日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開議 散会	令和5年 9月13日 令和5年 9月13日	午後 1時30分 午後 3時18分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸	
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳	
	3	〃 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一	
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	7	竹 田 農利人	8	岡 田 武 志	
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	山 園 琢 磨	農林振興課長	有 瀬 耕 二
副町長		保険政策課長	吉 田 誠 二	地域整備課長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課長	森 山 毅 宏	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課長	尾 方 良 一
会計管理者		企画観光課長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

## 議事日程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午後1時30分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第3回錦町議会定例会9日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

白川会計管理者から欠席の申出がっておりますので、御報告いたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

本日は、1番、谷口一也議員、4番、早田和彦議員の予定です。

1番、谷口一也議員の一般質問を許可します。

○議員（1番 谷口 一也君） 皆様、こんにちは。議員になりまして、最初の一般質問をさせていただきます。

本日の質問内容は、通告書にありますとおり、1番目に、球磨川流域治水におきまして国が設置を計画しております錦町の遊水地について、2番目に、通学路の安全確保について、3番目に、鳥獣害被害についてを質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせて順に質問させていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。それでは、質問させていただきます。

まず最初の、球磨川流域治水における国が計画しております錦町の遊水地計画についてを質問いたします。

令和2年度水害につきましては、皆さん御承知のとおり、大変な被害をもたらしました。人吉に住む私の叔父ですけれども、増水した川の中に柱につかまって、川に流されないように一生懸命柱につかまっているところを救助されたり、私の集落のところでは、仕事で人吉を走行中に急に増水してきて、命からがら車から脱出して泳いで近くの建物に避難して、車は流されてしまったりというような人たちもいらっしゃいます。錦町でも大変たくさん被害が出ました。

今後、このような被害を防ぐために、人吉球磨の全域で治水に取り組むという趣旨のもとに、球磨川流域治水協議会が組織されました。協議会へは町長のほうも御出席いただいております。令和2年から毎年1回か2回開催されております。そこで、球磨川水系流域治水プロジェクトがまとめられました。国、県、市町村の役割、治水に関するそれぞれの取組がロードマップにまとめられております。

例えば、市町村では、役割としては森林の持つ保水力の維持、強化が挙げられておりました。国では既存ダムの強化、それからダム新設、遊水地の設置となっております。そういったロードマップに基づいて、国は遊水地の設置に向けて、6月に説明会が開催されました。

まず最初に確認しておきたいのですが、国土交通省の役割である遊水地設置におけるこの設置に対して、町の関与

状況についてお聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

本町に予定されております遊水地計画につきましては、昨日、5番議員の一般質問にて答弁しましたとおり、4ヶ所の遊水地が計画されているところです。

事業主体は、国、国土交通省になります。

本計画における町の関与につきましては、事業を進めるための調査や設計等に必要な情報提供のほか、国の要請を受けまして、住民説明会への段取り、例えば会場の手配であったり、提供、それから住民への周知や説明会時の進行などのサポートを行っているという状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 第1回目の説明会に参加させていただきました。

木上地区ではたくさん参加されておりましたけれども、その後、どぎゃん思いつく遊水地にてということで、たくさんの方にお聞きしたんですけれども、それぞれ遠い問題というふうに考えておられるのかなというふうな気がいたしました。

それが、ちょうど時期も6月ということで、農家の耕作者の方の参加も少なく、全体的な町民への周知が浅くて、特に耕作者への説明が足りていなかったのではないかなというふうに感じました。これから説明会も開催されますが、町民への説明が足りない部分についてはいかがでしょうか、お聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

本町の遊水地計画に関する説明会につきましては、全住民を対象に、質問議員言われたましたように、去る6月3日間、西コミュニティセンター、役場3階会議室、木上コミュニティセンターで実施しております。そのときの住民の方の参加人数につきましては、西コミュニティセンターが16人、役場3階会議室が30人、木上コミュニティセンターが38人となっております。

町としましては、当初、地権者及び耕作者への個別通知をするものと思っておりましたが、国の意見として、まずは一般の住民の方への周知を目的とした説明会にしたいということでありまして、多くの方に御参加いただきたいということで、町ができる最善の方法として、住民への回覧とあいねっと放送にて周知を図ったところです。

国としましては、6月の説明会の意見を基に整備計画をまとめまして、再度説明会を開いて、住民に周知することとしておりまして、現在、来る9月26日から3日間、2回目の説明会を実施する予定となっております。

一応、対象者としては住民ということになっておりますけれども、耕作者の方につきましては、また大変忙しい時期ではございますけれども、是非お時間を作っていただきまして、御出席をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） ありがとうございます。

この大変な被害を出した水害を、また被害を出さないようにしなければいけないのですが、ここでまず私の考えといますか、私の思っていることを表明しておきたいと思っております。被害を防ぐために全域で治水に取り組まなければならないのですが、しかし、国が遊水地に計画しておりますところは錦町でも一番優良農地で、一番営農条件がいい

ところでありますので、基本私としては反対の立場であります。今の、現状の国の遊水地計画はですね。

ここに球磨川水系流域治水プロジェクトのロードマップ等、資料を用意しておりますけれども、この資料の中に、地域の基幹産業である営農等に配慮しつつ、地役権方式及び掘り込み方式の組み合わせによる配置を計画する、地域の基幹産業である営農等に配慮しつつと明記されているわけです。ですから、錦町にとっては一番の優良農地でありますので、是非国としても考慮していただきたい部分であります。

資料をお願いします。

個人的に、航空写真の中にたばこ作られるところ、一番問題になるのがたばこだと思ったものですから、たばこを作られるところをマップに色をつけてみました。たばこ施設園芸です。これが木上地区になります。野間川の左右です。ここには、相良で水害に遭われた方が代わりに耕作する農地を求めて、木上に来て作られている方もいらっしゃいます。

次、お願いします。

これが一武地区の一武駅周辺になります。斜めに入っているところが線路なんですけれども、赤い文字が一武駅でありまして、北側のたばこ等施設園芸がある農地、それと線路の南側にもなりますけれども、たばこを作られている農地が色づけしております。こういった経営形態について、遊水地には向かないと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

候補地については、質問議員がおっしゃいましたように、球磨川両側に展開する平地の農業地域で条件の整った優良農地となっております。

葉たばこにつきましては、泥水に冠水することはまずできないと思いますし、水稻につきましても、出穂後の冠水は成長に大きな影響を与えるものです。

補償につきましては、地役権設定時の1回のみとなっております、その後の被害については、各自の共済、保険で対応することとなっております。

また、候補地につきましては、令和2年7月豪雨でも浸水していない地域、農地も多くあり、代わりとなる代替地についても、面積の確保など簡単に解決できるものではありませんので、農業者の理解は得られないものと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 今、振興課のほうがおっしゃっていただきましたように、たばこはマルチをしますもんですから、球磨川の水が濁ってしまっていて、それを農地に溜めるといった場合に、そのマルチの除去も大変ですし、たばこ自体も畑の作物でありますので、24時間冠水しますとたばこが枯れてしまいます。そのほか、施設なんかも大変な被害があると思います。やはりこの遊水地の問題に関しまして、一番の問題は、優良農地をそういった遊水地にしていいのか。それからまた、そういった遊水地になった場合に、所有者の方は補償金がいただけますけれども、現在、担い手の集積とか大規模化とか色々ありますけれども、そういった遊水地に農家の方が帰っていただいて、耕作をしていただけるのか。例えば耕作されても、どうせ水が入ってくるというような条件の中で、耕作意欲が減少して、捨て作りみたいな感じになってしまうのではないかと、そういった気がしております。

実は、そういった農業のことばかりではなくて、色々勉強しておりましたところ、2020年の7月の西日本新聞



の記事を見つけました。佐賀県では、牟田辺遊水地と言いまして、そこに2002年に遊水地が作成されて、ある一定の効果を得ましたものですから、2番目の遊水地の設定で、牛津川のところに2019年に計画がされました。そのときの計画について報じる西日本新聞の記事なんですけども、この中で遊水地がある一定の効果をもたらすけれども、遊水地周辺で増水のリスクが高まるというふうにちゃんと書いてあります。言うなれば、遊水地を作成するために新しい堤防を設けますけれども、堤防が新しくできたおかげで上手側の増水のリスクが高まると。

すみません、木上地区の1番目の写真をお願いします。

木上地区ですけれども、設定されたそばに病院もあります。保育園もあります。そういった部分で、農業ばかりでの不安要素ではなくて、そういった環境面での不安もあるのではないかなというふうに考えます。

新しく水を貯めるために堤防を設置しますと、景観も大変変わってまいります。県道をもしも通ったとした場合に、左手に見えるのは遊水地の堤防と、水田の風景は見えなくなってしまう。そういった、本当に考えなければならない部分が出てくるのではないかなというふうに感じております。ですので、この2回目の治水プロジェクトの資料が変更して変わってきて、2回目では、先ほどの「営農」という文字が消えました。そして、今度新しく出たのが「まちづくりと連携した治水対策」というような文字が出てきました。この河川対策に1,636億円、砂防対策に143億円、下水道対策に25億円の予算が組まれているようでございますけども、この遊水地については早急に用地の確保に入って、令和11年にはもう完成するというようなロードマップになっているようでございます。ですので、この説明会が2回目が開かれますけれども、農業者ばかりでなく地域住民の方も是非参加していただいて、環境の変化等も考慮して是非考えていただきたいなというふうに思っております。

1回目の国土交通省の説明会に感じたことの1つでありますけれども、球磨川ばかりの治水ではなくて、令和2年は、水害は百太郎溝とか幸野溝、木上溝、越水をしました。木上溝でも、コミュニティセンターの前は、県道に水があふれていました。流域治水と言いながら、国土交通省の説明は球磨川だけのような感じがしております。もっと総合的な治水の計画が必要ではないかと感じます。昨日、5番議員さんのほうからも治水の話がありまして、山間部にダムを設置というふうなお話もされておりましたけれども、そういった総合的な治水というのが元々の出発点ではなかったかなというふうに考えますので、是非そういった方向に進めばなというふうに考えております。これからの町の対応についてお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

球磨川流域の遊水地計画は国の事業でございますので、町としての対応としては、先ほど答弁しましたように、住民説明会実施までの段取りが主なものとなります。

今後においても、必要な情報提供のほか、国の要請に応じて説明会のサポートを行うことになると思います。

なお、町としての遊水地の考え方についてですが、今後においても、国の説明や住民の方の意見を聞きながら、また球磨村や人吉市など下流部の遊水地の状況も勘案しながら判断する必要があると思われまます。

それから、先ほど質問議員言われましたように、今度の9月の説明会におきましては、地権者或いは耕作者のみならず、地域住民の方の出席を是非お願いしたいところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） どうもありがとうございました。

反対反対ばかりではいけませんので、私のほうから提案をしたいと思います。先ほども申しましたけども、山間部

では、耕作が放棄された非農地になった農地がたくさんあります。先ほどのプロジェクトの資料にも「ため池の活用」という文字があります。錦町は、取水口から遠くて水が不足する時期もありますので、是非ため池を新設して、そのため池によって流水の調節、そして水不足の活用になるので、是非ため池を検討していただければなというふうに思います。

それと2番目に、田んぼダムが言われておりますけれども、昨日の内容にもありましたけれども、専用排水柵の設置がされるようでありまして、田んぼダムの柵以外にも、畦畔をかさ上げして、もっと高い畦畔にして、多量の水を確保できるようにすればいいのではないかなというふうに思います。町長、協議会に御出席いただきますので、そういったところで提案していただければなというふうに思います。

続きまして、2番目の通学路の安全性確保についてを質問させていただきます。

小学校の地区懇談会に出席を要請されましたので、是非出席をしたいということで、どういった意見があるのか楽しみで出席をさせていただきました。保護者の方々からは、危険地帯のどこが危険だという話が出ておりましたけれども、その中で、毎年毎年、危険箇所ば言うとはってんが、どこその改善されたか分からんとかという意見も出ておりましたので、まずは、こういった保護者からの情報提供は町としてはどういうふうに扱われているのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

通学路の安全性の確保については、これまでも多くの議員の方から質問をいただいております、担当部局としても十分状況を理解した上で取り組んできた事業であります。

お手元に資料をお配りしておりますけれども、本町において、錦町通学路安全推進会議を毎年開催しております。その会議の中で、各学校から提出される通学路の危険箇所の位置、状況等について協議、検討を行い、対策が必要な要対策箇所の選別、その後の事業計画に反映する錦町交通安全プログラムというものを作成しております。

これは、平成24年に京都府で発生した通学時における交通死亡事故を受け、全国の市町村において策定が義務づけられた通学路の安全対策の取組になります。本町においては、西地区で12ヶ所、一武地区で11ヶ所、木上地区で11ヶ所、計34ヶ所を要対策箇所として対策を講じることとしており、既に対策が完了しているところもございます。各学校のPTA総会や地区懇談会において、保護者の方からいただいた御意見を各学校で整理し、教育委員会に提出していただいております。

会議の構成員である町執行部局の総務課消防交通係、地域整備課管理係並びに人吉警察署、熊本県球磨地域振興局土木部、町の交通指導員、それから学校長と保護者会会長などの関係機関と連携を取り、現地確認を行いながら情報共有を行っております。また、このプログラムについては、町のホームページにも掲載し情報提供をしているところです。

西、一武、木上地区、それぞれの通学路の危険対策箇所については、道路担当部局の地域整備課や交通安全担当の総務課により、年度計画に沿って道路の改良や交差点のカラー舗装、路肩のカラーライン設置などの対策を実施していただいております、国・県道に関しては、球磨地域振興局土木部に対応の要望を行っている状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 2番目の危険箇所の是正の進捗状況についても、今の御回答でありがとうございます。資料を提供していただきまして、ありがとうございます。

これは、管轄が町とは違いますけれども、色々本当に要望が多いところがありまして、資料を。

これは、目郎東集落から荒田集落の間にあります工場の横の歩道になります。あそこに、写真のちょっと丸い上水道のマンホールの蓋がありますけれども、あれはすぐに区長からの要望がありましたところ、対応していただきましてありがとうございます。ですが、災害の復旧のためのダンプがたくさん通りまして、県道側のわだちができて、常に水がたまるような状況であります。当然、雨のときには小学生たちは歩いて登校しなくて、非常に危険なものですから、歩道も狭くて非常に通行に支障を来している部分であります。わだちも本当に水がたまって、そしてダンプが通るといような状況ですので、是非県のほうにお願いしたいなというふうに思います。できれば、歩道側のアスファルトのやり替えでもいいので、是非お願いしたいと思います。

それから、これが十日市集落から橋を渡って、浜川集落の横を通って、錦中学校に通学するところの信号機のあるところですよ。ずっと山下のところからパイプの、あれは正式名称分かりませんが、パイプガードですか、ガードレールみたいな、あれがずっとあるのに、この交差点のところだけなかなですよ。交差点では車が通りまして、中学生はここで停まったり発進したりせんばんところなのに、ガイドのパイプがないもんですから、是非ここもガイドパイプですか、ガードレールみたいなやつを設置していただければなというふうに、これは今までもたしか何回か提案があったと思うんですけども、是非よろしくお願いしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず最初に、御提案のありました県道の人吉水上線、荒田地区から平川地区の区間にかけての道路につきましては、これまでもやはり保護者の方からの要望等もあっておりまして、特に木上コミセン前から荒田の大王神社付近までの歩道につきましては幅員が80センチ程度しかないということで、子どもの通学にも非常に電柱とかがあつて邪魔になって支障があるということで、既に要望した経緯もございます。しかしながら、県のほうの予算繰りの関係等もありまして、歩道の改修までには至っておりません。今後においても、その辺の歩道の幅員の確保、原則2メートルほど本来は必要だと思いますので、そういったところも含め要望をできるようにこの協議会の中で、今年度の開催予定の会議の中でも協議、検討できればと思っております。

併せて、道路の傷みに関しまして、県道人吉水上線、それから国道219号線、いずれもやはり道路のわだちによる雨水の跳ねといひますか、での歩行者、自転車通学者への水かぶりというか、水が飛んでくるというようなところというのは、私も見受けた経験もございますので、そういったところも含めしっかりとこの協議会の中で検討、協議した上で、県のほうにも要望していきたいと思っております。

それから、2件目の場所につきましては、横断歩道、交差点ということもありまして、カラー舗装を行って、横断者がいるということを視認させるための色づけをしたところでもありますけど、御指摘のありました転落の防止柵のことだと思うんですけど、に関しては今までちょっと協議は行っておりませんでしたので、今後の会議の中でその辺のところも含め協議していきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの転落防止の柵、それはあそこだけなかなですよ。おかしいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3番目の有害鳥獣対策についてを質問させていただきます。

これまで色々、町当局におかれましては対応していただきまして、感謝申し上げます。今年も鳥獣害対策の支払いの金額も過去最高になっておりましたけれども、そういった部分のほかに貸出し箱罾とかも管理されておりますけれども、現在の状況について御説明をお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

アナグマ、タヌキなどの小型動物用の箱罾につきましては、町で35基管理しており、現在30基を農業者の方などに貸出し、また依頼があった農地へ町で設置しております。また、主にイノシシ用の大型箱罾につきましては、町で25基を管理しており、全てを有害鳥獣害対策実施隊のほうで運用しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 箱罾の貸出し等につきまして、本当にありがとうございます。この頃やっぱり鳥獣害被害が農地ばかりでなく、家の屋敷内に出てきたりして、非常に町民の方は困っておられますので、是非箱罾等も充実していただければと思います。その中で町民の方から、借りて捕まえたときに、動物が捕まったばってんが、後処理やらをどやんすればよかつかなとかいう相談がありまして、特にやっぱり女性の方とかがですね、捕獲後の処置等についての説明をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

捕獲したという連絡が町のほうにあった場合は職員が出向きまして、電気による止め刺しを行った後、町有林のほうへ持って行って埋設処分している状況です。また、個人で処分される際は、町指定のゴミに入る範囲でありますけれども、一般廃棄物として出すことも可能となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） ありがとうございます。

この頃はいっぱい動物園みたいに、なんでんかんでん動物が出てきておりまして、集落内で寄り合いがあったら被害の話ばかりで、なかなかイノシシに関しては箱罾を設置してもなかなか捕獲できないというようなことがありますので、是非広報誌等で引き続きくり罾とか、狩猟免許のPRをしていただいて、そっちで免許を取っていただくようなPRもしていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、もう1つのサルの被害の対応についてです。これまで私のいる地区では、県のアドバイザーの方を講師に呼んでいただいて講習会を開いたり、それから捕獲用の大型な罾を設置していただいたり、大変援助をしていただきましたけれども、なかなかやっぱりどうにもならないような状況が続いております。サル被害の対応についてお聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

サルへの対応につきましては、出没の連絡が町にあった場合には、獣免許所持の自治体の方へ連絡し、追い払いを行っていただいている状況です。あとは、主に侵入防止用の電気柵の設置に係る補助金等で対応しております。

また、令和4年度において、猟銃の形をしたロケット花火の発射装置が効果があるとのことでしたので3台購入し、実施隊の方が手配できない場合には、職員でそれを使った追い払いの対応をしているところです。うち1台を果樹農

家の方へ貸出しをして使っていただいておりますが、こまめに追い払うことで効果はかなり出ていると伺っております。

これまで、サルの間捕獲等数は20頭程度で推移しておりますが、ほとんどが罠による捕獲となっております、猟銃を使う第一種狩猟免許取得者が少ない中で、さらにサルの駆除は好まれない方も多くいらっしゃる状況ですので、出没箇所に慣れさせないための追い払いや、侵入防止の対策を重点的に行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 今おっしゃったように、町のほうにもよく来ていただいて追い払いをしていただいております。ですが、こっちでパンパンとやると逃げて、またこっちでパンパンとやればこっちに逃げて、要するにその中から出なくなりまして、もう本当にサルが住み着いているような状況になっております。小学校の地区懇談会の中でも出ましたけれども、小さい子どもが登下校中にサルから威嚇されるというような状況もあります。それからまた、窓を開けていたら虫が入るんじゃなくてサルが入ってくると。この間聞いた話では、サルから柿の実を投げつけられたと。そういった状況になっておりまして、確かに色々対応していただいておりますけれども、やはり答えが見つからないのかなというような感じがしますが、やっぱり諦めずに追い払うことが必要なのかなというふうに私自身も感じております。対応を考えていかなければならないなというふうに感じております。

慣れない質問で時間が余ってしまいましたけれども、これにて私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口一也議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで4番、早田議員にお伺いします。時間のほうが予定より早く終わりましたので、予定の時間より早めて始めてよろしいでしょうか。（「30分からスタートでもよろしいでしょうか。」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

では、ここで休憩します。休憩後は午後2時30分から開議します。

午後2時12分休憩

午後2時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

4番、早田和彦議員の一般質問を許可します。4番。

○議員（4番 早田 和彦君） 皆様、こんにちは。4番議員、早田和彦でございます。質問に入る前に、本日は傍聴においていただきまして誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

それでは、ただ今議長より質問の許可をいただきましたので、令和5年第3回錦町議会定例会一般質問を行います。質問に入る前に、先日の内閣改造で、高校時代、部活の後輩であります参議院議員の松村先生が国家公安委員長として初入閣をされました。この場をお借りして、心からお喜びを申し上げたいと思います。私は、本町の議会広報委員長でありますので、同じ委員長として邁進してまいりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

さて、今回の通告では、重要文化財、桑原家住宅の改修、保護と周辺整備について、肥薩線の復旧・維持費についての2つの事項を通告しております。これより、通告事項に基づいて質問席より行います。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） それでは質問事項１、重要文化財である桑原家住宅の改修、保護と周辺整備についてを伺います。

要旨１、まず、現在の状況について質問いたします。

現在、本件において、建物での重要文化財に指定されている建物の件数が２８件ありました。そのうち、管内での指定件数は１２件と半数近くが人吉球磨に指定をされて現存をしております。これは相良家由来ではなかろうかと思いますが、いわゆる文化財の宝庫と言えるのではないのでしょうか。その中で、本町唯一の重要文化財である桑原家住宅は、昭和４８年２月２３日に指定を受け、現在に至るわけであります。現在の状況について、まず伺います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

桑原家住宅は、本町唯一の国指定重要文化財であります。平成３１年度から立入禁止措置を取り、外から建物全体を眺めていただくだけの対応としております。町が買収を行ってからは、一部立入禁止区域を設け一般開放を行っていましたが、木造建造物で、古民家であり、耐震性がないにもかかわらず一般開放を行っていたため、地震等の非常時に倒壊の危険があり、人的安全性の確保ができないという平成３０年度会計実地検査での指摘を受け、現在に至っております。

建物自体はまだ現存しており、しっかりと対応はしておりますけれども、若干の老朽化が出てきているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） 答弁いただいた内容であれば危険ということではありますが、当然重要文化財でもありますので、やはりこのままの状況ではいけないんじゃないかなとそう考えます。当然、今後改修の必要があると考えますが、今後の改修、補修工事の予定について伺います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 先ほど来御説明したとおり、現状としては、隣接する所有者の方と管理委託をお願いし、来訪者の確認とか家屋の開閉等の常時保守点検と、町が発注する除草・清掃等の維持管理をやっているという状況でございます。

現在の桑原家の状況については、今後、改修等の工事計画はできておりませんが、かやぶきのふき替えや耐震化も含めた改修も必要ではないかと考えております。しかしながら、多額の経費を要する事業となりますので、財政状況を勘案して整備計画を立てる必要があると思われまます。

また、既に実施しました耐震予備診断で厳しい判断が出ていますので、文化庁が定める耐震化対策では、予備診断の後に基礎診断、専門診断を行って、詳細な耐震性能の評価を経た上での耐震補強等の対策を行うというのが文化財の耐震対策というふうになっております。相当な技術的・専門的な知識が必要となりますし、調査自体にも多額の経費を要しますので、県の文化課や文化庁と協議検討しながら、よりよい方向性を見極めていきたいと考えているところです。

当面の間は、管理委託を行っている元所有者の方に協力をいただきながら、適正な維持管理に努め、貴重な文化財として保存、継承できるよう管理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） 今の内容行きますと、適正な維持管理に努めということですが、保存、継承できるようにということですが、やはり手を加えないわけにはいかないと思います。貴重な文化財でもありますので、一応文化庁の改修、修繕に対する補助事業のメニューが２８項目ほどございまして、そのうち対象になる補助事業が２つ。登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助金、重要文化財修理、防災、公開活用事業費国庫補助金、２つが恐らく対象になるかと思えます。

内容的には平米数、かやぶき当たり平米幾らというような感じですが、本町は過疎地域に指定されておられませんので補助率が５０％、過疎指定の自治体においては６５％の補助率ということで、全額ではありませんけど、工事対象とするならば、こういった割合によって補助金が出るということでありまして、これを利用した場合に国５０、町５０と単純に理解してよろしいかどうかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今、質問議員がおっしゃられました補助メニューにつきましては、御指摘のとおり２つのうちのいずれかという形になるかと思えますが、仮に修理等にせよ耐震化にせよ、国の補助金としては２分の１というのが定めてあります。あくまでも補助対象事業費ベースでの２分の１ということになりますので、俗に言う附属施設ですとか、附帯工事部分に関しては対象外となり得ることが、あり得るということも考えられます。できる限りそういった対象外にならないような工夫といえますか、対策、対応というのは必要と思っておりますが、きっちり２分の１になるかというのはそうではないかと思えます。

併せて、令和４年度からは従来の基礎２分の１補助に併せて、クラウドファンディング方式を採用するという選択肢も出てきております。手っ取り早く言いますと、基本的には事業費の２分の１が国の補助になります。その事業費ベースに対してのクラウドファンディングを行いまして、事業費に対して仮に１割の資金が提供、集まった場合には、その１割相当分を補助として上乗せしてくれるということになっておりますので、事業費ベースに対する５０％補助プラスクラウドファンディングの資金１０％、それプラス国の補助を上乗せ１０％ということで、うまくいけばこれが最高マックス９０％まで補助金としてやれるという方法は定めてあるというのが今の実情でございます。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） クラウドファンディング、国の博物館のほうも経費が出ないということでクラウドファンディングで資金募集したところ、たった１日で１億円以上の資金が集まったという事例もありますので、これはいい話だなと思います。特に文化財等に興味がある方は、クラウドファンディングを聞かれた段階で協力していただけるんじゃないかとそのように考えます。

唯一の本町の文化財でありますので、現状維持でそのままというわけにはやっぱりいかないと思います。文化財保護法では、国宝・重要文化財所有者は、貴重な国民的財産である文化財を大切に保存管理すると共に、できるだけ公開するなど文化的活用に努めることが求められているとなっております。

いずれにしろ、工事計画を立てたほうが、私は文化財保護に関してはよろしいのではないかと思います。予算的に厳しい部分もあるかと思いますが、是非計画的に改修計画を立てていただいて、今おっしゃったような補助事業、クラウドファンディング等を組み立てていただきまして、改修保護に進めていただきたいと私は思います。唯一の文化財でありますので、是非よろしく願いいたします。

次に、要旨の３、管理者の変更について伺います。

これは、改修を前提したところでのことですが、改修後にタイ捨流の拠点として管理者変更を行い、そしてタイ捨流の方々に管理を依頼してはどうかということについて伺います。

現在、タイ捨流の拠点は八代市ではありますけれども、毎週火曜、木曜日に19時から人吉市で練習といたしますか、道場を開けられまして、門下生の方のために練習をされているようです。改修ができた場合は、剣豪の聖地、今「夏目友人帳」の聖地として人吉球磨は有名になっておりますけれども、せっかく本町には剣豪、タイ捨流の生みの親がおられましたので、剣豪の聖地としてタイ捨流の方々を本町に誘致して、そしてタイ捨流定着化を目指していただければ、本町にとってもプラスに非常になると考えますがいかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

管理者の変更につきましては、今のところ考えておりませんが、御提案に関して一考の余地はあるのかなというふうに考えております。現在の管理者様の御意向とタイ捨流伝承者の方の御意向を確認する必要がありますけれども、文化財としての価値をしっかりと御理解いただいて可能ということであれば、協議検討をしていくことも必要かと思えます。しかしながら、タイ捨流の伝承者の方々というのは、やはり八代市を拠点として活動をされていますので、拠点自体を本町に移すということができるといっても含め相手様の御意向もありますので、その点も含め協議検討していくことが必要かと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 今答弁いただきましたが、結局「夏目友人帳」にしてもですけど、タイ捨流と、後で話しますけれども「DRIFTERS」なんかとタイアップして錦町をどんどん売っていただくということになれば、タイ捨流の方々に誘致するのも非常に宣伝効果が高いと私は考えております。まとめたものはまた最後に話をさせていただきますが、是非頭の中で整理していただいて、誘致を本格的にさせていただければと思います。

要旨の4、丸目蔵人の墓周辺整備について伺います。墓周辺につきましては、先日5番議員が質問されておりますので、その後は任せたとということで今日私に振られておりますので、周辺整備について質問をいたします。

タイ捨流の昇段試験というようなことが今週末行われると伺っております。これには海外からも含めて150人ぐらいの規模の方で本町を訪れられるようです。外国人の方は当然、侍とか武士とか、こういう言葉には非常に興味を持たれておられて、竹林内で竹刀を振るとか、そういうことに非常に憧れておられると聞いております。アジアには竹林はありますけれども、ヨーロッパ辺りではないので、映画、ユーチューブ動画を見たりとかしながら憧れていらっしゃる方が多いようです。恐らく今週末もそういったことをされて、SNSとかで本町のことを発信していただけるんじゃないかと思えます。そのような理由で、墓周辺の竹林内をそういったことに利用活用できないだろうかということで、周辺整備について宣伝効果も期待できると思えますので、周辺整備について、剣豪の聖地としての整備について、私は非常に宣伝効果、期待が大と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

丸目蔵人佐の墓周辺整備につきましては、昨日、5番議員の御質問でもお答えしたとおりではございますが、駐車場の整備など、町としてできる範囲での対応を行っているところです。管理が十分でない部分もありまして、たびたび御指摘を頂いた経緯がございます。町指定の文化財とはいえ、個人所有の墓でもあるため、町がこれまでは積極的に関わってきていないという面もございますので、今後の整備に関しても、今現在計画はできていない状況です。ま



ずは、除草、維持管理等の適正な維持管理等に努めていくということになるかと思います。

御提案のありました竹林の整備に関して、外国人の誘客など観光面での効果も考えられますので、有益な施策となり得るものとは思われます。これまで、町にある点在する指定文化財については保存を第一に、観光や誘客目的としての対応は行っていない箇所もありまして、一体的な整備、PRができていないという状況もあるかと思います。点在する文化財を線で結んでエリア化というのも、今後は考えていく必要があると思われますので、文化財と周辺地域を一体とした誘客施設としての文化財となり得る場所、箇所を選定して、今後においては整備活用していくということを検討する必要があるのかなというふうに考えたところです。丸目蔵人佐の墓に関しても、まずは所有者の御意向を確認し、適正な管理に努めると共に、地域活性化につながるような整備が可能かどうか、協議検討していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 今、コロナ禍も過ぎまして、コロナ前のように、またコロナ前以上に外国からの観光客の方が日本を訪問されているようです。以前は観光目的といえば、買物、東京、京都、大阪、福岡とか大都市圏が多かったようですが、今の観光ではちょっと変わっておりまして、ピンポイントでの観光目的を選ばれているようです。先日、テレビのほうで見えていたところ、イギリスの女性の方がイギリスで寿司を食べたら非常に嫌になったと。それを克服するために、なんと日本の寿司を食べにだけ来て、苦手を克服してまたイギリスに帰られたというように、ピンポイントで日本を訪れる方が非常に多くなってきているのが現状ではなかろうかと思います。タイ捨流の方々にしてもそうですが、やはり先ほど申しましたとおり、日本の竹林の中で剣を振りたいというようなことを、1人でも2人でもそういう方に来ていただいて、そしてSNS等で発信していただいてインバウンド効果を狙うというのを、錦町の今後の観光産業については非常に期待大と私は思います。

そして、また以前「侍う」でもありましたけれども「DRIFTERS」、それからタイ捨流、そして錦町、この三位一体で協力しながら、外国でも本が発行されると聞いておりますので、この三位一体で手を組んで、タイアップして外国に錦町の名前を売り込むというようなことも非常に効果があると思えます。そして、また非常に面白いと思えます。これができるのは、タイ捨流の起源のある錦町しかできませんので、是非この部分も含めて今後の観光産業の1つの、一翼として取り入れていただければなと思えます。

それから、本町には丸目家というのがありまして、そこの遺品展示についても、本町の文化財指定にされているということですので、この丸目家の遺品展示についてお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

丸目家の遺品展示についてですけれども、既に町の指定文化財でもありますし、現在空き家となっている家屋にたくさん遺品が管理されているということのようです。火災や盗難の心配もあることから何らかの対応をする必要があるとは思われますが、今現在のところは計画しているものはございません。所有者の御意向を確認しつつ、適正な管理ができるように協議していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 重要文化財の桑原家住宅の改修、保護、周辺整備について一通り質問をしてきましたが、今後は錦町観光の特徴として、インバウンドも含めたところのタイ捨流、「DRIFTERS」、錦町、この三

位一体での観光産業の開発を是非取り組んでいただきたいとそうに思います。

ここで、町長に伺います。桑原家住宅の件について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ただ今、現状については、担当課長が話したとおりでございます。私も切原野地区によく行くもんですから、あそこを外からでございましたけれども見てみました。特に中に入れない状況でありますので、かやぶきも相当傷んでおまして、担当のほうにはどうかしなさいという命令は出してはいるんですけども、担当の話をよくよく聞いてみますと、中の構造が腐食されてといひますか、構造自体がもう持ちきれないというような状況のようでございます。これを改修するということになりますと、やはり木造ですので、色々なつっぱりといひますか、それを入れていく必要があるということで、相当経費もかかるという話を担当がしたところでございます。

ただ、今おっしゃったように、町の重要な文化財でありますので、このまま放置するということではできないわけありますので、計画的に今後進めていこうと思っております。ただ、先ほど言いましたように、多額の経費がかかるということでございますので、質問議員がおっしゃったような補助事業も当然あるわけですが、それをうまいぐあいに組み込みながら、年数はかかるかと思ひますけれども、必ず整備をするような方向で検討していこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 是非、朽ち果てることがないように保護に努めていただきたいと、そうに思ひます。

続きまして、肥薩線の復旧・維持費について伺ひます。

肥薩線については、皆さん御存じのとおり、豪雨災害で今不通となっておりますが、運輸事業者のJR九州は、肥薩線への利用者減少を理由に、自社単独での鉄道復旧と運行継続は不可能ということで、そういう態度を示されておりますが、上場企業として当然の考え、企業と考えれば当然理解はできる考え方であります。しかしながら、交通事業者としての社会的責任があるわけでございますので、一応BRT、バス高速輸送システムでの路線維持を考えておられるというようなことでもあります。しかしながら、鉄道復旧に関しても、関係沿線自治体によっては非常に温度差があるようございまして、特に相良村では復旧には協力するが維持は辞退するというようなことを早々と村長が表明をされているようです。それにつきまして、現状での復旧費についてを伺ひます。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

令和2年7月豪雨で甚大な被害を被りましたJR肥薩線につきましては、国、県、JR九州で組織されるJR肥薩線検討会議や、熊本県地元12市町村で構成するJR肥薩線再生協議会などで協議が行われております。

復旧費につきましては、JR九州が総額235億円と試算しております。復旧事業に河道掘削や引堤など河川事業や道路復旧事業と事業間連携することにより、国の補助などを活用してJR九州が負担する事業費が76億円まで圧縮されます。さらに、鉄道軌道整備法における災害復旧補助制度を活用し、災害を受けた鉄道地域の交通手段の状況や経営改善の見通し、その他の事情を勘案して、国土交通大臣が特に必要と認めた場合には、県12市町村の補助割合を3分の1以内に引き上げることも可能となります。

また、県12市町村とも特別交付税措置を2分の1見込み、12市町村については全体で6億3,500万円の負担で、各市町村の負担割合につきましては、この6億3,500万円のうちの、人吉市が5割、八代市が3割、残り

2割を10町村で負担というような報道もございますが、現在協議中の段階でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 今の数字は、恐らく現在の現状というよりも査定が1年、2年前の分であろうかと思うんですが、恐らくまたかなり金額も上がってくるだろうと思います。

色々と見てみますと、沿線の中でも八代市と芦北町は、なぜか鉄道復旧への熱が非常に低いということでも出ておまして、ここでもまた非常に温度差が出ていると。そしてまた、JR九州に至っては観光列車であったSL人吉はもう使わないと。いさぶろう・しんぺい号も今度は観光列車として違う路線を走ると。なおかつ、今度は人吉の新町の踏切、もうあそこは線路を撤去されておりまして、もう踏切の体はなされておりませんし、あそこを一時停止する必要もなくなって、ただの道路になっております。ということで、だんだんと少しずつではありますが、どうもJR九州の勢いが少しずつ、私の感じではバックしていつているような感じがします。それに、JR九州は上場企業でもありますし、支えているのは従業員さんですけど、要は株主の方々に損をさせちゃいかんというのがやはり企業の考えでもあろうかと思しますので、そういったところ、高いハードルがそれぞれ残っているような感じが私はしております。

そして、ここで調査を依頼されて、野村総研というところに調査をされて、今後のことについて色々報告が先だつてあったようだと思っておりますが、まず鉄道復旧の課題整理、鉄道復旧の課題として、鉄道利用者は既に減少傾向であったと、被災前から減少であったと。今後は、人口減少の加速やほかの移動手段、サービスが進化する中で利用者数はさらに減少する可能性が高いというような調査、診断をされているようです。被災前については高校生の通学や一部の通勤、買物、通院利用等に限られつつ減少傾向にあった。2040年頃には、今後鉄道利用へシフトするような大きな環境変化は想定されていない。さらに、環境の悪化は進みまして、自動運転の普及等によるバスや自家用車の利便性がさらに高まり、鉄道移動の選択率が低下する可能性が非常に高いと。

買物に至っては、そもそもの作りが八代市や人吉市にある大型店舗に消費が集中しているが、基本的に車でのアクセスを前提とした立地。今後、鉄道利用へシフトするような大きな環境変化は想定されていないということで、野村総研の調査等では非常に厳しいような状況が報告されているようです。その中であつて、復旧後、本町も関係市町村の1つでありますので、本町が負担する継続的維持費についてどのようになるか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

JR肥薩線は、復旧が完了したとしても、毎年の維持経費はかかってまいります。被災前の時点では、八代—吉松間で年間約9億円の赤字、そして八代—人吉間で約6億円の赤字と言われておまして、議員御指摘のように利用実績は年々落ち込んでいるような状況でございました。

今後も、沿線地域は人口減少、少子高齢化が進展する見込みであり、復旧後も赤字額が増えていくことが懸念をされております。報道によれば、復旧後の毎年の維持経費を約7億4,000万円と試算し、国・県の補助制度や交付税措置などで、12市町村の実質負担額は約1億2,000万円と算出をされております。この毎年の維持経費の負担割合についても、人吉市が5割、八代市が3割、残り2割を10町村で負担するというような報道もございますが、現在協議中の段階でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 先ほども、答弁の中に人口減少という文言も出てきましたが、関係地域の住民に関する特徴としまして、人口動態では、現状は地域の人口が継続的に減少傾向となっておりまして、人吉球磨管内です。将来の予測では、沿線4市町村、これは八代、人吉、球磨村、それから芦北ですかね、は2040年には、2020年からしますと33%の人口が減少するだろうと言われております。年齢構成も少子高齢化が急速に進展中でありましたが、さらに年少人口、それから生産年齢人口の減少が継続的になっていくということで、利用する方々が非常に減少傾向であるですよということも、先ほどの調査報告の中に入っております。その中であって、今答弁いただいたように、年間9億円の赤字、そのうち八代一人吉間で6億円の赤字ということで、これは現段階での数字だろうと思いますが、人口減少が進みますとさらに赤字も膨らむのではないかと、そういう懸念をいたしております。

現在、本町ではくま川鉄道、それから産交バスに対しては4,000万弱ほどの補助を出しているかと思えます。さらには、産交バスに至っては県の補助金も1割にもいかないというような状況で、どんどんどんどんと県からの補助率が下がってきている状況になっているのも現状だろうと思えます。こういった負担金になりますと、町の財政にも影響を及ぼすということになりますので、この辺りは慎重にいかないといけないのかなとそのように思えます。そのような中で、今まで肥薩線を利用された方がいかにこの観光に対して経済効果があったのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほどの総務課長答弁と若干重複する点がございしますが、この件につきましては、昨年4月にJR肥薩線再生協議会が発足し、今年の4月からJR肥薩線再生協議会ワーキンググループの第1回会議が開かれ、先月9回目の会議が終了したところです。

ワーキンググループの内容としましては、県の交通政策課が事務局となり、専門業者と委託契約を締結され、住民アンケート等を実施し、協議が進められているところです。

議員御質問の錦町観光への経済効果につきましては、熊本県の観光統計表を見ましたところ、肥薩線が運航されておりました直近過去5年、平成27年度から平成31年度のうち利用客が最も多かった平成29年度を例に申し上げますと、人吉球磨地域への延べ宿泊客が33万6,922人に対しまして、肥薩線、八代一人吉間の御利用客が517人でした。その全ての方が宿泊客であったと仮定いたしましても、その割合は0.15%となります。その方々が人吉市からどのような手段で、例えばくま川鉄道でありますとかを使われて何人錦町に入られたかは定かではありませんし、0.15%という割合だけですので断定することはできませんけれども、本町に関しましても得られた経済効果は小さかったのかなと考えられるところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） ありがとうございます。0.15%ということでよく数字を出していただきました。ありがとうございます。

今の内容を伺いますと、先ほども私が少し話しましたとおり、自動車による経済社会というのが人吉球磨の管内だろうということで、鉄道利用となりますと通学、通勤以外で観光列車等で考えますと0.15%の経済効果であったということで非常に厳しい数字であります。

本来であれば、肥薩線を復旧させながら観光事業にも取り組もうというのが沿線自治体のそもそもの考えであった

かもしれませんが、維持管理にも非常に莫大な費用がかかるということがここでも出てきておりますので、それぞれ自治体の温度差も違うようでありまして、また人口減少も重なるようであれば、各自治体の費用負担が非常に大きくなっていくというのがもう既に見えてきているのかなと思います。

ただ、人吉市の観光事業に関しましては、やはり観光列車等で来ていただけるお客様に関しては非常に期待が今までありましたので、今でも復旧、復活の運動をされているようですが、現状でいきますと、私個人的に行けば非常に厳しいのも事実だろうと思います。負担をするにしても、その負担金をどこから持ってくるのかというのがやはり自治体の考えであろうかと思いますが、最後に町長にお聞きをいたします。肥薩線問題について、町長の費用負担等がどのように考えておられるのか、あと肥薩線自体についてどのように考えておられるのか、もしお考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今回の災害によって、235億円からの復旧経費がかかると。その多くについては国の災害復旧事業或いはJRの一部負担、そして県はじめ自治体の負担金ということでございます。金額については、先ほど担当課長が話したとおりでございます。その復旧後の経費として、7億ちょっとの経費がかかると。これについても、先ほどのような負担割合でお金を出していくと。各町村、我々のところには1億2,000万、これを人吉を含めたところで割るとということで、その負担割合が人吉が50%、そして八代が30%。残りの20%を残りの町村が負担すると。まだ負担割合は決めておりません。恐らく非沿線と沿線とのまた色々な考えがあろうかと思っております。

ただ、考えてみますと、人吉球磨を観光地として今後持続可能にしていくためには、やはり列車の選択も私は捨てるべきではないと思っております。やはりこの球磨川を八代から球磨川の左岸を、列車がローカル列車でございますから、ことごとく人吉まで来る。この風情を考えたときには、私は他にないような情景じゃないかなと思っております。

平成27年でしたか、この人吉球磨が日本全国の文化財の指定と申しますか、いわゆる日本遺産に認定されました。最初で、日本遺産が全国で104ヶ所ありますけれども、その中の最初に平成27年の18番目というか18の番号の中に、これは御存じの司馬遼太郎が言った、日本で最も豊かな隠れ里、これがこの人吉球磨ですよ。シリアル型での日本遺産の指定、こういうこともありますので、やはり観光というのは非常に難しゅうございます。先ほど、丸目蔵人、それから桑原家の話もされましたけれども、本当にやってみないと分からないというのが観光でございます。

例えば、列車を使ってきたときに、インバウンドの人たちが場合によっては、それを使って観光地に来るということも予想されます。ですので、今のところ私は賛成とか反対とかそうじゃなくて、やはり経費の面もありますので、経費の分については私はもう少し国が或いは県が出すべきと思っておりますし、或いは最終的には、一番いいのは人吉ですので、人吉がもう少し負担を増やすべきと私は思っております。そうすることによって、我々も今度は、例えばそこが残るとしたときには、我々も利用するというようなことをしていかないと、それはもう高校生とか通勤客がほとんどいけませんので、高校生とか或いは沿線の人が使うだけでは、それはやっていけないと思っております。そういう気持ちで、みんながなるということが大事であります。果たして、そういうみんながなってくれるかどうかということだろうと思っております。もし、みんながもう駄目ということであれば、もう町長として、それは大きな決断をしなければならぬと思っております。ただ、今のところ私は、こういうローカル列車を、JRの話をされましたけれども、私はJR自体が上場企業でありますのでもう少しそれは、自分たちの会社の赤字の部分は切る、黒字の部分はそのまま、そういうばかな話を私は企業として、質問議員がそれを企業の倫理と言われましたけれども、私はそういうのは間違っていると思っております。やはり会社自体が黒字であれば、赤字の路線にもそれで黒字の部分で補

填していく。それが私は企業だろうと。国鉄から民間の会社が変わったわけですので、その当時のことを考えていけば、やはり赤字だからローカル線はどんどんどんどん切っていく。ローカル線というのは我々の生活に密着した路線ですので、私はそういうことを考えてJRもまだ出せと、県にも出せ、そして市にも出せというのも今後言い続けて、最終的には皆さんの意見も、議員の皆さんの意見も聞かなければならないと、今のところそういう感じを持っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 非常にいい話を聞けたかなと思います。先ほど、町長も県も出せというふうに言われましたが、実は福島県の只見線は福島県が出して、自治体の負担はございませんで、来てもらう方が市町村にお金を落としていただければそれによしというようなところも実際にありますので、そういったところも力強く県にも伝えるのがいいのかなと思います。是非、観光的に言ったら観光列車のみでも運用は可能かなと思いますがと言われたとおり、川線と俗に言れる線路で美しいところでもありますので、線路自体は非常に景観もよろしいかと思いますが、お金の話になりますと、また慎重にならないといけないと、そういうふうを考えました。

本日は、最後の質問者となりましたけれども、少し時間残りましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田和彦議員の一般質問が終了しました。

---

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されていた日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第3回錦町議会定例会9日目の会議を散会します。

午後3時18分散会

---







令和5年 第3回 錦町議会定例会議録 (第4号)

招集年月日	令和5年 9月 5日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開議 閉会	令和5年 9月14日 令和5年 9月14日	午前10時00分 午前11時13分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
凡 例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	7	竹 田 農利人	8 岡 田 武 志		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	山 園 琢 磨	農林振興課長	有 瀬 耕 二
副町長		保険政策課長	吉 田 誠 二	地域整備課長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課長	森 山 毅 宏	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課長	岩 尾 和 文	代表監査委員	宮 田 弘
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

## 議事日程

- 日程第1 議案第60号 令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第2 議案第61号 令和4年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第3 議案第62号 令和4年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第4 議案第63号 令和4年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第5 議案第64号 令和4年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第6 議案第65号 令和4年度錦町水道事業会計決算認定について
  - 日程第7 議員派遣の件について
  - 日程第8 委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出について
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第60号 令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第2 議案第61号 令和4年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第3 議案第62号 令和4年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第4 議案第63号 令和4年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第5 議案第64号 令和4年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第6 議案第65号 令和4年度錦町水道事業会計決算認定について
  - 日程第7 議員派遣の件について
  - 日程第8 委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出について
- 

## 午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第3回錦町議会定例会10日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

ここで、代表監査委員から決算審査意見書に関して訂正の申出がっておりますので、発言を許可します。宮田代表監査委員。

○代表監査委員（宮田 弘君） 改めまして、おはようございます。

令和4年度錦町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書の訂正について御説明を差し上げたいと存じます。

お手元に配付のとおり、こちらのペーパー1枚でございますけれども、6ヶ所の訂正をお願いするものでございます。

訂正内容といたしましては、文言の訂正が2ヶ所と作表に伴う数値の訂正が4ヶ所ございまして、いずれも構成比率の積上げにおきまして、いわゆる、端数調整ができておらず、合計が100%を超えた状態での作表となっておりますので、内訳におきまして、コンマ1%の端数調整を行わせていただいたものでございます。

このことによりまして、議員の皆様には、大変お手数をおかけするとともに、謹んでおわび申し上げます。

以上が、決算審査意見書における訂正についての御説明となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

---

日程第1. 議案第60号

日程第2. 議案第61号

日程第3. 議案第62号

日程第4. 議案第63号

日程第5. 議案第64号

日程第6. 議案第65号

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、議案第60号令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第6、議案第65号令和4年度錦町水道事業会計決算認定についての6議案を一括議題とします。

本案につきましては、各常任委員会において調査及び審査が行われております。

ただ今から各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務建設常任委員長、吉田眞二議員、吉田委員長。

○総務建設常任委員長（吉田 眞二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和5年9月14日、錦町議会議長、荒川孝一様、総務建設常任委員会委員長、吉田眞二。

総務建設常任委員会調査報告書。

令和5年第3回錦町議会定例会第1日目（令和5年9月5日）に調査及び審査を委託された案件について、次のとおり報告します。

1、調査案件。

議案第60号令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第64号令和4年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第65号令和4年度錦町水道事業会計決算認定について。

以上に係る総務建設常任委員会所管事項。

2、調査年月日。

令和5年9月6日水曜日から令和5年9月11日月曜日まで。

3、調査に当たった常任委員の氏名。

総務建設常任委員長、吉田眞二、総務建設常任委員副委員長、丸小野聖一、総務建設常任委員、荒川孝一、総務建設常任委員、池田秀晴、総務建設常任委員、竹田農利人、総務建設常任委員、早田和彦。

4、調査に立ち会った執行部の氏名。

総務課、深水英雄、山本直樹、矢野智浩、大村崇史、守永幸太郎。企画観光課、岩尾和文、小田善太、中村裕二、蓑田興造、手柴智晴。税務課、蓑田俊哉、大森光春、今田好昭。地域整備課、上野陽一、大村恵美、東利孝、長友崇。出納室、白川裕美、河津清臣。議会事務局、蓑田和也。

5、調査の結果及び意見。

総務課。

（行政係）

地方バス運行等特別対策補助及びくま川鉄道経営安定化補助（災害復旧補助金を含む）は、両補助金合わせて7,942万1,000円で、前年度比1,791万6,000円増、町の負担が強いられている。国・県に対し、補助金の増額を地域全体で訴えていく必要がある。

地方分権が進展する中、多岐にわたる行政需要に対応するためには、より高度で専門的な知識が必要であり、町独

自の研修や研修所等への派遣を行った。職員のさらなる資質向上を願う。

職員の健康管理については、衛生委員会を設置し、職員のメンタルヘルス対策及び健康保持増進のためストレスチェック、職場環境調査が行われ、健康相談や職場環境の改善が伺える。

(財政係)

一般会計決算額歳入は、88億5,570万5,000円で、前年度比6.0%減。

歳出決算額は、84億8,150万円で、前年度比6.7%の減となっており、前年を下回る要因は、国庫支出金、県支出金の減額が主な要因である。

昨年度と比較して、財政指標である経常収支比率は79.4%、対前年比1.8%減。実質公債費比率は8.3%、対前年比0.3%の減となった。

(消防交通・管財係)

消防団員数350名、うち機能別消防団員74名である。

今後、新団員加入と消防団員の要望に答えられるよう対応、対策を講じられたい。

全国各地において、多くの災害が発生している。対策として自主防災組織の強化、高揚を図るため、防災士育成等を願う。

交通防犯では、カーブミラー11基整備を実施し、また防犯灯60基を整備され、地域住民の安心、安全確保及び犯罪の未然防止に努められていることが伺える。

企画観光課。

(企画情報調整係)

大平溪谷キャンプ場については、令和2年7月豪雨により、使用ができなくなっているため、災害復旧後のキャンプ場としての活用について再検討する時期と考えられる。

そのため、令和4年度に実施した大平溪谷キャンプ場ワーケーション施設整備実施設計業務については、国内のワーケーション市場の状況、将来のワーケーション実践者の動向も考慮し、キャンプ場の一体的な整備計画の見直しを含め、再検討を望む。

ふるさと回帰推進事業での移住定住相談会や関係人口創出等のイベント等については、コロナ禍が落ち着いたこともあり、従来通りに戻りつつあるが、夜間に係る行程については、事故等が起きないように、無理のない計画を立てるとともに、今後においても積極的な参加を望む。

地域おこし協力隊員については、任期途中での退任となっているが、全国に見ても地域住民や職員とのトラブルも数多く起こっているという報道等もあることから、現在、着任している隊員については、そういう状況とならないよう、指導及び連携を図られたい。

あいねっと放送に係る委託業務について、光ケーブルの断線や機器の故障の原因を町民等へ周知することで、修繕料等の経費節減に努められたい。

(地域振興係)

人吉海軍航空基地資料館は、ウイズコロナ期を迎え、観光マインドの復調から前年比140%の1万6,443人の来館者があった。

松根油乾溜作業所跡を整備し、来館者見学メニューに加えることで、さらなる集客増に尽力されたい。

ふるさと納税については、4億3,607万3,000円と過去最高額を更新した。

納税額は、順調に伸びているものの、令和5年10月には、総務省の新たな基準に対応する必要があり、新基準に

対応しつつ、地元産品を使用した新たな返礼品を開発することで、さらなる寄附増に尽力されたい。

#### 税務課。

令和4年度国民健康保険税の賦課徴収が新たに加わったものの、徴収率96.13%であった。法人町民税においては99.96%と高い収納率であった。特に、軽自動車税種別割の収納率は、初の収納率100%を達成し、職員の努力が伺える。

しかしながら、滞納処分の停止件数39件、約1,000万円となっており、滞納整理業務の強化に職員一丸となって取り組まされたい。

#### 地域整備課。

公共工事等の発注において、町内企業を優先的に受注先とすべきと考えるが、工事内容によっては、繰越事業も出ている状況であるので、年度内完了を目指すためにも町外業者も受注先として十分に検討されたい。

水道事業については、令和3年10月に料金改定が行われたが、料金収入が291万円と微増であった。

上下水道事業は、一般会計よりの繰入金に頼る割合が多く、依然として厳しい財政状況である。

将来の人口、世帯数の減少も予想されている中で、新設された上下水道係による未加入世帯の加入促進に努力されることを望む。

新たに導入されたドローンについては、現場等において予想以上の効果が出ているようである。今後も有効に使用されることを大いに期待する。

住宅使用料及び上下水道使用料等の滞納繰越分について、徴収が不可能と思われるものについては、債権管理条例が制定された際には、滞納処分を適正に行われたい。

#### 出納室。

歳入については、令和4年度途中から定期預金利息が下がり、運用が大変厳しい状況である。金融商品の情報収集に努められたい。

歳出においては、1件当たりの収納手数料は、コンビニ手数料62.7円、窓口収納は20円から30円、口座振替収納が10円から16円である。関係各課と連携しながら納付者への利便性を考慮しつつ、納付者にとっても安心して確実な口座振替の利用の推進につながるよう、町民への周知に努められたい。

#### 議会事務局。

要望活動については、小規模自治体への財政支援等に関して、県関係国会議員への要望活動を実施した。

研修については、正副議長全国研修大会をはじめとする各種研修会のほか、全国和牛能力共進会へも足を運び、見聞を深め、資質向上に努めた。

特に、3年ぶりに再開した常任委員会研修では、先進的な取組等の調査研究を深めることができた。

今後も引き続き、調査研究により、本町の課題解決や施策に反映できるよう、研修活動の充実を望む。

また、議会のインターネット中継実施のために必要なカメラなどの機器導入については、執行部と連携の上、進められたい。

○議長（荒川 孝一君） 次に、厚生文教経済常任委員長、高田孝徳議員、高田委員長。

○厚生文教経済常任委員長（高田 孝徳君） それでは、報告いたします。

令和5年9月14日、錦町議会議長、荒川孝一様。厚生文教経済常任会委員長、高田孝徳。

厚生文教経済常任委員会調査報告書。

令和5年第3回錦町議会定例会第1日目（令和5年9月5日）に調査及び審査を委託された下記案件について、次

のとおり報告します。

記。

1、調査案件。

議案第60号令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第61号令和4年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第62号令和4年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第63号令和4年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

以上に係る厚生文教経済常任委員会所管事項。

2、調査年月日。

令和5年9月6日水曜日から令和5年9月11日月曜日まで。

3、調査に当たった常任委員の氏名。

厚生文教経済常任委員長、高田孝徳、厚生文教経済常任副委員長、谷口一也、厚生文教経済常任委員、石松まゆ子、厚生文教経済常任委員、金山民幸、厚生文教経済常任委員、岡田武志、厚生文教経済常任委員、梶原誠二。

4、調査に立ち会った執行部職員の氏名。

住民福祉課、山園琢磨、高山拓二、上野綾、馬場和広。保険政策課、吉田誠二、松田こずえ、永田紀久美。健康増進課、森山毅宏、鶴嶋由加。教育振興課、尾方良一、塩井裕樹、桑原裕、植薄美保。農林振興課、有瀬耕二、東貴志、栗原欣也。農業委員会、高波昌一。

5、調査の結果及び意見。

住民福祉課。

各種届の事務、マイナンバーカードの交付については、受付時間の延長など、カード普及に向け、行政サービスに努められ、マイナンバーカード交付率79.3%と大幅な増加につながられている。職員の努力の結果を高く評価する。今後も町民の方々のマイナンバーカード交付が進むことを望む。

コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策の一つとして住民税非課税世帯に対し、臨時特別給付金を1世帯10万円を152世帯に1,520万円、電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金を1世帯5万円を968世帯に4,840万円を支給。安心した暮らしにつながったと思う。

出産・子育て支援として子宝祝い金75人に対し1,535万円を支給。また、保健師等による妊娠期や子育て期の不安などに寄り添い、必要な支援をする伴走型相談支援と経済的支援として出産・子育て応援給付金を実施。妊婦等へ出産応援ギフトを107人に535万円。出産婦等73人に365万円を支給。

また、非課税世帯対象18歳以下の子ども170人に850万円を臨時特別給付金として支給。出生率についても前年度に対して0.1%増となっており、安心して子育てができたのではないかと評価できる。

結婚相談業務も町主催でイベントが実施され、5組のマッチングがあった。今後も活発に開催され、一人でも多くの方が結婚されることを期待する。

また、錦町結婚新生活支援事業補助金は、13件に216万円が交付された。

清掃費決算額は微増となっている。家庭排出ゴミ分別の徹底を町民の方々へ周知し、ゴミ減量に尽力されたい。

保険政策課。

国民健康保険特別会計は、保険給付費8億4,622万2,000円で、前年度比7,203万9,000円減であった。

被保険者が後期高齢者医療に移行することによる被保険者数の減少が要因である。併せて、がん等の高度医療を要する被保険者が後期高齢者医療へ移行したことも要因として考えられる。

また、特定健診の受診率が63.4%（前年度比1.3%増）と常に高率で推移している。その健診後の特定保健指導対象者への保健師の訪問指導活動も保険給付費の抑制につながっているものとして評価したい。

介護保険特別会計は、保険給付費10億4,922万7,000円で、前年度比1,350万円減であった。

しかし、今後、団塊の世代が75歳に達することにより、要介護者の増加が予想される。介護予防としての「元気が出る学校」、「元気クラブ」等の役割は大きくなっていく。事業の効果検証をされ、充実を図られたい。

老人福祉については、一人暮らし等高齢者の日常生活支援を目的とされ、現行のボランティアポイント制度を社会福祉協議会のボランティア資源と連携され、内容を見直す等の改善を図られたい。

#### 健康増進課

「健康づくり日本一」を目標に、保健師、栄養士、看護師等の推進体制を充実され、食生活改善推進協議会及び健康推進員の協力と保険政策課との連携により町民の健康増進業務と予算は適正に執行されている。

今後においても尚一層の努力を要望する。特に、基本健診をはじめ、各種健診は、がんや生活習慣病等の早期発見や治療につながり、健康保持と併せ、医療費縮減のために健診受診率の向上を図られたい。また、インフルエンザ予防接種や妊婦健康診査等の母子保健事業についても町民の健康に対する意識の高揚に努め、事業推進を図られたい。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国の指針等に基づき医療機関との調整により、事故なく円滑な接種事業を実施されている。感染状況を踏まえ、引き続き、感染拡大防止の啓発等に努められたい。

#### 教育振興課

学校教育に関しては、前年度比4,148万1,000円増で、中学校屋内運動場、武道場照明改修とテニスコート人工芝改修が主な要因である。

また、ICT事業の整備は完了しているが、導入から8年経過している機器もあり、更新等も考えられる。計画的な運用を望む。

3年にも及ぶコロナ禍において、学校行事やクラブ活動に多大な影響が出た。通常に戻りつつあるものの、クラブ活動においては、指導員の配置、確保、生徒数の減少と課題も多い。次世代育成のため、家庭、学校、地域のさらなる連携が必要と考える。

心の教室相談員事業においては、延べ1,319件の相談があった。引き続き、子どもの健全育成を望む。

社会教育事業においては、中止、延長、縮小されていた各種行事が通常に戻りつつある中、行事によっては、時期や内容の変更などの要望が町民から寄せられている。時代に合った行事内容にすることも課題であると考え。

#### 農林振興課

##### （農政係）

スマート農業の取組が成果に表れている。省力化に向けた効率的な農業の実現及び担い手不足の解消の一つとしてさらなる充実を図られたい。

農業用資材価格、原油高騰の影響が長期化している。農業者の経営安定及び産地の維持、発展を図るため、引き続き、国・県に対策を要望するとともに実効性のある支援を望む。

##### （耕地・林務係）

中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業の活用については、地域活動や営農の継続に対しての支援が行えるよう、関係機関と連携し、持続可能な強い農業の構築に努められたい。

令和2年7月豪雨災害、令和4年台風14号による林道復旧が道半ばである。早期復旧を望むとともに、原木価格が高値で推移しているときに森林整備を計画的に進められたい。

森林環境譲与税事業については、令和6年度以降、森林整備及びその促進に関する施策の財源として森林環境税が個人に課税される。趣旨に沿った施策を展開されたい。

有害鳥獣被害対策については、イノシシ149頭、シカ478頭、サル20頭、鳥類5,715羽、アナグマ42頭を捕獲し、総額1,112万3,000円の過去最高の補助金を交付した。今後も関係機関と連携し、引き続き、被害防止に努められたい。

農業委員会。

高齢化や人口減少の進行により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、集落営農組織の解散により、農地集積率61.6%（前年度比0.4%減）と低下した。農地の集約化等に向けた取組が必要となる。目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定し、農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化を図られたい。また、導入されたタブレットを有効活用し、地域計画の目標地図作成を進められたい。

農業者年金は、老後の備えとしても重要な制度であるので、積極的な周知、勧誘に努められたい。

以上で終わります。

○議長（荒川 孝一君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、ただ今から議案第60号から議案第65号に対する一括質疑を行います。

なお、各常任委員会において調査及び審査が行われておりますので、所管事項以外のみを限定として簡明に質疑をお願いします。

それでは、質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 住民福祉課長にお尋ねします。

陳情要望の件について。

令和3年は、道路改良側溝整備等が34件、今年が19件……

○議長（荒川 孝一君） 池田議員、申し訳ありません。ページ数は何ページになりますか。

○議員（9番 池田 秀晴君） ページ数は、これは、主要な政策の成果の7ページ。いいでしょうか。いいですか。

○議長（荒川 孝一君） 住民福祉課、よろしいですか。

○議員（9番 池田 秀晴君） 令和3年は、道路改良側溝等の整備が34件で、今回が19件、15件の減少です。それと街灯防犯灯、これ37件に対して33件、4件の減、カーブミラー、ガードレート等、8件に対して5件、3件の減、その他が3年が8件で21件と増えておりますけども、これは、令和3年の要望事項関係については、もう完了したような形になるのでしょうか。それとも残った部分が翌年度に繰り越してきたのか。それと、臨時特別給付金支給事務で、8ページですけど、住民税非課税世帯69世帯が繰越金690万円。それから令和4年度の特別が1世帯当たり10万円で152世帯。それと電気、ガスこれが968世帯。令和3年は878世帯あったんですよ。この数字の計算のやり方、ちょっと教えていただきたいと思っておりますけども。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えします。

まず初めに、要望の件数でございますが、こちら3年度分が繰り越したということではありませんで、4年に新たに出てきた件数でございます。



それから2点目の給付金の件数ですけれども、こちらのほうは、住民税の非課税世帯ということで、所得により把握した世帯数に申請書を送付しまして、申請が出た分につきまして給付をしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 要するに、令和3年は878世帯で、152世帯は不足分になるんですかね。それとも新たに令和4年、1,520万円。ガスなんか968世帯でしょ。この差がどこで、どのラインで計算されているのかちょっとつかみにくいもんですから教えていただきたい。それと65歳以上とか、高齢化になれば非課税世帯は増えてくると思います。ですけれども30代の後半から50代ぐらいまでは働けば非課税世帯にならないような努力を住民の方がしていただくようなその対策を考えていかなければいけないんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えします。

給付金の支給世帯につきましては、住民税非課税世帯に対する臨時給付金につきましては、令和3年度、4年度、2ヶ年にわたって支給をしております。3年度非課税世帯には、3年度に支給をし、繰越分については4年度に支給している。

あと、3年度で支給されていない、新たに4年度に非課税世帯になった世帯については、4年度で支給しているということで、4年度の支給が152件となっております。

その後の電気、ガス、食料品等の給付金につきましては、4年度の該当する非課税世帯について支給をされておりますので、968件の支給となっております。

もう1件、お尋ねありました所得の向上につきましては、私のほうからは御回答はできませんので、どうぞよろしくお願いします。

終わります。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） これはガスと普通の非課税世帯の特別給付金、これはだぶったような形で考えればいいんですかね。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 議員、おっしゃるとおり、この2つの給付金については、支給対象が同じような方に支給をしております。同じような方に10万円、5万円というような支給がっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 決算書の144ページの観光費のところの12節委託料のうちに委託料の3,517万4,964円のうち、観光情報分析によるデジタルマーケティング事業というのが2,998万6,000円委託料として上がっておりますけれども、この事業内容と金額について詳細にお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

位置情報分析によるデジタルマーケティング事業の委託料、こちらに関しましては、携帯のGPSを利用して観光客の8ヶ所の分析とそれに伴いますSNS広告、リスティング広告費用、配信用の動画制作、あとデジタルスタ

ンプラリーの週イベントを実施したところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。今の説明では観光客の情報を、移動を見える化にして、今後の観光施設に活かす基礎データを行うこととされたと思うんですけども、どのくらいの集客にこの2,998万6,000円を使ってどのような集客につなげたのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

この業務委託で、要は、資料館とか人吉球磨管内、錦町内の観光箇所、どの場所から来られているかという周遊パターンですね、そのようなものを様々分析いたしました。

一例を挙げますと、資料館を訪れる前にどこに立ち寄られたかという中でトップテンの中に、管外で言えば宮原サービスエリアなど、そういう高速道路からの周遊パターンがございました。

うちが取り組みましたのは、後の上位はほとんど管内、例えば青井阿蘇神社だったり、うちの道の駅ということで、管内向けに関しては、チラシとかそのような広告を打つ。管外の方に関してはSNS等の幅広い広告を打ちました。結果はということでございますけれども、3年度と4年度の入館者数を比較いたしましたして約5,000人、3年度はコロナ禍でちょっと営業ができない期間もございましたけれども1万6,000人の集客につながったということで、一定の効果は得られているのかなと。また、これは単年ではなく、今後もこのデータを活用できますので、またさらに、さらなる誘客、集客に向けた取組ができるもの、データが取れたということでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 今の説明の中で、ある程度の1万6,000人の集客っていうか、入館料があったので、成果ができたんじゃないかなあという答弁でございましたけれども、私は、やはり費用対効果も考えながらやっていかなければならないんじゃないかなと思っておりますので。前、シミュレーションで令和5年には5万人ということで、私たちには説明をされたときもありました。そのときに、コロナ禍で仕方がないとは今、思っておりますけれども、少しずつ増えているという状況でございますので、是非、この基礎データを基にして、今からも努力をされて、そして、費用対効果を考えながらやってほしいと思っております。もう、人吉海軍航空基地、できた施設でございますので、少しでもこの基礎データを、2,900万円からかかっておりますので、この予算が無駄にならないように頑張ってくださいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 答弁のほうはよろしいですか。

○議員（6番 石松まゆ子さん） お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

ただ今6番議員さん、昨日、一昨日ですか、11番議員さんからも資料館に関する一般質問を受けたところです。

今、6番議員がおっしゃいますように、このデータもろもろ、その他も色々努力する面がございますけれども、錦町観光協会指定管理者を中心に、当然、担当課のほうに企画観光課、あと町、職員全体、議員さんのお力も頂くことになろうかと思っておりますけれども、町を挙げて、この資料館の誘客、集客に努めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 決算資料、39ページの中ほどです。5節清掃費補助金1,300万円、災害等廃棄物処理事業費の補助金となっておりますが、これはいつの災害のときなので、どのような内容になっていますか。お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

災害につきましては、令和2年7月の災害でございます。西地区の自費解体分でございます、9棟を解体しております。事業費が2,600万円でございますので、2分の1の1,300万円の収入となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） ということは、2分の1補助で、残りの分については、対象になった方が払われたということですかね。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

被災者の方は負担金はありませんで、補助金の足りない分につきましては、起債を充てているということでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 今回の令和4年度の一般会計特別会計に関する各種書類、町長より認定審査に提出されておりますが、その中で、決算意見書、それから主要な施策の成果に関係しますが、まずあの……

○議長（荒川 孝一君） 金山議員、申し訳ございません。マイクをもう少し立てていただけますか。

○議員（10番 金山 民幸君） 失礼しました。続けますが、主要な施策の成果と決算、44ページからなる監査委員の決算意見書であります。先ほど総務建設常任会からも報告がありましたが、まず、職員研修の件ですね。自治体の住民サービスの要であります職員の位置づけは大変重要なものであります。私も研修の充実についてということで考えておりましたが、先ほど総務建設常任委員会からも報告がっておりますので、どうか年間の職員研修計画は積まれて、充実した研修がさらに進むように要望しておきたいと思っております。

そこで、これは町長に関連でございますが、こういった計画的な法に沿ったと言いますか、研修等々については大変重要であることは、全く私も同感でございます。ここで私が提案と言いますのが、考えを申し上げますと、今、町それから区、それぞれ行事がいっぱいあります。この行事に、私も反省するべき点がありますが、行事への参加ですね、職員の、これ強制はできません。そのときの行事には担当課は全員出たりしますが、その他の職員の方の顔がなかなか見かけないわけです。年間を通じて様々な町の行事、区の行事がありますので、もし機会があったら、地域を知る、町民の心を知るという意味で、職員の方も積極的に参加してもらえんかなあというのが私の要望でございますが、その辺のお考えをお伺いします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

職員研修は、それぞれ担当課において、或いは、この全般でやっておるところでございます。

本年度は、新たに今までの研修に加えまして、8月の22、23、24、3日間にわたりまして各課が講師となって、職員のほかの課がみんなで聞くというような、自分の課外の仕事を知るといことで研修をしております。聞きますと、すばらしい研修内容であったという評価も頂いております。そのような研修は、今後も続けていこうと思っております。

今、御質問がございました地域へのその活動、ボランティアと言いますかね、それに参加をというお話でございます。私は、私の地域にも職員が相当おりますけれども、今度、また我々の地域においては、町道の草払いをするわけですが、それについても全て出てきてくれておりますので、その点については、ちょっと心配していませんけれども、今、10番議員のところの職員がおればちゃんとそこは私、言っておきますので、職員全体に今、質問されたのは大事なことだなあと感じております。やはり、今これだけ人が減っていく、若者がいなくなっていくということになれば、やはり役場の職員が先頭に立っていくと、これは当然な話でございますし、それは私は、職員の役割だろうと思っております。例えば、忙しい時期であれば仕方がございませぬけれども、そこに率先して住民の人を引っ張っていくということを、職員にも今後、ちゃんと方針を伝えておきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 町長、8月にまた新しい研修を計画ということで大変いいことだと思います。それから先ほど言いましたように、地域への行事への参加については、これはあくまでも強制はできませんが、やはり地域を知り、人を知って初めて町の業務にもつながるのではないかと感じますので、職員の皆様、私どもも含めて一応、再度、考え直して協力をしていただければと思います。

それから1点ですが、先ほど言いましたように44ページにわたる令和4年度の決算意見書、大変、監査委員も御苦労いただいているわけです。先ほど町長が言われましたように、行政は縦割りと言われますが、今までは、もう皆さんも見ておられると思いますが、せつかくと言いますか、このような内容ある充実した決算意見書、職員の皆様も自分の課の分だけでなく、よその課のことも眺めていただければなあ、今までも見ておられると思いますが、あえてまた話をしたつもりです。

その中で、実際の健全な財政運営の一応の指標となります財政指標が色々あります。その中にもありますように、実質収支比率とか計上収支比率、実質公債比率、公債の将来負担比率とあります。その中で、いろんな標準的指標があって、本町の指標がありますが、若干、オーバーしている点もありますが、おおむね、私は、健全な財政が執行されているものと理解するわけです。その中で、計上収支比率のことを申し上げますが、前年度に比して△の1.8%減少して79.4%という数字が挙がっております。標準的には75%以下が好ましいということではありますけれども、今日の社会経済状況とか、事業等々の変遷により、なかなかこの75%以下というのはどうかなあということをお私思っているわけですが、一応標準は、75%以下ですが、79.4%と前年に比して1.8%減少したという報告が監査委員の意見書に載っております。さらなる地方自治体の財政運営の弾力性を持つためには、まだ努力しなさいという監査委員の意見が載っているわけですが、その中で、確か、経常収支を下げるためには、義務的人件費、扶助費、公債費等辺りの削減が監査委員から下げることが重要ですよというような話が載っているわけですが、私もそのように思いますが、現実的には、もう今までも相当、行財政改革をして、人件費、扶助費、公債費等について努力をされてきておるわけですが、この令和4年度の財政運営の中において、この経常収支率に全てが関係するわけではございませんが、そのための1つの方策として、錦町は令和3年度に、令和4年度から令和8年度までにわたる行財政改革大綱を定め、推進しておられます。

総務課長に数字的なことですが、この令和4年度における行財政改革の計画があるわけですが、どのような財政効果があったものかお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

行財政改革大綱につきましては、計画期間を令和4年度から令和8年度としまして、令和4年3月に改定をしております。

行財政改革の基本方針としましては、3つ挙げておりまして、町民ニーズに応える行政運営、2つ目に柔軟で機能的な組織職員づくり、3つ目としましては、健全な財政運営の推進となっております。

こちらの大綱の実施計画のほうには、具体的な取組事項としまして、働き方改革及びノー残業デーの実施や町単独補助金の見直し、分別の推進によるゴミの減量など挙げております。

令和4年度の効果目標としては、1億6,092万円としております。令和4年度の効果額としては、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の伸びによりまして、実績額が2億3,955万8,000円、7,863万8,000円の伸びで、担当としては試算をしているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） はい、分かりました。今後も厳しい状況で、なかなかこの行財政改革というのも非常に厳しいことで、役場だけでできるものでありません。町民の理解も必要でございます。大変だとは思いますが、今後の将来の財政運営のために、鋭意努力をお願いしたいということを要望して質疑を終わります。

○議長（荒川 孝一君） ほかにございせんか。3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） すいません、決算全体のことについての御意見でもいいでしょうか、議長。

○議長（荒川 孝一君） はい。

○議員（3番 梶原 誠二君） いや、中身じゃなくて全体のことについて御意見でもいいでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 全体のことです。町長に答弁を求められるんですか。

○議員（3番 梶原 誠二君） はい。今、ホームページのほうに財務書類ということが公表されています。これ見ると、令和3年度の財務書類が令和5年3月28日ちゅうことで、決算認定後、1年後ぐらいですかね、公表されていますけれども、総務省によると市町村会計を分かりやすくするというところでの目的でつくられたということで、内容的には対借対照表と行政コスト計算書、それと純資産変動計算書、それと資金収支計算書、財務4表っていう表現でされていますけれども、できれば、分かりやすいということで公表なんですけれども、できればこのシートについて、全協とか機会つくっていただいて、少し説明をいただければと思いますので、その点、総務課長にお伺いしています。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

財務4表につきましては、ホームページのほうで公開はしておりますけれども、そちらについて説明する機会等はないので、今、説明をしてほしいということですかね、内容的な。

○議員（3番 梶原 誠二君） 新たにまた機会を設けて、日程が終わってからの話です。

○総務課長（深水 英雄君） そちらについては、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかにございせんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 教育振興課長にお尋ねします。主要な政策の成果の中の26ページ。衛生管理の中で、拭き取り検査とありますけども、この拭き取り検査はどういった具合の検査なのか。それと、意見書の中の給食費未収3件、28万1,000円。この完納対策、今、給食費の全額補助になっていますんで、この未収入に対しての対策を教えてくださいたいと思います。意見書の26。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問、お答えいたしますが、恐れ入ります、1件目の検査の内容ということでしょうか。

○議員（9番 池田 秀晴君） そうです。拭き取り検査って書いてありますね。

○教育振興課長（尾方 良一君） 拭き取り検査ですね。この検査につきましては、給食センターが稼働しない8月の夏休みの期間を利用して、調理器具等に関しまして一斉の清掃業務を委託しております。そのときに行う拭き取り検査等になります。

それから2つ目の完納対策としましては、今現在、給食費無償化ということで、令和4年度から取り組んでいくことになりましたので、令和5年度においては、未納の方に関して、過年度分についても当然、納めていただくという前提の下での給食費補助ということを取り組んでおります。ということで、一括でも難しいという方も当然いらっしゃると思いますので、何回かに分けての納付催告と言いますか、納付の確約をした上での取組を分納で行っていただくということで取り組んでおります。ということで、今後においても少しずつでも納めていただくということで取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） ほかの方は完納ですんで、幾ら全額補助と言っても、この3件の方は本当に今までの分を払っていただくような対策は絶対していただきたい。不納欠損とならないようお願いしたいと思います。

それと、農業委員会の方にお尋ねします。

今、農地がある程度、集約されておりますけども、恐らくこれから5年、10年になると、後継者がいなくなって農地を借りたいという人が減ってくると思うんですよ。そういう前提の下で、今後は動いていただきたいし、うちの分館でも親子2人でやっておられますけれども、もうこれ以上増やすことはできんというような考えも持っておられます。恐らくそういう方がどんどんどんどん増えてくるんじゃないかなど。私なんかもう、うちの担い手がいなければ売ろうかなというような考えになっておりますんで、今後の対策をどういった具合で考えていただけるか教えてくださいたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 高波農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高波 昌一君） お答えいたします。

今年度の集積率につきましては、各集落にあります集落営農組織の解散等によりまして、若干、集積率のほうは下がっております。

農林振興課、農業委員会といたしましては、今後10年後、10年後の農業の在り方、農地の在り方、担い手の在り方等を想像しながら10年後のあるべき姿を農家の方にお話し、地域で話し合いを行い、どなたがつくられるという目標地図ついでいうのを作成するようになっております。来年度にかけて、こういった作業を行いまして、10年後のあるべき農業の在り方、農地の担い手の在り方等を地域の方々と話し合いしながら進めていくつもりです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第60号から議案第65号までの一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第60号令和4年度錦町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は、原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第61号令和4年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は、原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第62号令和4年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は、原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第63号令和4年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は、原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第64号令和4年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は、原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第65号令和4年度錦町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は、原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第7. 議員派遣の件について

○議長（荒川 孝一君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認め、議員派遣の件については名簿のとおり派遣することに決定しました。

---

**日程第8. 委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出について**

○議長（荒川 孝一君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

---

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第3回錦町議会定例会を閉会します。

午前11時13分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員





